



# JA津安芸の現況

令和6年度事業 



2025Disclosure



# 目 次

|                          |    |
|--------------------------|----|
| ごあいさつ .....              | 1  |
| 1. 経営理念 .....            | 2  |
| 2. 経営方針 .....            | 2  |
| 3. 経営管理体制 .....          | 2  |
| 4. 農業振興活動 .....          | 3  |
| 5. 沿革・歩み .....           | 4  |
| 6. 事業の概況（令和6年度） .....    | 5  |
| 7. 地域貢献情報 .....          | 7  |
| ●全般的事項 .....             | 7  |
| ●地域からの資金調達の状況 .....      | 8  |
| ●地域への資金供給の状況 .....       | 10 |
| ●地域密着型金融への取組み .....      | 12 |
| ●文化的・社会的貢献に関する事項 .....   | 13 |
| 8. リスク管理の状況 .....        | 16 |
| ●リスク管理の体制等 .....         | 16 |
| ●法令遵守体制 .....            | 20 |
| ●反社会的勢力との取引排除 .....      | 21 |
| ●金融ADR制度への対応 .....       | 21 |
| ●内部監査体制 .....            | 23 |
| ●金融商品の勧誘方針 .....         | 23 |
| ●金融円滑化にかかる基本的方針 .....    | 23 |
| ●個人情報の取扱い方針 .....        | 24 |
| ●貸出運営についての考え方 .....      | 26 |
| ●業務の適正を確保するための体制 .....   | 27 |
| 9. 自己資本の状況 .....         | 30 |
| ●自己資本比率の状況 .....         | 30 |
| ●経営の健全性の確保と自己資本の充実 ..... | 30 |
| 10. 主要な業務の内容 .....       | 31 |

|  |           |
|--|-----------|
| ●事業の内容.....                                | 31        |
| ●系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）.....               | 32        |
| <b>11. 経営の組織 .....</b>                     | <b>33</b> |
| ●組織機構図.....                                | 33        |
| ●組合員数.....                                 | 34        |
| ●組合員組織の状況.....                             | 34        |
| ●地区一覧.....                                 | 34        |
| ●特定信用事業代理業者の状況 .....                       | 34        |
| <b>12. 役員構成 .....</b>                      | <b>35</b> |
| <b>13. 事務所の名称及び所在地.....</b>                | <b>36</b> |
| <b>14. 直近の2事業年度における財産の状況 .....</b>         | <b>37</b> |
| ●貸借対照表.....                                | 37        |
| ●損益計算書.....                                | 38        |
| ●注記表等.....                                 | 40        |
| ●剰余金処分計算書.....                             | 61        |
| ●部門別損益計算書(令和5年度).....                      | 62        |
| ●部門別損益計算書(令和6年度).....                      | 63        |
| <b>15. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標.....</b>  | <b>64</b> |
| ●最近5年間の主要な経営指標.....                        | 64        |
| <b>16. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標 .....</b>    | <b>65</b> |
| ●利益総括表.....                                | 65        |
| ●資金運用収支の内訳.....                            | 65        |
| ●受取・支払利息の増減額.....                          | 65        |
| ●貯金に関する指標.....                             | 66        |
| ●貸出金等に関する指標.....                           | 66        |
| ●農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況 .. | 70        |
| ●経営諸指標.....                                | 71        |
| ●貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額.....                   | 71        |
| ●貸出金償却の額.....                              | 71        |
| ●内国為替取扱実績.....                             | 72        |
| ●有価証券に関する指標.....                           | 72        |
| ●有価証券等の時価情報等.....                          | 73        |
| ●共済取扱実績.....                               | 75        |
| ●購買事業品目別取扱実績.....                          | 76        |
| ●販売事業（受託販売）品目別取扱実績.....                    | 77        |

|  |            |
|--|------------|
| ●販売事業（買取販売）品目別取扱実績                     | 77         |
| <b>17. 自己資本の充実の状況</b>                  | <b>78</b>  |
| ●自己資本の構成に関する事項                         | 78         |
| ●自己資本の充実度に関する事項                        | 80         |
| ●信用リスクに関する事項                           | 85         |
| ●信用リスク削減手法に関する事項                       | 94         |
| ●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項       | 96         |
| ●証券化エクスポージャーに関する事項                     | 96         |
| ●CVAリスクに関する事項                          | 97         |
| ●マーケット・リスクに関する事項                       | 97         |
| ●オペレーショナル・リスクに関する事項                    | 97         |
| ●出資等または株式等エクスポージャーに関する事項               | 98         |
| ●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項    | 99         |
| ●金利リスクに関する事項                           | 100        |
| <b>18. 連結グループ（組合及び子会社）の概況</b>          | <b>102</b> |
| ●連結グループの概況                             | 102        |
| ●子会社の状況                                | 102        |
| <b>19. 直近の事業年度における連結事業の概況</b>          | <b>102</b> |
| ●連結事業概況（令和6年度）                         | 102        |
| <b>20. 直近の5連結事業年度における主要な業務の状況を示す指標</b> | <b>103</b> |
| ●主要な経営指標等の推移                           | 103        |
| <b>21. 直近の2連結事業年度における財産の状況</b>         | <b>104</b> |
| ●連結貸借対照表                               | 104        |
| ●連結損益計算書                               | 105        |
| ●連結キャッシュ・フロー計算書                        | 106        |
| ●連結注記表等                                | 108        |
| ●連結剰余金計算書                              | 130        |
| ●農協法に基づく開示債権                           | 130        |
| ●連結事業年度の事業別の経常収益等                      | 131        |
| <b>22. 連結自己資本の充実の状況</b>                | <b>132</b> |
| ●連結自己資本比率の状況                           | 132        |
| ●自己資本の構成に関する事項                         | 132        |
| ●自己資本の充実度に関する事項                        | 135        |
| ●信用リスクに関する事項                           | 139        |
| ●信用リスク削減手法に関する事項                       | 148        |

|                                     |            |
|-------------------------------------|------------|
| ●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項    | 149        |
| ●証券化エクスポージャーに関する事項                  | 149        |
| ●CVAリスクに関する事項                       | 149        |
| ●マーケット・リスクに関する事項                    | 150        |
| ●オペレーショナル・リスクに関する事項                 | 150        |
| ●出資等または株式等エクスポージャーに関する事項            | 150        |
| ●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 | 151        |
| ●金利リスクに関する事項                        | 151        |
| <b>23. 財務諸表の正確性に係る確認</b>            | <b>152</b> |
| <b>24. 会計監査人の監査</b>                 | <b>152</b> |
| <b>25. 役員等の報酬体系</b>                 | <b>153</b> |
| ●役員                                 | 153        |
| ●職員等                                | 154        |
| ●その他                                | 154        |

## ごあいさつ

平素はJA津安芸をご利用、お引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、皆さまに当組合の経営方針や経営状況・事業内容を紹介するためのディスクロージャー誌を作成いたしました。本誌により、皆さまの当組合へのご理解・ご信頼をより一層深めていただければ幸いに存じます。

また昨年5月に、本店・津中央支店の新築工事すべての工程が無事に完了し、地域の拠点として新たな一步を踏み出しております。

当JAにおきましては、令和6年度は新たな改革の取り組みを進めるとともに、組合員の皆さまとの対話を大切にしながら総合事業活動に取り組んでまいりました。その結果、着実な計画の実践により、目標を達成することができました。これもひとえに組合員の皆さまのご支援のおかげと大変感謝しております。また、この結果に甘んじることなく今後も気を引き締めて取り組んでまいります。

さて、わが国の経済は、人件費や物流コストの増加などによって物価上昇圧力が強い状態が続き、農業や日々の暮らしへの影響が懸念されておりますが、日本経済の先行きについては内需を中心に底堅い成長が続くと予測されております。

農業を取り巻く環境は、後継者不足や高齢化が進行する厳しい状況が続く中、スマート農業や環境に配慮した持続可能な生産体系の構築が求められています。当JAでは、組合員との対話を踏まえ、JA津安芸ブランド商品の生産・販売強化を図り、農業者の売上増加・コスト低減をめざすとともに、農業者・消費者それぞれのニーズに応え、満足していただける経営をめざして、日々の業務に取り組んでまいります。

令和7年度におきましても、協同組合としての原点を大切にしながら、新たな計画のもとで中長期的なビジョン「めざす姿」を持ち、地域と農業の未来づくりに本気で向き合い、「地域から必要とされ続けるJA」をめざしてまいります。

結びとなりますが、今後も総合事業活動のスケールメリットを最大限に活かし、自己改革を推し進め、経営基盤の確立と組織基盤の強化に取り組み、「持続可能な農業と地域共生社会の実現」を担う組織としての役割を果たすため、組合員・地域の皆さま第一の視点を持ち、役職員一同、誠心誠意努めてまいりますので、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

令和7年7月

津安芸農業協同組合

代表理事組合長 前川 温仁

## 1. 経営理念

「農業と自然を守り『農』と『住』の調和した、うるおいと豊かさのある地域社会の実現をめざします。」

## 2. 経営方針

当 JA は、農業・食・緑・環境・文化・福祉を通して、農業と地域社会の持続性を高め、地域とともに未来を創っていくことを使命として、協同活動と総合事業で豊かな暮らしと活力ある地域社会を実現するための事業活動を行います。

### 基本目標

#### 1 「地域農業の振興」

JA の基本的使命であり存在意義そのものです。農業経営や食料供給を持続可能なものにしていくため、産地の将来展望を見据えた生産振興に努めます。

#### 2 「地域社会への貢献」

総合事業と協同活動を展開する事で、組織の活力を地域へ、地域の活力を組織へとつなげ、組織・地域の活性化を進めていきます。

#### 3 「経営体質の強化」

事業の収益性・経営の健全性を確保するための戦略を策定・実践し、進捗管理を徹底するとともに、経営戦略と連動した人材戦略により、「JA 経営の確立」を推し進めます。

#### 4 「組合への信頼向上」

健全で透明性の高い経営に努め、新たな時代に柔軟に対応できる強い体力の組織をめざし、地域での信頼向上に努めます。

## 3. 経営管理体制

当組合は農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、産直部会や受託部会、女性部などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第 30 条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

## 4. 農業振興活動

### ◇青果物流通経費支援対策金

当JA管内で流通する青果物の出荷容器（専用コンテナ）にかかる経費に対して支援を行うことで農業者の生産コスト低減を図り、地域農業の振興・発展に貢献することを目的として取り組みました。

### ◇害虫被害対策補助金

管内で問題となっている有害虫（ジャンボタニシ）による農作物の被害を未然に防止するため、関係機関・組合員等と連携して対策し、管内農業の維持に取り組みました。

### ◇地域ブランドへの取り組み

新米玄米販売として、地域ブランド米「TSUGOME」特別栽培米コシヒカリ・至福の一杯の予約販売に取り組みました。また、地域の方に「TSUGOME」を知ってもらえるようJAグリーン・みどりの交差点では今摺り米の販売を行い、県内の量販店で販売を強化しました。

また、白ネギについては津の初代藩主・藤堂高虎公にちなんで命名した「高虎ねぎ」としてブランド化を推進しました。

### ◇需要に応じた生産・提案による生産販売量の維持・拡大

令和6年度産米は、「しふくのみり」を49.5haに拡大し取り組みました。全国的な米不足の状況により、令和6年産米の集荷量が減少し、集荷率80.6%の結果になったことから、次年度の水稲うるち米の作付け面積拡大に取り組みました。

### ◇土壌診断や低価格資材の普及による生産コストの低減

適正施肥に向けた土壌診断の実施と、低コスト資材として当JAオリジナル「ミー・ユ B B 2000」の販売拡大に取り組みました。

低コスト農機の提案やレンタル農機の利用促進を行い、修理整備費用の低減の取り組みとして草刈機無料点検会やメンテナンス講習会を実施しました。

### ◇農業者のニーズに合わせた農業融資商品の提供

農業資金では、JAバンク利子補給や制度資金を活用した低金利・低コストの資金提案に取り組みました。

## 5. 沿革・歩み

| 年 月        | 内 容  | 年 月        | 内 容                            |
|------------|--|------------|--------------------------------|
| 昭和 63年 2月  | 津市、美里、辰水、安濃町、芸濃町、河芸町の 6 農協による三重県下初の行政区域を越えた広域合併、津安芸農業協同組合が発足 | 平成 19年 1月  | 金融店舗再編(ファイル統合、22 本支店から 10 本支店) |
| 昭和 63年 6月  | 葬祭センターで業務開始  | 平成 19年 4月  | ローンセンターオープン                    |
| 平成 元年 8月   | 高宮支店の事務所竣工   | 平成 19年 4月  | 芸濃支店新築オープン                     |
| 平成 2年 7月   | 資産管理事業を開始  | 平成 19年 11月 | 合併 20 周年記念 JA まつり開催            |
| 平成 2年 9月   | 貯金残高 1,000 億円達成  | 平成 20年 9月  | ファーマーズマーケット「みどりの交差点」オープン       |
| 平成 3年 8月   | 河芸ライスセンター竣工  | 平成 20年 9月  | 津北支店、津北部営農センター新築オープン           |
| 平成 3年 9月   | 新予約共同購入運動が発足   | 平成 22年 3月  | 貯金残高 1,500 億円達成                |
| 平成 4年 6月   | 半田出張所の事務所竣工  | 平成 22年 6月  | 経営管理委員会制度導入                    |
| 平成 4年 7月   | 高齢者健康管理活動に参加   | 平成 22年 7月  | 「メモリアルホールやすらぎ」第 3 ホールオープン      |
| 平成 5年 10月  | 川西出張所の事務所竣工  | 平成 23年 7月  | 地区運営協議会発足                      |
| 平成 5年 10月  | 外貨両替の業務開始  | 平成 23年 12月 | 農機センター新事務所オープン                 |
| 平成 6年 3月   | 長期共済保有高 5,000 億円達成   | 平成 24年 11月 | 合併 25 周年記念 JA まつり開催            |
| 平成 6年 4月   | 河芸営農センターオープン   | 平成 25年 2月  | 神戸片田支店新築オープン                   |
| 平成 6年 5月   | 信用オンライン新システム稼働   | 平成 25年 3月  | 楡形水稻育苗施設改装工事竣工                 |
| 平成 6年 10月  | 国債等窓口販売の業務開始   | 平成 26年 3月  | 栗真白塚支店新築オープン                   |
| 平成 7年 3月   | 安濃育苗センター竣工   | 平成 27年 1月  | 津南部支店、津南部営農センター新築オープン          |
| 平成 7年 4月   | 株式会社ジェイエイ津安芸業務開始   | 平成 28年 4月  | 津給油所(セルフスタンド)新装オープン            |
| 平成 8年 7月   | 美里営農センターオープン   | 平成 29年 3月  | 河芸中央支店、河芸営農センター新築オープン          |
| 平成 8年 10月  | 芸濃営農センターオープン   | 平成 29年 11月 | 合併 30 周年記念 JA まつり開催            |
| 平成 9年 9月   | 合併 10 周年記念事業   | 平成 30年 4月  | 津安芸地区農業青年部設立                   |
| 平成 9年 12月  | JA 助け合い組織「まつの実会」設立   | 令和元年 5月    | 津中央支店津店新築オープン                  |
| 平成 10年 3月  | 長期共済保有高 6,000 億円達成   | 令和2年 9月    | 貯金残高 2,000 億円達成                |
| 平成 11年 5月  | 津南部営農センターオープン  | 令和3年 5月    | 安濃ライスセンター麦対応機能向上工事の完成記念起動式     |
| 平成 11年 6月  | 安濃営農センターオープン   | 令和3年 6月    | 理事会制度へ変更                       |
| 平成 11年 7月  | 津中央営農センターオープン  | 令和3年 9月    | 新米まつり初開催                       |
| 平成 11年 7月  | カントリーエレベーター竣工  | 令和4年 4月    | インスタグラムで JA 津安芸公式アカウントを開設      |
| 平成 11年 10月 | 津北部営農センターオープン  | 令和4年 5月    | 本店・津中央支店の新築建設工事起工式             |
| 平成 11年 12月 | A コープ津店・JA グリーン津店新装オープン                                      | 令和4年 10月   | 「つあげの梅酒 美しい梅」販売開始              |
| 平成 12年 3月  | 食材センター新装オープン   | 令和5年 8月    | 新本店・津中央支店プレオープン                |
| 平成 12年 4月  | シルバーセンター開設   | 令和6年 6月    | 本店・津中央支店竣工記念式典                 |
| 平成 13年 7月  | 受託部会設立   | 令和6年 11月   | 「高虎ねぎ」高山神社ねぎ祈祷奉納祭              |
| 平成 13年 12月 | 津給油所竣工   |            |                                |
| 平成 13年 12月 | 金融共済店舗統合(ファイル統合、33 本支店から 22 本支店)                             |            |                                |
| 平成 14年 10月 | 合併 15 周年記念 JA まつり開催  |            |                                |
| 平成 14年 11月 | ホームページ開設   |            |                                |
| 平成 14年 11月 | 地区別座談会開催   |            |                                |
| 平成 14年 12月 | 農産物産直部会設立総会  |            |                                |
| 平成 15年 5月  | 信用新システム「JASTEM」稼働  |            |                                |
| 平成 16年 1月  | 株式会社ジェイエイ津安芸が「ISO 14001」を取得                                  |            |                                |
| 平成 16年 2月  | 河芸産地直売所オープン  |            |                                |
| 平成 16年 12月 | 「メモリアルホールやすらぎ」オープン   |            |                                |
| 平成 17年 4月  | 農業機械のマシンナリーセンター構築  |            |                                |

## 6. 事業の概況（令和6年度）

### 業況

中期3ヵ年計画の最終年度にあたる令和6年度は、地域になくてはならないJAであり続けるため、計画で掲げる3つの重点取組事項「多彩な農業の拡充による農業生産の拡大と農業者の所得増大」「組合員との関係深化と多様な連携による組織・地域の活性化」「自己改革の実践を支える持続可能なJA経営の確立」の現状分析および改善を継続的に実践し、役職員が一丸となって「不断の自己改革」を押し進めてまいりました。

営農事業では、「青果物流通経費支援対策金」「害虫被害対策補助金」を引続き活用いただくとともに、農業生産において排出される肥料農薬の空容器処分費用の一部を負担する「肥料農薬廃棄プラスチック補助金」および津安芸で振興している作物に対し、作付維持拡大を目的とした「津安芸振興作物応援事業助成金」を新設し、経費軽減と生産維持・環境対策などに取り組みました。また、農業者所得増大・地域農業活性化として、津の初代藩主・藤堂高虎公にあやかった白ネギ「高虎ねぎ」ブランドを立ち上げ、耕作放棄地の活用および津産津消の促進を図りました。

信用事業では、組合員・利用者の生活を支える金融機関として、地域で必要とされるJAバンクをめざし、相談機能を発揮してローンや資産形成・運用など、顧客の様々なニーズへの適切な対応により基盤拡大に取り組みました。

また、次世代層への積極的なアプローチにより、資産形成・資産承継の提案等を行い、取引深耕に努めました。

共済事業では、JA共済の使命である「ひと・いえ・くるま・農業」の万全な保障提供に向けた普及活動として、渉外と窓口担当者（スマイルサポーター）を中心とした支店内連携の推進活動を展開するとともに、契約者への確認活動を通じた接点強化により、利用者満足度の向上に努めました。

また、ペーパーレスやキャッシュレス手続き、Web約款の促進に取り組み、契約者の利便性向上・事務処理の効率化に努めました。

経営管理では、「自己改革の実践を支える持続可能なJA経営の確立」に向け、PDCAサイクルによる継続的な改善に取り組むとともに内部統制の充実・強化による健全性確保に努めました。

また、組合員との対話やイベントを通じ、組合員や地域住民から必要とされるJAをめざした組織基盤の強化に取り組みました。

## 損益の状況等の概括的な説明

決算の内容は、経常利益で 1,014,019 千円、当期剰余金で 755,858 千円となりました。

## 対処すべき重要な課題

- ① 農業者の所得増大と生産規模拡大に向けた取り組みの継続と強化  
販売力の強化と生産資材コストの低減に取り組み、持続的な生産振興による農業生産の拡大と所得増大に向けた生産基盤の維持・拡大
- ② 経営基盤の強化を支えるリスク管理の強化  
コンプライアンス・ガバナンス態勢の強化による内部管理体制の充実に向けたリスク管理の厳格化
- ③ 持続可能な収益性と将来に亘る健全性の確保  
目標利益を実現する戦略を策定・実践し、進捗管理を実践するとともに、営農と地域を支える総合事業の展開

## 7. 地域貢献情報

### ●全般的事項

当組合は、津市(平成 17 年 12 月 31 日現在における久居市及び一志郡香良洲町・一志町・白山町・美杉村を除く)を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助(お互いに助け合い、お互いに発展していくこと)を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当組合の資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当組合では資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当組合は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、JA の総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助けあいを通じた社会貢献に努めています。

|      |          |     |              |
|------|----------|-----|--------------|
| 組合員数 | 18,170 人 | 出資金 | 2,535,842 千円 |
|------|----------|-----|--------------|

●地域からの資金調達の状況

(1) 貯金・定期積金残高

201,811 百万円

(2) 貯金商品

(令和7年3月末現在)

| 種類                 | 期間  | 預入額  | 商品の概要等  |
|--------------------|---|--|---|
| 当座貯金               | 定めなし  | 1円以上   | 小切手や手形のお支払のための貯金です。利息は付きません。  |
| 普通貯金               | 定めなし  | 1円以上   | 出し入れ自由の貯金で、給料や年金の自動受け取りや、公共料金などの自動振替口座としてお使いいただけます。また、個人のお客様の方は、総合口座による当座貸越ができます。 |
| 普通貯金無利息型<br><決済用>  | 定めなし  | 1円以上   | 商品内容は普通貯金と同様です。利息は付きませんが、貯金保険制度により全額保護されます。                                       |
| 貯蓄貯金               | 定めなし  | 1円以上   | 5段階の金額階層別金利設定により毎日の最終残高に応じた店頭表示の利率が適用されます。  |
| 納税準備貯金             | 定めなし  | 1円以上   | 納税に備えていただく専用の貯金です。  |
| スーパー定期             | 1ヶ月以上<br>5年以内                                   | 1,000円以上   | 自由に預入期間の設定ができます。単利型と複利型が選択できます。   |
| 大口定期               | 1ヶ月以上<br>5年以内                                   | 1,000万円以上  | 1,000万円以上のまとまった資金の運用に最適です。預入期間等はスーパー定期と同じです。                                      |
| 期日指定定期貯金           | 1年以上<br>3年以内                                    | 1,000円以上<br>300万円未満                                      | 1年複利で、1年経過後はいつでもお引き出しできます。  |
| 変動金利定期貯金           | 1年以上<br>3年以内                                    | 1,000円以上   | 半年毎の適用金利です。単利型と複利型が選択できます。  |
| 生き生きねんきん定期         | 1年  | 1,000円以上<br>500万円まで                                      | 当組合での公的年金受給者に対しスーパー定期(1年もの)を年0.285%でお預りします。                                       |
| プレ生き生きねんきん定期       | 1年  | 1,000円以上<br>100万円まで                                      | 当組合での公的年金受取予約者に対しスーパー定期(1年もの)を年0.285%でお預りします。<br>(対象年齢：55歳～64歳)                   |
| 一般財形貯金             | 3年以上  | 1円以上   | 勤労者の財産形成目的の貯金です。毎月の給料やボーナスから天引きして積立できます。  |
| 財形年金貯金             | 5年以上  | 1円以上   | 勤労者の老後生活の安定を目的とする財形貯金です。財形住宅と合わせて550万円までの非課税枠が利用できます。                             |
| 財形住宅貯金             | 5年以上  | 1円以上   | 住宅の取得や増改築を目的とする財形貯金です。財形年金と合わせて550万円までの非課税枠が利用できます。                               |
| 積立定期貯金             | 6ヶ月以上   | 1円以上   | 期間を決めて積立てる方式と期間を定めず積立てる方式の2種類が選択できます。   |
| 子育て応援定期貯金<br>(複利型) | ・定額方式<br>3年以上<br>5年以内<br>・期日指定方式<br>3年超<br>5年未満 | ・保護者<br>1,000円以上<br>200万円まで<br>・子<br>1,000円以上<br>100万円まで | 子育て応援クラブ会員に対して預入時のスーパー定期貯金3年もの・4年もの・5年もの店頭表示金利に、年0.05%上乘せします。                     |

|                    |   |  |   |
|--------------------|---|--|---|
| 子育て応援定期貯金<br>(単利型) | ・定型方式<br>1ヵ月以上<br>5年以下<br>・期日指定方式<br>1ヵ月超<br>5年未満 | ・保護者<br>1,000円以上<br>200万円まで<br>・子<br>1,000円以上<br>100万円まで | 子育て応援クラブ会員に対して預入日から満期日までの期間に応じたスーパー定期貯金の店頭表示金利に、年0.05%上乘せします。                               |
| 退職金定期貯金            | 3ヵ月・1年<br>自動継続                                    | 300万円以上退職金支給額の範囲内  | 退職金のお受取りから1年以内の個人の方(3ヵ月ものは7ヵ月以内)且つ当組合で年金受給、年金受給予約、給与振込指定のいずれかをしていただいている方。預入期間に応じて金利を上乘せします。 |
| 定期積金               | 6ヶ月以上<br>5年以内                                     | 1,000円以上   | 一定日に指定額を積立てます。定額式・目標式・ゆとり・満期分散式などの積立方式があります。  |
| 年金受給者定期積金          | 2年以上<br>5年以内                                      | 毎月の掛金<br>10,000円以上                                       | 当組合での年金受給者に対し金利を年0.15%としています。   |
| 年金受取予約定期積金         | 2年以上<br>5年以内                                      | 毎月の掛金<br>10,000円以上                                       | 当組合での年金受取予約者に対し金利を年0.05%としています。<br>(対象年齢：55歳～64歳)   |
| やすらぎ定期積金           | 5年  | 毎月の掛金<br>5,000円の整数倍数                                     | JA葬祭「やすらぎ」利用時に、会員割引を利用可能とし、金利を0.15%としています。  |
| 子育て応援定期積金          | 原則5年  | 毎月の掛金<br>10,000円以上                                       | 子育て応援クラブ会員に対して預入日から満期日までの期間に応じた定期積金の店頭表示金利に年0.2%上乘せします。                                     |
| コラボレーションプラス        | 3ヶ月自動<br>継続                                       | 総額100万円以上<br>2,000万円未満<br>(うち定期貯金は50%)                   | 新規資金で「定期貯金」と「投資信託」を同時に申し込まれた個人の方に、スーパー定期貯金の店頭表示金利に年2.0%上乘せします。(3ヵ月もの単利型 18歳以上の方)            |
| 想いの架け橋             | 1年・3年<br>自動継続                                     | 相続により取得した金額の範囲内で1契約300万円以上                               | 金融機関での相続手続き完了後1年以内にその相続により取得した資金を原資としてお預けいただける個人の方に、店頭表示金利に年0.20%上乘せします。                    |
| JA共済満期定期貯金         | 3年・5年<br>自動継続                                     | JA共済満期金の範囲内<br>20万円以上1,000万円未満                           | 共済満期手続き完了後1ヶ月以内にJA共済満期金を原資としてお預け入れいただける個人の方に、年0.1%上乘せします。                                   |
| JA住宅ローン定期貯金        | 1年  | 20万円以上   | 当組合にて、JA住宅ローンをご利用いただいている個人の方、及び連帯債務者の方に、スーパー定期(1年もの)を年0.2%でお預りします。                          |

●地域への資金供給の状況

(1) 貸出金残高

(単位：百万円)

|        |        |        |
|--------|--------|--------|
| 正組合員   |        | 3,321  |
| 准組合員   |        | 23,625 |
| 員<br>外 | 地方公共団体 | 4,041  |
|        | 地方公社等  | —      |
|        | 金融機関   | 7,000  |
|        | その他員外  | 1,749  |
|        | 計      | 12,791 |
| 合 計    |        | 39,737 |

(2) 制度融資取扱い状況

(単位：百万円)

| 資金名                   | 残高  | 制度の概要等  |
|-----------------------|-----|---|
| 農業近代化資金               | 72  | 認定農業者や担い手農業者等が、経営展開を図るにあたり必要となる機械・設備等の導入等のための資金 |
| 農業経営改善促進資金<br>(スーパーS) | 148 | 認定農業者が、経営改善計画に基づき経営展開を図る際に必要となる短期運転資金を融通するための資金 |

## (3) 融資商品

(令和7年3月末現在)

| 資金名                              | 資金使途  | 商品の概要等   |
|----------------------------------|---|--|
| 農業経営資金                           | 農舎、温室、農機具、運搬用車両、農業用施設・機械の取得等農業経営に必要な資金              | 農用地の取得も対応可能であり、農業用施設、機械等身近で幅広い一般的な長期資金です。        |
| 農機ハウスローン<br>(追認保証)               | 農機具の整備・取得、資材機材の取得、他金融機関の農機具ローン借換資金                  | 簡単申込・クイック実行を特徴とした農業機械向け資金です。                     |
| JA 新規就農応援資金                      | 農業用機械、農業用施設・設備の取得資金                                 | 新規就農者の就農定着支援を目的とした資金です。                          |
| 営農ローン(当貸方式)                      | 農業経営等に必要な一切の資金                                      | 一般農業者(個人)向けの農業運転資金です。                            |
| 住宅ローン                            | 住宅の新築・購入・増改築・改装・補修等資金、住宅用土地の取得資金、他金融機関借入中の住宅資金の借換資金 | 申込者またはその家族が常時居住するための土地、家屋の取得等に必要な資金です。           |
| 多目的ローン<br>生活資金(有担保)              | 生活の向上に必要な資金   | 生活関連資金全般及び資金使途が明確なものに限ります。(負債整理資金は除きます。)         |
| マイカーローン                          | 自動車・バイク購入、車検、修理費用等                                  | 営業用車両を除く自動車の購入、車検等に必要な資金です。                      |
| 教育ローン                            | 入学金・授業料・学費等教育に関する資金                                 | 申込者の子弟が対象校に就学予定または就学中で就学するために必要な資金です。            |
| フリーローン                           | 生活の向上に必要な資金   | 生活関連資金全般(負債整理資金は除きます。)                           |
| カードローン                           | 生活の向上に必要な資金   | 生活関連資金全般(負債整理資金は除きます。)                           |
| 共済証書担保貸付                         | 資金使途を特に定めず  | 当組合の長期共済の積立金を担保とします。(負債整理資金は除きます。)               |
| 貯金担保貸付                           | 資金使途を特に定めず  | 当組合の定期貯金又は定期積金を担保とします。(負債整理資金は除きます。)             |
| 兼業資金                             | 農業以外の事業に必要な運転資金・施設資金                                | 農業以外の事業上の施設及び事業上の運転資金です。                         |
| 兼業資金(太陽光発電施設型)<br>リフォームローン(再エネ型) | 事業用太陽光発電の設置に必要な資金                                   | 売電専用太陽光発電を設置し農業者の土地有効活用を行う為の資金です。                |
| 資産活用資金                           | 賃貸住宅・賃貸施設の新築・増改築                                    | 所有する資産を有効活用し事業を行うための資金です。                        |
| 地域産業振興資金                         | 地域経済の振興に必要な資金                                       | 地方公共団体等が地域経済の振興に寄与する事業を行うことに必要な資金です。             |
| 津市水洗便所改造資金                       | 水洗便所改造に必要な資金  | 津市公共下水道条例に基づく津市水洗便所改造の制度資金です。                    |
| 津市営浄化槽改造資金                       | 市営浄化槽への改造に必要な資金                                     | 津市営浄化槽条例の規定により準用する津市公共下水道条例に基づく市営浄化槽への改造の制度資金です。 |
| 公共事業資金                           | 公共的共同事業に要する資金                                       | 任意組合等で実施する公共的事业に要する資金です。                         |

## ●地域密着型金融への取組み

### (1) 農業者等の経営支援に関する取組基本方針

中小企業者等の経営支援に関しては、「金融円滑化にかかる基本方針」に基づき、新規貸付相談や貸付条件変更等の申し込みに対して、真摯かつ適切な対応に努めております。

また、金融機関としてコンサルティング機能を十分に発揮できるよう、研修・セミナーの受講により担当者の能力向上に努めています。

### (2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備

「金融円滑化にかかる基本方針」に基づき、管理責任者・担当者の設置および統括部署を明確化し、金融円滑化管理委員会等の会議体において協議を行ない、その結果等を理事会に報告しています。

また、必要に応じて弁護士、税理士等外部専門家と連携し、経営支援を行なえるような態勢整備をしています。

### (3) 農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

三重県農業の基盤となる担い手育成確保を図るため、部門横断的な担い手対応部署のメンバーとして、担い手金融リーダーを配置し、営農事業、経済事業等と連携を図るとともに、担い手の資金調達対策等に対応しています。

### (4) 担い手の経営のライフステージに応じた支援

担い手の経営のライフステージ（就農(創業期)・発展期・成熟期・再生期・承継期）に応じた支援に取り組んでいます。

具体的には、農業近代化資金、農業経営資金等の各種農業資金、制度資金の提供、担い手の農業経営の負担軽減を目的としたJAバンク利子補給を実施しています。

### (5) 経営の将来性を見極める融資手法を始め担い手に適した資金供給手法の取組み

担い手への資金提供に際しては、不動産担保や個人保証に過度に依存することなく、融資先の経営の将来性を見極める融資を行なうため、三重県農業信用基金協会等と連携し担い手支援に努めています。

### (6) 「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合は、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施しています。

引き続き、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインにもとづき、誠実な対応に努めていきます。

## ●文化的・社会的貢献に関する事項

### (1)文化的・社会的貢献に関する事項

#### <各種相談業務の実施>

組合員・利用者のニーズに的確に応えるべく、法律・年金・税務・ローン等の各種相談業務を実施しております。また、農業を取り巻くリスクやその対策について、農業者の皆さまと一緒に考えていく農業リスクに備えた提案活動を実施しています。

#### <地方公共団体への協力>

地域社会のよりよい環境づくりと発展のため、地域の再開発や道路・学校・公園など公共施設の整備事業に対して、融資等を通じて積極的に協力しております。

#### <迅速な救命活動への取り組み>

来店される組合員・利用者や地域の皆さまの万一に備え、自動体外式除細動器(AED)を12店舗に設置しております。

#### <地域住民の防災体制の確立>

地域住民の防災体制を確立することを目的に、防災ヘルメットや非常食を各店舗に設置しております。

#### <農業関連イベントや地域活動への協賛>

当組合は各地区運営協議会・営農組合・女性部役員の皆さまとともに、管内小学校・幼稚園の子どもたちを対象に、農業・食・働くことの大切さを学ぶための取り組みとして、田植えや各種農産物の収穫体験を行っております。

#### <社会貢献活動への取り組み>

ペットボトルキャップを集め、キャップの再資源化により発展途上国の子供たちにワクチンを届ける「エコキャップ運動」に取り組んでおります。また、日本赤十字社の献血への積極的な参加を行っております。

#### <地域への奉仕活動>

当組合の基本目標に掲げる「地域社会への貢献」の一環として、職員で施設周辺の清掃活動を実施しております。また、支店協同活動を通じて地域清掃活動や各種イベント等に参加しております。

※支店協同活動は、組合員・地域の皆さまに農業やJAに関心を持ってもらうために、最も身近な存在である支店・サテライト店が拠点となって、既存活動にプラスして行う活動です。

#### <「SDG s への貢献」の取り組み>

地域や関係機関との連携強化を図り、事業活動や協同活動を通じて「SDG s への貢献」につながることをホームページやInstagram、広報誌「あぜみち」等で組織内外への発信を行っております。

また、令和4年9月に「三重県SDG s 推進パートナー」に認定されています。

#### <JA津安芸農業塾>

農業者が減少していく現在において、これから恒常的に農業を始めたい方や、将来的に農産物販売に意欲がある方に、園芸を中心とした講義・圃場実習を行い、地域農業の振興・産直会員の加入促進に向けて「農業塾」を開講しており、令和6年4月に第5期「農業塾」を開講し、実習・講義コース12名、講義のみコース16名の方が受講しました。

#### <高齢者等の見守り活動>

地域貢献活動として、高齢者世帯等が安心して暮らせる地域社会を実現させるために、「声掛け・安否確認」を基本とした「高齢者等の見守り活動」を行政と連携して実施しております。

#### <子ども見守り活動>

子ども見守り活動は、三重県警察認定の取り組みとして、主に小学校の通学路となっている道路に面している店舗等が、子どもが安全で安心して生活できる地域社会を創造するため、ボランティアの一環として行う活動で、管内の小学校を対象に金融共済店舗・津給油所の10店舗が「子ども安全・安心の店」として認定を受け、見守り活動を実施しております。

### (2)利用者ネットワーク化への取り組み

#### <年金受給者特典>

年金振込ご契約者の皆さまの日頃のご愛顧に感謝するとともに、利用者の皆さまのお役に立てるよう、振込特典の商品等の取扱い、年1回記念品（令和6年度は今治タオル）の配布等の取り組みをおこなっております。

#### <助け合い組織の活動>

助け合い組織「まつの実会」の協力会員は、介護保険では補えない高齢者のニーズに応え、高齢者を抱える家族が安心して生活できるように有償ボランティア活動(家事援助・庭の草抜き)を行っております。

また、空き店舗を利用したふらっとほ一む「わらいの里 辰水」を開催し、地域の高齢者と交流を図り生きがい作りに取り組んでおります。

### (3)情報提供活動

#### <広報誌「あぜみち」の定期発行>

当組合では、広報誌「あぜみち」を毎月発行しております。

本誌は、地域の農業や話題等を取りあげておりますが、身近な広報誌として地域の皆さまにご好評を頂いております。

#### <ホームページ等の開設>

「自己改革の取り組み」や「各部署と連携した旬の情報」などをホームページに掲載し、事業活動への理解の促進に向けた情報発信に努めております。

また、インスタグラムや、令和6年11月から公式LINEの運用を始め、管内の旬な情報を紹介しています。

ホームページのURLは、<http://www.ja-tsuage.or.jp/>です。

#### <営農情報の提供>

津地域農業改良普及センターと連携し、水稻基準田の生育調査を行いました。また、病虫害の発生状況や種類に応じた雑草対策など最新の情報を、中干し教室や青空教室を通じて地域の勉強会として開催し、最新の営農情報の提供を行いました。

## 8. リスク管理の状況

### ●リスク管理の体制等

#### 【リスク管理方針】

はじめに

この方針は、当組合の業務運営にかかるリスク管理について、基本的な考え方、管理を要するリスクの特定、リスク管理の体制について定めるものである。

当組合の経営において、健全性維持や安定的な収益確保のために適切なリスク管理を行うことは、最重要課題のひとつであり、役職員はこの方針の趣旨および考え方に従いリスク管理を行う。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっている。当組合ではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じている。

#### 1 基本的な考え方

##### (1)リスクの定義

当組合におけるリスクとは、経営に負の影響(何らかの損失)を与える事象が発生する可能性や、発生した場合の影響度合いをいう。当組合は、安定的な収益を確保するために不確実性を内包した様々な業務を行う必要があり、リスクを管理することは当組合にとっての本来業務である。

##### (2)リスク管理の目的

当組合においてリスクが顕在化し、その影響度合いが許容水準に照らして過大な場合には、当組合は、経営が不安定となり、農業振興と地域社会に貢献するという使命および役割を果たすことが困難な状態となる。当組合の経営にとって最も重要な課題は、こうした事態に陥らないよう健全性を維持し、安定的な収益を確保するためにリスクを適切に管理していくことであり、当組合におけるリスク管理とは、経営方針や事業計画の達成に向けて行う業務から生ずるリスクを、当組合として許容できるレベルまでコントロールし、そのために必要な施策を行うことである。

##### (3)リスク管理の進め方

当組合の経営をとりまく環境が多様化・複雑化している状況下では、経営の健全性維持を第一義に、様々なリスクの特性を踏まえ、対応を行うことが不可欠である。

リスク管理の進め方としては、様々なリスクの特性に応じた個別リスク管理を行うことにとどまらず、リスクを総体として捉え、自己資本と比較・対照する等、複線的な管理を行う。

#### (4)リスク管理の方針

リスク量の計測・分析が可能なリスクについては、その計測・分析方法の利用を踏まえ、自己資本等経営体力の許容範囲に収まるようバランスをとって、リスクコントロールを行う。

リスク量の計測が困難なリスクについては、その内容を定性的に分析し、業務上の統制をもって、リスクが発生した場合の影響を極小化する。

### 2 環境変化への対応

(1)経営をとりまく経済情勢や金利環境に変化が生じたときは、機動的な対応を行う。

(2)リスク管理時点の情勢や環境認識にとどまらず、その後の状況変化も勘案したうえで、リスクコントロールを行う。

### 3 方針の検証と見直し

(1)経営をとりまく経済情勢や金利環境は、急激な変化が起こりうるという認識に基づき、この方針の有効性や妥当性、リスク管理態勢の実行性については、不断の検証を行う。

(2)前項を踏まえ、この方針やリスク管理態勢については、随時見直しを行う。

## 【リスク管理への取組み】

### (1)信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含む。)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本店に審査部署を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

### (2)市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、

利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する ALM 委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び ALM 委員会で決定した方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

### (3)流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

### (4)オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当組合では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

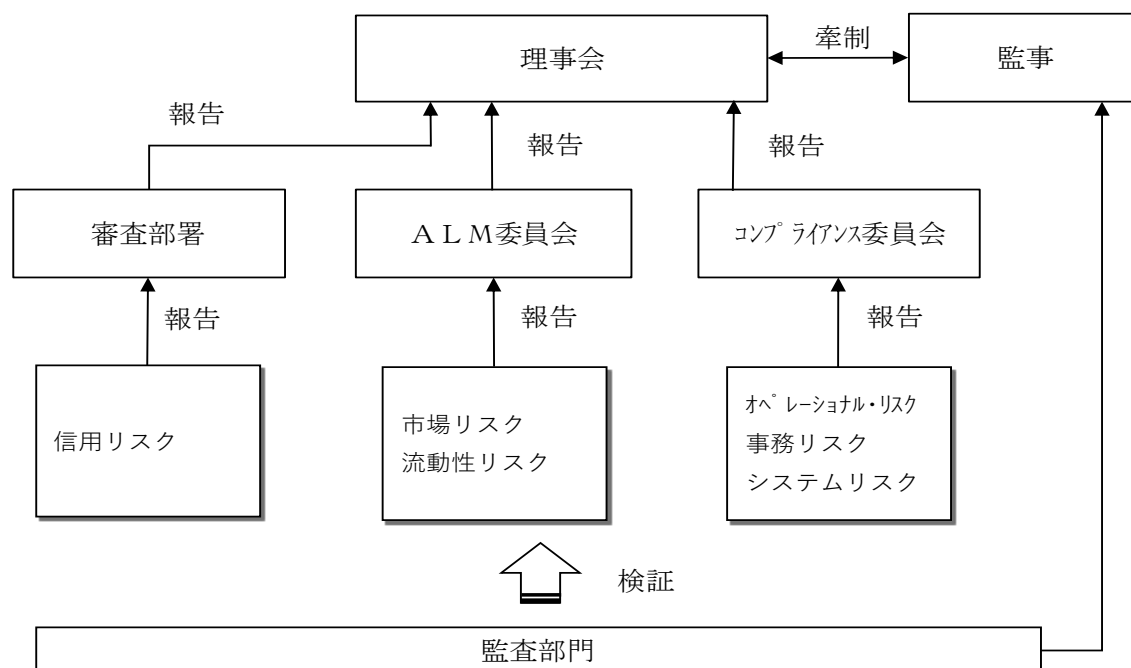
#### (5)事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当組合では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

#### (6)システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当組合では、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めています。

#### 【リスク管理体制図】



## ●法令遵守体制

### 【コンプライアンス基本方針】

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス(法令等遵守)を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、その徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

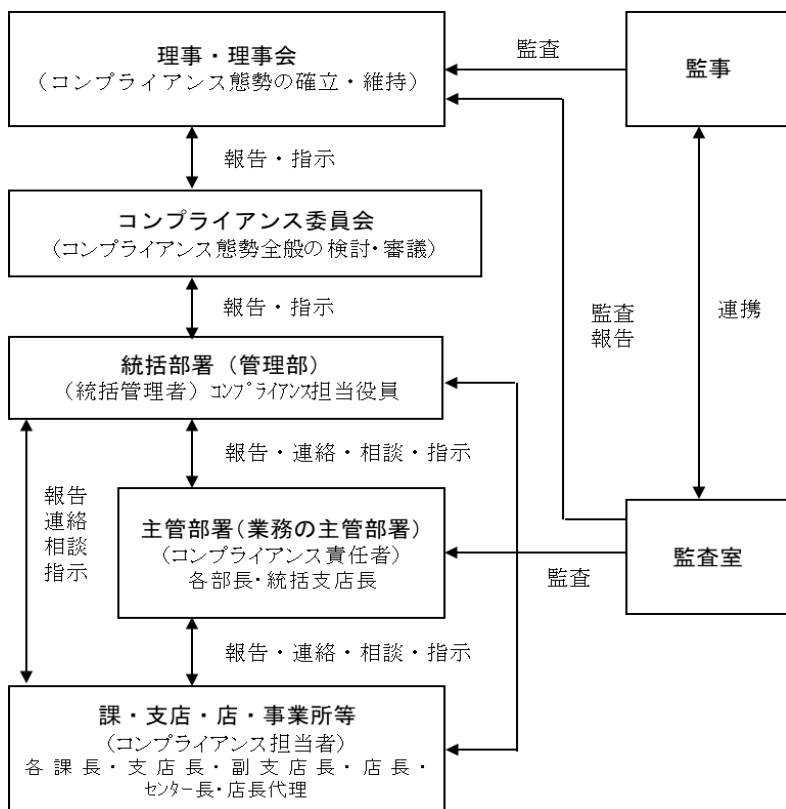
### 【コンプライアンス運営態勢】

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス担当者を設置しています。基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の窓口を設置しています。

### 【コンプライアンス体制図】

(令和7年3月31日現在)



## ●反社会的勢力との取引排除

### 【マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針】

当組合は、事業を行うにつままして、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用(以下、「マネー・ローンダリング等」という。)の防止に取り組むとともに、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

(管理態勢等)

当組合は、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

(マネー・ローンダリング等の防止)

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

(反社会的勢力等との決別)

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

(職員の安全確保)

当組合は、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

(外部専門機関との連携)

当組合は、警察、公益財団法人暴力追放三重県民センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

## ●金融ADR制度への対応

### 【苦情処理措置の内容】

当組合では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

**【JA バンク相談・苦情等受付窓口】**

JA 津安芸 金融共済部 貯金為替課

電話番号：059-229-3504

受付時間：午前9時～午後5時(金融機関の休日を除く)

**【JA 共済相談・苦情等受付窓口】**

JA 津安芸 金融共済部 共済課

電話番号：059-229-3595

受付時間：午前9時～午後5時(金融機関の休日を除く)

**【紛争解決措置の内容】**

当組合では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

- ・信用事業

| 弁護士会名            | 電話番号  | 受付時間                           |
|------------------|---|--------------------------------|
| 愛知県弁護士会紛争解決センター※ | 052-203-1777                                    | 月～金(祝日・年末年始を除く)<br>10:00～16:00 |
| 民間総合調停センター(大阪府)  | JAバンク相談所(一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所)を通じてのご利用となります。 |                                |

\*利用に際しては当組合の苦情等受付窓口またはJAバンク相談所(一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359)にお申し出ください。なお、※の付いた弁護士会には、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

- ・共済事業

(一社) 日本共済協会 共済相談所(電話：03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財) 自賠償保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財) 日弁連交通事故相談センター

<https://.n-tacc.or.jp/>

(公財) 交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。当組合の苦情等受付窓口にお問い合わせ下さい。

## ●内部監査体制

当組合では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

## ●金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

## ●金融円滑化にかかる基本的方針

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

1. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。

また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。

3. 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

4. 当組合は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。

5. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続きの実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等(政府関係金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援機構を含む。)と緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6. 当組合は、金融円滑化管理委員会を設置し、金融円滑化に関する企画立案・施策実施・対応状況等の管理を行ってまいります。
7. 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

## ●個人情報の取扱い方針

### 【個人情報保護方針】

当組合は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

#### 1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」(以下「保護法」といいます。)その他、個人情報保護に関する関係諸法令および農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます。)その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報を用い、以下も同様とします。

## 2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人を用い、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

## 3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

## 4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データおよび特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等(保護法第16条第1項)を構成する個人情報をい、以下同様とします。

## 5. 匿名加工情報の取扱い

当組合は、匿名加工情報(保護法第2条第6項)の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

## 6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

## 7. 機微(センシティブ)情報の取扱い

当組合は、ご本人の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報並びに、労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保健医療等に関する情報)については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

## 8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示、訂正・利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第 16 条第 4 項に規定するデータをいいます。

#### 9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

#### 10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

### 【情報セキュリティ基本方針】

当組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、当組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT 基本法その他の情報セキュリティに係る諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的(組織的)・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

### ●貸出運営についての考え方

地域の金融機関である JA では、地域の皆さまの暮らしの向上をはじめ、地域社会の発展に貢献するという使命があります。

貸出業務は、この地域の発展に不可欠な資金提供をするという意味で、直接的な役割発揮ができる業務であると考え、積極的に貸出業務の伸長に取り組んでおります。

この貸出業務には、上記の社会的役割を果たす重要な側面がある一方で、少なからずリスクを伴う業務でもあります。

そこで当組合では、組合員・利用者の皆さまからお預かりした貯金とは、皆さま方から当組合に対して寄せられた信頼と考え、貸出に伴うリスクを最小限なものにするため、資金使途・担保内容・返済計画等を厳密に審査して、資金需要にお応えしております。

また貸出にあたりましては、公的な機関をはじめとした外部保証機関による保証付保により、万が一のリスクにも対応できる仕組みを取り入れております。

さらに、毎年実施する資産査定により、返済中の貸出についても再検証を行い、リスク発生を未然に防止することに努めております。

JAグループでは、貯金・貸出・為替など一般的に「金融業務」といわれているこれら業務を総称して「信用業務」と呼んでおります。

文字どおり、組合員・利用者の皆さまからいただいた「信用」を事業の基礎として、今後とも地域金融機関の一翼を担ってまいりたいと考えております。

### ●業務の適正を確保するための体制

当組合では、法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。今年度の運用状況の概要は、「運用状況」欄のとおりです。

#### 【内部統制システム基本方針】

組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、全国農業協同組合中央会がJAグループの経営管理の指針として定める「会員の行動規範」（添付のとおり）を遵守し、経営戦略の策定および見直し・実践に向け、法令遵守等コンプライアンス態勢・内部管理態勢・持続可能な経営基盤を構築・確立します。そのための内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

| 内部統制システム基本方針   | 運用状況  |
|--|---|
| <p><b>1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</b></p> <p>① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。</p> <p>② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。</p> <p>③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。</p> <p>④ 「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ロ</p> | <p>JAの経営理念の実践に向けて、支店・事業所への掲示や唱和等を通じて経営理念の周知・徹底を図りました。</p> <p>重大な法令違反等への対応に向けては、発生した場合の報告ルートを整理し、全職員に配付しているコンプライアンスマニュアルを通じて役職員に周知しました。</p> <p>内部統制の状況については、監査室にて業務フローの監査を実施するとともに、監事監査・会計監査人と意見交換会を実施し連携を図りました。</p> |

|   |   |
|---|---|
| <p>ーダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。</p> <p>⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度(ヘルプライン)を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。</p> <p>⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。</p> <p>⑦ 業務上知り得た当組合および関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。</p> |   |
| <p><b>2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</b></p> <p>① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。</p> <p>② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。</p> <p>③ サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。</p>   | <p>文書・情報にかかる関連規程の内容を点検し、整備を行いました。</p> <p>また、文書および個人情報の管理についてイントラネットにて周知しました。サイバーセキュリティ対策については、セキュリティの強化を行いました。</p>                          |
| <p><b>3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制</b></p> <p>① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。</p> <p>② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。</p>   | <p>組合をとりまくリスクについては、経営会議・ALM委員会・コンプライアンス委員会等、各種会議体を通じて情報収集を行うとともにその対応策について検討しました。そして、当リスクのなかで、特に組合経営に関わるリスクについては理事会で報告もしくは協議を行うこととしています。</p> |
| <p><b>4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</b></p> <p>① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。</p> <p>② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。</p>  | <p>職制規程等の内容を確認し、効率的な職務執行体制の整備を行いました。</p> <p>また、中期経営計画を含めた部門別の事業計画に基づき、各担当常務と協議のうえ、リスクも踏まえた取組み・管理を行いました。</p>                                 |
| <p><b>5. 監事監査の実効性を確保するための体制</b></p> <p>① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。</p> <p>② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。</p> <p>③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。</p>  | <p>理事と監事による定期的会合を開催し、監事監査実効性確保に向けた体制等について協議を行いました。</p> <p>また、常勤監事の各種会議体への出席や資料閲覧の仕組みによって、効率的・効果的監査に向けた体制を構築しております。</p>                      |
| <p><b>6. 子会社等における業務の適正を確保するための体制</b></p> <p>① 子会社等における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢が整備され、適正かつ効率的に業務が執行されるよう、必要な助言・指導を行う。</p> <p>② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事</p>   | <p>子会社の規程・マニュアル・業務フロー等の内容を点検し、その管理態勢を整備しました。</p> <p>また、監査室による子会社への内部監査や、子会社にかかるJA理事会での付議内容等、「子会社管理規程」に</p>                                  |

|   |   |
|---|---|
| <p>項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。</p> <p>③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。</p>   | <p>基づいた監督・指導・助言を行なっております。</p>                                 |
| <p><b>7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制</b></p> <p>① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。</p> <p>② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。</p> <p>③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。</p> <p>④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。</p> | <p>財務情報の適時・適切な開示に向けては、複数部署による検証および内部監査による有効性確認の取組みを行いました。</p> |
| <p><b>8. 県中央会の業務監査、経営相談との連携</b></p> <p>当組合の適切な内部統制の構築・運用を図るため、県中央会の業務監査、経営相談と連携する。</p>  | <p>拠点の不正リスク調査等、内部統制の構築・運用に向け、中央会と連携した取組みを行いました。</p>           |

## 【会員の行動規範】

### 1 趣旨

「JAの基本的な取り組み・行動の方向」に基づき、組合員の営農・生活を支える持続可能な経営基盤を確立・強化するため、会員自らがめざす姿ならびに経営点検および改善活動を実践するにあたって遵守する事項の共通の自主的な経営管理に関する指針として「会員の行動規範」を定める。

### 2 会員の行動規範

「会員の行動規範」は次のとおり定める。

#### (1) めざす姿

- ① 組合員等との徹底した対話を通じて、その意思反映と運営参画を図るとともに、社会の変化を捉え、JA経営の持続可能性と成長性を確保するための経営戦略を策定する。
- ② 経営戦略の達成度を測る指標に基づく自己評価・分析を行い、戦略の見直し・実践を継続的に行うための内部統制を構築する。

#### (2) 遵守する事項

- ① 法令等違反を発生させないコンプライアンス態勢を構築していること
- ② 内部管理態勢（内部統制・内部監査体制の確立ならびに実践）を構築していること
- ③ 経営課題の早期発見と不断かつ迅速な経営改革を通じて、組合員の営農・生活継続を支える持続可能な経営基盤を確立していること（会計監査人の監査報告書が適正意見であること（もしくは同等の内容が確保されていること）を含む）

#### (3) 中央会・連合会等

JAの不断の自己改革への取り組みや持続可能な経営のため、本会と連携して、支援する。

## 9. 自己資本の状況

### ●自己資本比率の状況

当組合では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和7年3月末における自己資本比率は、15.36%となりました。

### ●経営の健全性の確保と自己資本の充実

当組合の自己資本は、組合員の普通出資によっています。

当組合は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当組合が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、平成19年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総合的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

#### ○普通出資による資本調達額

| 項目                | 内容                    |
|-------------------|-----------------------|
| 発行主体              | 津安芸農業協同組合             |
| 資本調達手段の種類         | 普通出資                  |
| コア資本に係る基礎項目に算入した額 | 2,535百万円（前年度2,534百万円） |

## 10. 主要な業務の内容

### ●事業の内容

|           |   |
|-----------|---|
| 指導事業      | 農業や生活に関する相談、情報の提供を通じて組合員や地域の皆さまのお役に立てるよう、さまざまなサービスの提供を行っています。   |
| ①営農指導     | 稲作を中心とした営農情報の提供や、教室・実証田などを実施し安全・安心でおいしい米づくりに取り組んでいます。また、食農教育活動や全国のJAグループと力を合わせ、農業、生活、環境を守る農政活動を展開するとともに、地域社会の発展をめざしています。      |
| ②生活指導     | 健康で安全な食生活と相互扶助の精神のもとに、快適な地域づくりに密着した活動として、各種文化サークル等の組織活動や、ホームヘルパーによるボランティア活動等に取り組んでいます。  |
| ③各種相談への対応 | 税理士・弁護士による税務、法律相談をはじめとし、融資・交通事故・資産管理・住宅・造園・年金等のご相談に対しJAの総合性をフルに発揮して対応しています。   |
| 信用事業      | 貯金・融資・為替・両替など、地域に密着した金融機関を目指し、組合員はもとより地域の皆さまに、広くご利用いただいています。  |
| ①貯金業務     | 当座貯金・普通貯金・決済用貯金・貯蓄貯金・納税準備貯金等の当座性貯金をはじめ、定期積金・期日指定定期・スーパー定期・大口定期・積立式定期・譲渡性貯金・財形貯金・通知貯金等の定期性貯金等、目的、期間、金額に応じてご利用いただける商品を取り揃えています。 |
| ②融資業務     | 暮らしの中で必要な各種ローンから、事業用の資金まで幅広くご要望にお応えできる各種資金をご用意しています。また、ローンセンターを本店に設置して、各種ご相談に対応しています。   |
| ③為替業務     | 全国の金融機関への送金・取立等が、どこの信用窓口からでも迅速・安全にお取り扱いできます。(移動店舗は除く)   |
| ④サービス     | 年金・給与の自動振込や公共料金等の口座振替、全国ネットのキャッシュサービス、また国債・投資信託の窓口販売の取り扱いなど、さまざまな金融サービスに対応しています。  |
| 共済事業      | 地域の皆さまが安心して生活していただけるように生命共済・年金共済・建物更生共済・自動車共済・自賠責共済、共栄火災海上保険(代理店)など、暮らしのガードのお手伝いをしています。                                       |
| 購買事業      | 農業生産や生活に必要な物品を利用者ニーズに応じて提供しており、営農センターをはじめJA葬祭やすらぎ会館、JAグリーン津店、津給油所など、身近にご利用いただける店舗づくりをめざしています。                                 |
| 販売事業      | 生産と消費の架け橋になり、地域で採れた農産物を全国の市場に出荷する一方、ファーマーズマーケット「みどりの交差点」の設置及びJAグリーン津店・Aコープ津店店内の産直コーナーの常設等、地産地消に取り組んでいます。                      |
| 利用事業      | お米や麦の荷受を行うカントリーエレベーターをはじめ、地域に必要な農業用施設を共同で利用することで、農産物の生産コスト抑制と農作業の合理化をはかっています。また、色彩選別機を導入し出荷する米・麦の品質向上に努めています。                 |
| 福祉事業      | 地域社会への貢献活動を通じ高齢者が安心して暮らせるように生活の手助けを提供しています。   |

## ●系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当組合の貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度(農水産業協同組合貯金保険制度)」との二重のセーフティネットで守られています。

### (1)「JAバンクシステム」のしくみ

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

### (2)「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2024年3月末における残高は1,651億円となっています。

### (3)「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

### (4)貯金保険制度

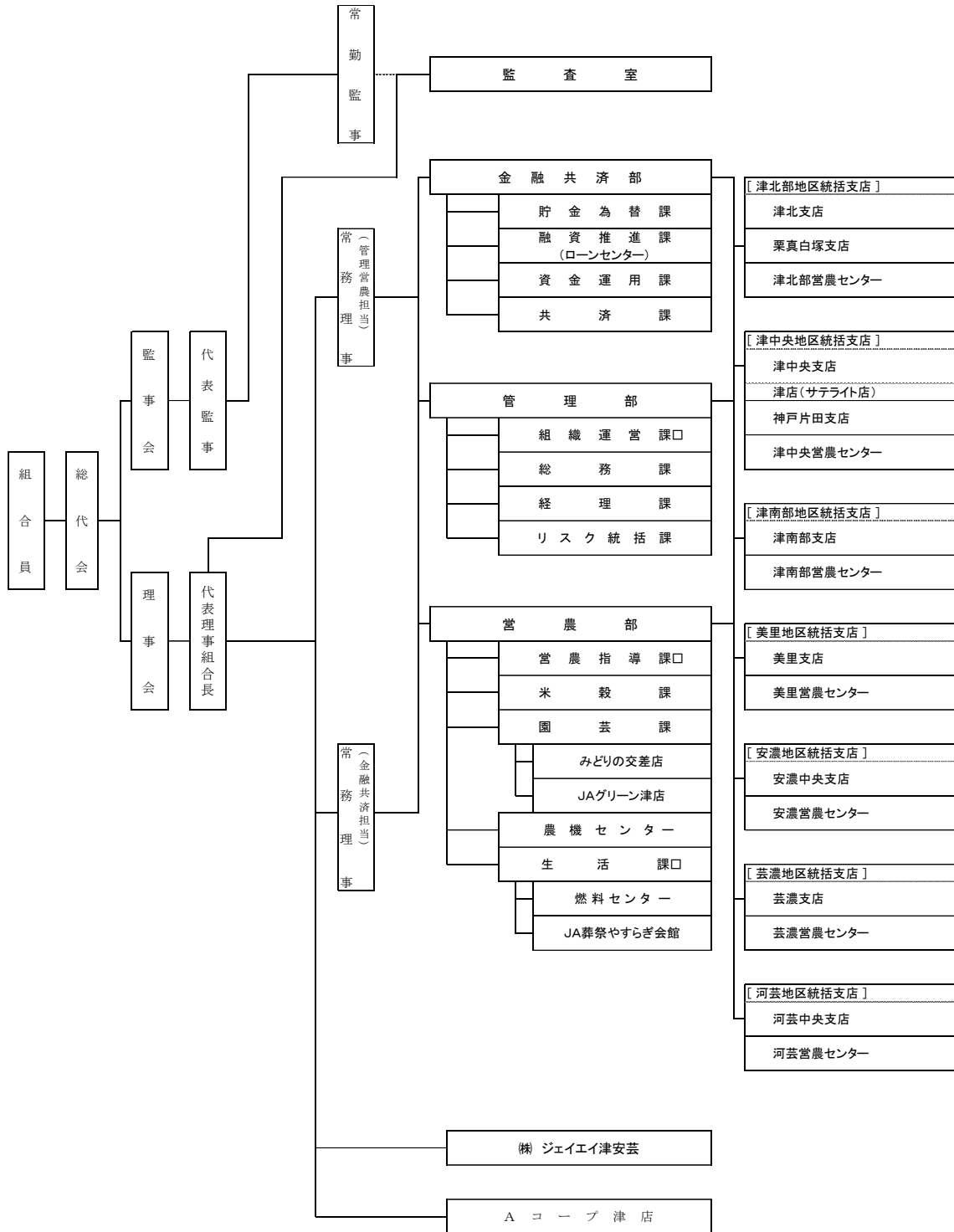
貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構(農水産業協同組合貯金保険機構)の責任準備金残高は、2024年3月末現在で4,785億円となっています。

# 11. 経営の組織

## ●組織機構図

(令和7年3月31日現在)



●組合員数

(単位：人)

|       | 令和5年度末 | 令和6年度末 | 増減  |
|-------|--------|--------|-----|
| 正組合員数 | 6,960  | 7,080  | 120 |
| 個人    | 6,901  | 7,018  | 117 |
| 法人    | 59     | 62     | 3   |
| 准組合員数 | 10,647 | 11,090 | 443 |
| 個人    | 10,606 | 11,050 | 444 |
| 法人    | 41     | 40     | ▲1  |
| 合計    | 17,607 | 18,170 | 563 |

●組合員組織の状況

(令和7年3月末現在)

| 組織名                 | 構成員数 |
|---------------------|------|
| 地区運営協議会             | 569人 |
| 農家実行組合              | 153人 |
| JA 津安芸女性部           | 340人 |
| JA 津安芸助け合い組織「まつの実会」 | 18人  |
| JA 津安芸農産物産直部会       | 285人 |
| 津安芸地区受託部会           | 47人  |
| 津安芸地区農業青年部          | 17人  |
| 一身田稲作部会             | 5人   |
| イチゴ部会               | 11人  |
| ネギ部会(2組織)           | 20人  |
| 栗真施設園芸組合            | 3人   |
| 営農組合(28組織)          | 569人 |
| みどりの会               | 12人  |
| 津市観光みかん組合           | 3人   |
| 片田梅組合               | 3人   |
| 津梨振興協議会             | 9人   |
| 安濃町担い手協議会           | 10人  |
| 芸濃ずいき部会             | 4人   |
| 津南部マルシェ出荷組合         | 6人   |

●地区一覧

津市 ———平成17年12月31日現在における久居市及び一志郡香良洲町・一志町・白山町・美杉村を除く

●特定信用事業代理業者の状況

該当する取引はありません。

## 12. 役員構成

(令和7年3月末現在)

| 役員      | 氏名     | 役員     | 氏名    |
|---------|--------|--------|-------|
| 代表理事組合長 | 水谷 隆   | 理事     | 柴田 博  |
| 常務理事    | 前川 温仁  | 〃      | 栗本 斉  |
| 〃       | 山路 良博  | 〃      | 清水 英治 |
| 理事      | 川原田 公司 | 〃      | 峠 浩志  |
| 〃       | 山田 清隆  | 〃      | 森川 洋子 |
| 〃       | 畠山 美彦  | 〃      | 平澤 淑子 |
| 〃       | 乗竹 克哉  | 〃      | 浅生 哲也 |
| 〃       | 白藤 秀人  | 〃      | 若林 卓哉 |
| 〃       | 中尾 好孝  | 代表員外監事 | 西口 弘樹 |
| 〃       | 真弓 忠   | 常勤監事   | 前川 正次 |
| 〃       | 井ノ口 嘉朋 | 監事     | 藤山 大輔 |
| 〃       | 草深 正人  | 〃      | 安川 春則 |
| 〃       | 宮本 努   | 〃      | 練木 正生 |
| 〃       | 清水 喜代己 |        |       |
| 〃       | 長谷 善麿  |        |       |
| 〃       | 小宮 昭芳  |        |       |
| 〃       | 平松 和直  |        |       |
| 〃       | 紀平 栄嗣  |        |       |
| 〃       | 近澤 茂   |        |       |
| 〃       | 松村 重久  |        |       |

### 13. 事務所の名称及び所在地

(令和7年3月末現在)

| 店舗名      | 住 所             | 電話番号         | ATM<br>設置台数 |
|----------|-----------------|--------------|-------------|
| 本 店      | 津市一色町 211       | 059-225-1881 | —           |
| 栗真白塚支店   | 津市栗真中山町 19      | 232-3107     | 1 台         |
| 津中央支店    | 津市一色町 211       | 226-4111     | 2 台         |
| 津中央支店 津店 | 津市新町 2 丁目 11-43 | 226-5131     | 1 台         |
| 津南部支店    | 津市高茶屋 1 丁目 7-5  | 234-2612     | 1 台         |
| 神戸片田支店   | 津市神戸 882-1      | 226-4131     | 1 台         |
| 津北支店     | 津市一身田大古曾 670-5  | 231-1155     | 1 台         |
| 美里支店     | 津市美里町五百野 1918   | 279-2010     | 1 台         |
| 安濃中央支店   | 津市安濃町川西 2042    | 268-2152     | 1 台         |
| 芸濃支店     | 津市芸濃町棕本 4383-2  | 265-2525     | 1 台         |
| 河芸中央支店   | 津市河芸町一色 34-8    | 245-1234     | 1 台         |

(店舗外 ATM 設置台数 3 台)

- 店外設置 ATM 一覧 (令和7年3月末現在)
- マックスバリュ津北店      ■ ザ・ビッグ芸濃店
- ATM コーナー上野 (旧河芸中央支店)

## 14. 直近の2事業年度における財産の状況

### ●貸借対照表

(単位：千円)

| 資産の部          | 令和5年度              | 令和6年度              | 負債・純資産の部           | 令和5年度              | 令和6年度              |
|---------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 1 信用事業資産      | 206,026,077        | 202,775,362        | 1 信用事業負債           | 204,883,036        | 202,697,344        |
| (1)現金         | 665,540            | 747,804            | (1)貯金              | 204,411,072        | 201,811,325        |
| (2)預金         | 140,864,947        | 134,196,611        | (2)その他の信用事業負債      | 471,963            | 886,018            |
| 系統預金          | 135,864,749        | 128,196,246        | 未払費用               | 32,321             | 103,201            |
| 系統外預金         | 5,000,198          | 6,000,365          | その他の負債             | 439,642            | 782,817            |
| (3)金銭の信託      | 675,134            | 1,001,487          | 2 共済事業負債           | 688,908            | 660,605            |
| (4)有価証券       | 26,628,183         | 26,569,164         | (1)共済資金            | 436,042            | 400,781            |
| 国債            | 8,006,240          | 8,906,130          | (2)未経過共済付加収入       | 251,449            | 248,790            |
| 地方債           | 5,980,047          | 5,292,921          | (3)共済未払費用          | 187                | 9,509              |
| 社債            | 10,837,492         | 10,771,325         | (4)その他の共済事業負債      | 1,229              | 1,524              |
| 株式            | 59,118             | 69,069             | 3 経済事業負債           | 321,487            | 340,774            |
| 受益証券          | 1,636,258          | 1,417,814          | (1)経済事業未払金         | 222,832            | 224,147            |
| 投資証券          | 109,025            | 111,903            | (2)経済受託債務          | 92,868             | 111,435            |
| (5)貸出金        | 36,768,249         | 39,737,576         | (3)その他の経済事業負債      | 5,785              | 5,192              |
| (6)その他の信用事業資産 | 424,240            | 522,963            | 4 雑負債              | 708,095            | 400,313            |
| 未収収益          | 168,028            | 226,879            | (1)未払法人税等          | 134,433            | 199,034            |
| その他の資産        | 256,212            | 296,084            | (2)資産除去債務          | 29,546             | 29,559             |
| (7)貸倒引当金      | ▲220               | ▲245               | (3)その他の負債          | 544,116            | 171,719            |
| 2 共済事業資産      | 1,718              | 3,978              | 5 諸引当金             | 834,520            | 759,308            |
| (1)その他の共済事業資産 | 1,718              | 3,978              | (1)賞与引当金           | 147,193            | 142,337            |
| 3 経済事業資産      | 905,304            | 830,832            | (2)退職給付引当金         | 583,605            | 523,578            |
| (1)経済事業未収金    | 516,152            | 525,853            | (3)役員退職慰労引当金       | 10,701             | 16,536             |
| (2)経済受託債権     | 128,474            | 43,053             | (4)特例業務負担金引当金      | 93,019             | 76,855             |
| (3)棚卸資産       | 178,338            | 193,297            | <b>負債の部合計</b>      | <b>207,436,047</b> | <b>204,858,345</b> |
| 購買品           | 143,411            | 162,527            | 1 組合員資本            | 10,622,972         | 11,318,511         |
| その他の棚卸資産      | 34,926             | 30,770             | (1)出資金             | 2,534,454          | 2,535,842          |
| (4)その他の経済事業資産 | 82,339             | 69,048             | (2)利益剰余金           | 8,124,245          | 8,820,297          |
| (5)貸倒引当金      | ▲0                 | ▲421               | 利益準備金              | 1,719,280          | 1,829,280          |
| 4 雑資産         | 337,618            | 228,553            | その他利益剰余金           | 6,404,965          | 6,991,017          |
| (1)雑資産        | 337,618            | 228,553            | 信用事業基盤強化積立金        | 805,000            | 805,000            |
| 5 固定資産        | 3,175,593          | 3,117,297          | 電算開発準備金            | 361,000            | 361,000            |
| (1)有形固定資産     | 3,174,089          | 3,115,876          | 経営安定対策積立金          | 2,545,000          | 2,695,000          |
| 建物            | 4,352,075          | 4,408,546          | 本店建設及び施設整備関連積立金    | 400,000            | 500,000            |
| 構築物           | 645,812            | 689,933            | 特別積立金              | 1,445,255          | 1,445,255          |
| 機械装置          | 1,055,488          | 1,057,414          | 当期末処分剰余金           | 848,710            | 1,184,761          |
| 土地            | 888,070            | 887,996            | (うち当期剰余金)          | (546,512)          | (755,858)          |
| その他の有形固定資産    | 359,120            | 358,735            | (3)処分未済持分          | ▲35,727            | ▲37,628            |
| 減価償却累計額       | ▲4,126,477         | ▲4,286,749         | 2 評価・換算差額等         | ▲561,955           | ▲1,721,485         |
| (2)無形固定資産     | 1,504              | 1,420              | (1)その他有価証券評価差額金    | ▲561,955           | ▲1,721,485         |
| 6 外部出資        | 6,556,397          | 6,556,418          | <b>純資産の部合計</b>     | <b>10,061,016</b>  | <b>9,597,025</b>   |
| (1)外部出資       | 6,556,639          | 6,556,639          |                    |                    |                    |
| 系統出資          | 6,404,800          | 6,404,800          |                    |                    |                    |
| 系統外出資         | 121,839            | 121,839            |                    |                    |                    |
| 子会社等出資        | 30,000             | 30,000             |                    |                    |                    |
| (2)外部出資等損失引当金 | ▲241               | ▲220               |                    |                    |                    |
| 7 繰延税金資産      | 494,355            | 942,927            |                    |                    |                    |
| <b>資産の部合計</b> | <b>217,497,064</b> | <b>214,455,371</b> | <b>負債及び純資産の部合計</b> | <b>217,497,064</b> | <b>214,455,371</b> |

●損益計算書

(単位：千円)

| 科 目            | 令和 5 年度   | 令和 6 年度   |
|----------------|-----------|-----------|
| <b>1 事業総利益</b> | 2,825,395 | 2,953,187 |
| <b>事業収益</b>    | 4,807,581 | 5,138,514 |
| <b>事業費用</b>    | 1,982,186 | 2,185,326 |
| (1)信用事業収益      | 1,811,699 | 2,028,595 |
| 資金運用収益         | 1,591,617 | 1,794,990 |
| (うち預金利息)       | (810,655) | (899,211) |
| (うち有価証券利息)     | (250,953) | (320,043) |
| (うち貸出金利息)      | (379,196) | (419,850) |
| (うちその他受入利息)    | (150,811) | (155,885) |
| 役務取引等収益        | 47,704    | 49,444    |
| その他事業直接収益      | 96,288    | 68        |
| その他経常収益        | 76,089    | 184,091   |
| (2)信用事業費用      | 179,475   | 286,480   |
| 資金調達費用         | 47,099    | 129,906   |
| (うち貯金利息)       | (44,339)  | (126,923) |
| (うち給付補填備金繰入)   | (999)     | (648)     |
| (うちその他支払利息)    | (1,760)   | (2,334)   |
| 役務取引等費用        | 15,419    | 15,723    |
| その他事業直接費用      | 5,189     | —         |
| その他経常費用        | 111,767   | 140,849   |
| (うち貸倒引当金繰入額)   | (—)       | (25)      |
| (うち貸倒引当金戻入益)   | (▲139)    | (—)       |
| <b>信用事業総利益</b> | 1,632,224 | 1,742,115 |
| (3)共済事業収益      | 585,765   | 582,222   |
| 共済付加収入         | 585,565   | 546,492   |
| 共済その他手数料       | 21,653    | 30,442    |
| 保険代理店手数料       | 5,496     | 5,221     |
| その他の収益         | 50        | 65        |
| (4)共済事業費用      | 18,417    | 26,956    |
| 共済推進費          | 6,269     | 6,386     |
| 共済保全費          | 4,260     | 4,061     |
| その他の費用         | 7,887     | 16,509    |
| <b>共済事業総利益</b> | 567,348   | 555,265   |
| (5)購買事業収益      | 2,042,729 | 2,143,288 |
| 購買品供給高         | 1,873,673 | 1,972,913 |
| 購買手数料          | 68,687    | 67,212    |
| その他の収益         | 100,368   | 103,162   |
| (6)購買事業費用      | 1,614,427 | 1,691,075 |
| 購買品供給原価        | 1,581,091 | 1,656,960 |
| その他の費用         | 33,335    | 34,115    |
| (うち貸倒引当金繰入額)   | (—)       | (421)     |
| (うち貸倒引当金戻入益)   | (▲10)     | (—)       |
| <b>購買事業総利益</b> | 428,301   | 452,212   |
| (7)販売事業収益      | 127,253   | 160,722   |
| 販売品販売高         | 64,780    | 97,206    |
| 販売手数料          | 54,814    | 56,346    |
| その他の収益         | 7,658     | 7,169     |
| (8)販売事業費用      | 62,267    | 79,104    |
| 販売品販売原価        | 56,723    | 74,598    |
| その他の費用         | 5,543     | 4,505     |
| (うち貸倒引当金繰入額)   | (—)       | (0)       |
| <b>販売事業総利益</b> | 64,986    | 81,618    |

| 科 目              | 令和 5 年度   | 令和 6 年度   |
|------------------|-----------|-----------|
| (9)保管事業収益        | 33,740    | 28,429    |
| (10)保管事業費用       | 1,948     | 1,125     |
| 保管事業総利益          | 31,791    | 27,303    |
| (11)利用事業収益       | 200,494   | 189,077   |
| (12)利用事業費用       | 76,698    | 69,585    |
| 利用事業総利益          | 123,796   | 119,492   |
| (13)福祉事業収益       | 313       | 279       |
| (14)福祉事業費用       | 288       | 256       |
| 福祉事業総利益          | 25        | 23        |
| (15)その他事業収益      | 61        | 50        |
| その他事業総利益         | 61        | 50        |
| (16)指導事業収入       | 5,523     | 5,849     |
| (17)指導事業支出       | 28,662    | 30,743    |
| 指導事業収支差額         | ▲23,139   | ▲24,893   |
| 2 事業管理費          | 2,174,868 | 2,030,801 |
| (1)人件費           | 1,360,096 | 1,262,210 |
| (2)業務費           | 230,628   | 229,339   |
| (3)諸税負担金         | 97,500    | 123,685   |
| (4)施設費           | 485,964   | 413,729   |
| (5)その他事業管理費      | 676       | 1,835     |
| 事業利益             | 650,527   | 922,386   |
| 3 事業外収益          | 111,953   | 103,257   |
| (1)受取出資配当金       | 72,334    | 77,351    |
| (2)賃貸料           | 4,628     | 5,129     |
| (3)償却債権取立益       | 60        | 33        |
| (4)雑収入           | 34,930    | 20,742    |
| 4 事業外費用          | 17,407    | 11,624    |
| (1)寄付金           | 8,639     | 8,278     |
| (2)外部出資等損失引当金戻入益 | ▲18       | ▲21       |
| (3)雑損失           | 8,786     | 3,366     |
| 経常利益             | 745,073   | 1,014,019 |
| 5 特別利益           | 46,567    | 27        |
| (1)固定資産処分益       | 46,567    | 27        |
| 6 特別損失           | 64,053    | 2,687     |
| (1)固定資産処分損       | 59,496    | 2,613     |
| (2)減損損失          | 4,556     | 73        |
| 税引前当期利益          | 727,587   | 1,011,359 |
| 法人税、住民税及び事業税     | 153,860   | 241,796   |
| 法人税等調整額          | 27,215    | 13,704    |
| 法人税等合計           | 181,075   | 255,501   |
| 当期剰余金            | 546,512   | 755,858   |
| 当期首繰越剰余金         | 302,197   | 428,903   |
| 当期末処分剰余金         | 848,710   | 1,184,761 |

## ●注記表等

<令和5年度>

### ○ 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券・・・償却原価法（定額法）
- (2) 子会社株式・・・移動平均法による原価法
- (3) その他有価証券

- ①時価のあるもの・・・期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法、売却原価は移動平均法）
- ②市場価格のない株式等・・・移動平均法による原価法

#### 2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記1の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに期末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。

#### 3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 購買品・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- (2) その他の棚卸資産（原材料・貯蔵品）・・・最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）については定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しています。

また、取得価格10万円以上20万円未満の一括減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）については定額法を採用しています。なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）での定額法により償却しています。

#### 5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

なお、1,000万円以下の破綻懸念先に対する債権については、3年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。

上記以外の債権のうち正常先およびその他の要注意先に対する債権については、1年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。また、要管理先に対する債権については、3年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

- (2) 賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

- (3) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

##### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

##### ②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生した事業年度から費用処理することとしています。

- (4) 役員退職慰労引当金は、役員退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。
- (5) 外部出資等損失引当金は、当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。
- (6) 特例業務負担金引当金は、特例業務負担金の拠出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

## 6. 収益及び費用の計上基準

### 収益認識にかかる計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する、主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

#### ① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

#### ② 販売事業

組合員が生産した農産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

#### ③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

#### ④ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

#### ⑤ 福祉事業

高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、サービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

#### ⑥ 指導事業

組合員の営農や生活にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

## 7. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

## 8. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示をしています。

## 9. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

### (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っております。

また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

○ 会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 4,556 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価格を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和6年3月に作成した場所別損益計画を基礎として算出しており、当該計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

○ 貸借対照表に関する注記

1. 固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,048,571千円であり、その内訳は、次のとおりです。

(単位：千円)

| 種 類   | 圧縮額     |
|-------|---------|
| 建物    | 858,042 |
| 構築物   | 253,287 |
| 機械装置  | 814,478 |
| 車両運搬具 | 11,487  |
| 器具備品  | 81,249  |
| 土地    | 30,026  |

2. リース契約により使用する重要な固定資産（資産の部に計上したものを除く）

貸借対照表上に計上した固定資産の他、リースにより使用している重要な資産として、車両、グリーンシステム、共済端末システム一式、ATM機、ハンディーターミナル等があります。

3. 担保に供している資産

以下の資産は津市水道事業収納事務取扱の担保に供しています。

(単位：千円)

| 種 類  | 金 額 |
|------|-----|
| 定期預金 | 100 |

上記のほか、為替決済の取引の担保として、定期預金10,000,000千円を設定しています。

4. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 681 千円

子会社等に対する金銭債務の総額 620,579 千円

5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は150千円、危険債権額は167千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権の合計額は317千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

○ 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引高の総額

|                    |          |
|--------------------|----------|
| (1) 子会社との取引による収益総額 | 29,201千円 |
| うち事業取引高            | 18,865千円 |
| うち事業取引以外の取引高       | 10,336千円 |
| (2) 子会社との取引による費用総額 | 30,398千円 |
| うち事業取引高            | 13,140千円 |
| うち事業取引以外の取引高       | 17,258千円 |

2. 減損会計に関する事項

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については、信用共済事業は地理的に区分した7つの地区の支店ごとに、給油所・葬祭センター・グリーンセンター・直売所は事業所ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店については、独立したキャッシュ・フローを産み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しております。

カントリーエレベーター、農機センター等をはじめとする農業関連事業施設については、農業者のために事業を行う組合の基盤となるものであることや、組合員による組合の事業利用を促進するものであることから、組合の複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与するため、共用資産として認識しております。

一部の農業関連事業施設(育苗センター・ライスセンター)及び営農センターについては、各エリアの組合員のJAの事業利用を促進することで、各エリアの一般資産のキャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられるため、地理的に区分したエリアごとの共用資産と認識しております。

当期に減損損失を計上した固定資産は、以下の通りです。

| 場 所        | 用 途 | 種 類 | その他     |
|------------|-----|-----|---------|
| 旧山室店       | 遊休  | 土地  | 業務外固定資産 |
| 旧河芸中央支店    | 遊休  | 土地  | 業務外固定資産 |
| 旧辰水ライスセンター | 遊休  | 土地  | 業務外固定資産 |

(2) 減損損失の認識に至った経緯

旧山室店、旧河芸中央支店及び旧辰水ライスセンターの資産は遊休資産とされ早期処分対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

|            |                      |
|------------|----------------------|
| 旧山室店       | 65千円 (土地 65千円)       |
| 旧河芸中央支店    | 146千円 (土地 146千円)     |
| 旧辰水ライスセンター | 4,344千円 (土地 4,344千円) |
| 合計         | 4,556千円 (土地 4,556千円) |

(4) 回収可能価額の算定方法

土地の回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は津市の固定資産税評価額に基づき算定しております。

3. 棚卸資産の収益性低下に伴う薄価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う薄価切下げにより、14,400千円の棚卸評価損が含まれています。

## ○ 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を三重県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク統括課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.0%上昇したものと想定した場合には、経済価値が2,664,681千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

### ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

### (1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

|            | 貸借対照表計上額    | 時 価         | 差 額       |
|------------|-------------|-------------|-----------|
| 預金         | 140,864,947 | 140,968,847 | 103,900   |
| 有価証券       |             |             |           |
| 満期保有目的の債券  | 1,509,148   | 1,514,981   | 5,832     |
| その他の有価証券   | 25,119,035  | 25,119,035  | —         |
| 貸出金        | 36,768,249  |             |           |
| 貸倒引当金 (*1) | ▲ 220       |             |           |
| 貸倒引当金控除後   | 36,768,029  | 37,145,334  | 377,304   |
| 資産計        | 204,261,160 | 204,748,198 | 487,037   |
| 貯金         | 204,411,072 | 204,265,919 | ▲ 145,153 |
| 負債計        | 204,411,072 | 204,265,919 | ▲ 145,153 |

(\* 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

### (2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

#### 【資産】

#### ①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap。以下「O I S」という。) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

#### ②有価証券

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

#### ③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

|               | 貸借対照表計上額  |
|---------------|-----------|
| 外部出資          | 6,556,639 |
| 外部出資等損失引当金    | ▲241      |
| 外部出資等損失引当金控除後 | 6,556,397 |
| 合計            | 6,556,397 |

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|                   | 1年以内        | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超        |
|-------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 預金                | 135,864,947 | —           | —           | —           | —           | 5,000,000  |
| 有価証券              |             |             |             |             |             |            |
| 満期保有目的の債券         | —           | 100,000     | 400,000     | 100,000     | —           | 910,000    |
| その他有価証券のうち満期があるもの | 1,113,780   | 418,222     | 617,554     | 943,594     | 836,544     | 19,384,937 |
| 貸出金(*1、2)         | 3,280,972   | 3,525,772   | 2,439,389   | 2,747,178   | 2,004,110   | 22,770,657 |
| 合計                | 140,259,700 | 4,043,994   | 3,456,943   | 3,790,772   | 2,840,654   | 48,065,594 |

(\*1) 貸出金のうち、当座貸越 440,625 千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(\*2) 貸出金のうち、三月以上延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等 167 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

|        | 1年以内        | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超 |
|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 貯金(*1) | 190,272,423 | 3,590,790   | 9,789,833   | 399,586     | 358,438     | —   |
| 合計     | 190,272,423 | 3,590,790   | 9,789,833   | 399,586     | 358,438     | —   |

(\*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

○ 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 売買目的有価証券

売買目的有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

|                        |     | 貸借対照表<br>計上額 | 時価        | 差額     |
|------------------------|-----|--------------|-----------|--------|
| 時価が貸借対照表<br>計上額を超えるもの  | 地方債 | 10,000       | 10,091    | 91     |
|                        | 社債  | 1,100,000    | 1,109,360 | 9,360  |
|                        | 小 計 | 1,110,000    | 1,119,451 | 9,451  |
| 時価が貸借対照表<br>計上額を超えないもの | 社債  | 399,148      | 395,530   | ▲3,618 |
|                        | 小 計 | 399,148      | 395,530   | ▲3,618 |
| 合 計                    |     | 1,509,148    | 1,514,981 | ▲5,832 |

## (3) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

|                                |      | 取得原価又は<br>償却原価 | 貸借対照表計上額   | 差 額        |
|--------------------------------|------|----------------|------------|------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価又は<br>償却原価を超えるもの  | 国債   | 3,757,582      | 3,978,930  | 221,347    |
|                                | 地方債  | 300,000        | 307,460    | 7,460      |
|                                | 社債   | 2,983,548      | 3,038,980  | 55,431     |
|                                | 株式   | 37,784         | 59,118     | 21,334     |
|                                | 受益証券 | 451,179        | 772,900    | 321,721    |
|                                | 投資証券 | 36,709         | 38,433     | 1,723      |
|                                | 小 計  | 7,566,804      | 8,195,822  | 629,017    |
| 貸借対照表計上額が取得原価又は<br>償却原価を超えないもの | 国債   | 4,299,374      | 4,027,310  | ▲272,064   |
|                                | 地方債  | 6,132,619      | 5,662,587  | ▲470,031   |
|                                | 社債   | 6,729,986      | 6,299,364  | ▲430,621   |
|                                | 受益証券 | 1,091,344      | 863,358    | ▲227,985   |
|                                | 投資証券 | 77,576         | 70,591     | ▲6,984     |
|                                | 小 計  | 18,330,900     | 16,923,212 | ▲1,407,687 |
| 合 計                            |      | 25,897,704     | 25,119,035 | ▲778,669   |

## 2. 当期中に売却した満期保有目的の債券

当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

## 3. 当期中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

|      | 売却額       | 売却益     | 売却損   |
|------|-----------|---------|-------|
| 国債   | 2,731,914 | 81,133  | —     |
| 地方債  | 514,232   | 14,232  | —     |
| 社債   | 799,768   | 896     | 5,189 |
| 株式   | 5,402     | 2,368   | —     |
| 受益証券 | 26,988    | 4,966   | —     |
| 投資証券 | 5,331     | 26      | —     |
| 合 計  | 4,083,635 | 103,623 | 5,189 |

## 4. 保有目的区分を変更した有価証券

当期中に保有目的を変更した満期保有目的の債券はありません。

5. 金銭の信託の保有目的区分別の内訳

- (1) 運用目的の金銭の信託  
運用目的の金銭の信託はありません。
- (2) 満期保有目的の金銭の信託  
満期保有目的の金銭の信託はありません。
- (3) その他の金銭の信託

(単位：千円)

|                          | 貸借対照表計上額 | 取得原価    | 差 額    |
|--------------------------|----------|---------|--------|
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えるもの  | 176,130  | 166,159 | 9,970  |
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えないもの | 499,003  | 504,775 | ▲5,771 |
| 合 計                      | 675,134  | 670,935 | 4,199  |

○ 退職給付に関する注記

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。またこの制度に加えて同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度、全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。

1. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

|                                    |           |
|------------------------------------|-----------|
| (1)期首における退職給付債務                    | 1,558,974 |
| (2)勤務費用                            | 79,026    |
| (3)利息費用                            | 16,399    |
| (4)数理計算上の差異の発生額                    | ▲12,102   |
| (5)退職給付の支払額                        | ▲158,345  |
| (6)期末における退職給付債務(1)+(2)+(3)+(4)+(5) | 1,483,951 |

2. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

|                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| (1)期首における年金資産                    | 999,661 |
| (2)期待運用収益                        | 8,585   |
| (3)数理計算上の差異の発生額                  | 2,080   |
| (4)年金資産への拠出金                     | 44,076  |
| (5)退職給付の支払額                      | ▲98,085 |
| (6)期末における年金資産(1)+(2)+(3)+(4)+(5) | 956,268 |

3. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

|                      |           |
|----------------------|-----------|
| (1)退職給付債務            | 1,483,951 |
| (2)年金資産              | ▲956,268  |
| (3)未積立退職給付債務(1)+(2)  | 527,682   |
| (4)未認識数理計算上の差異       | 55,923    |
| (5)貸借対照表計上額純額(3)+(4) | 583,605   |
| (6)退職給付引当金=(5)       | 583,605   |

## 4. 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

|                      |         |
|----------------------|---------|
| (1)勤務費用              | 79,026  |
| (2)利息費用              | 16,399  |
| (3)期待運用収益            | ▲8,585  |
| (4)数理計算上の差異の費用処理額    | ▲14,537 |
| (5)合計(1)+(2)+(3)+(4) | 72,302  |

## 5. 年金資産の主な内訳

年金資産の主な分類ごとの金額は、次のとおりです。

## 全国共済農業協同組合連合会

(単位：千円)

|         |         |
|---------|---------|
| (1)一般勘定 | 564,048 |
| (2)合計   | 564,048 |

## 全国農林漁業団体共済会

(単位：千円)

|                      |         |
|----------------------|---------|
| (1)債券                | 247,098 |
| (2)年金保険投資            | 109,821 |
| (3)現金及び預金            | 15,688  |
| (4)その他               | 19,611  |
| (5)合計(1)+(2)+(3)+(4) | 392,220 |

## 6. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

## 7. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

|              |       |
|--------------|-------|
| (1)割引率       | 1.07% |
| (2)長期期待運用収益率 | 0.86% |

○ 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

| 繰延税金資産(A)           |         |
|---------------------|---------|
| 退職給付引当金             | 160,141 |
| 減価償却超過              | 21,576  |
| 賞与引当金               | 40,389  |
| 賞与引当に係る未払社会保険料      | 6,913   |
| 特例業務負担金引当金          | 25,524  |
| 役員退職慰労引当金           | 2,936   |
| 繰延資産超過              | 1,033   |
| 棚卸資産（収益性低下分）        | 3,951   |
| 未払事業税               | 9,986   |
| 減損損失                | 21,650  |
| 資産除去債務              | 8,107   |
| 中央会賦課金              | 12,617  |
| 一括償却資産損金算入限度超過額     | 1,140   |
| 子会社（寄附修正）           | 17,644  |
| その他有価証券評価差額金        | 212,514 |
| その他                 | 2,120   |
| 繰延税金資産小計（A）         | 548,248 |
| 評価性引当額（B）           | ▲53,253 |
| 繰延税金資産合計（A）+（B）=（C） | 494,995 |
| 繰延税金負債              |         |
| 全農外部出資（みなし配当）       | ▲637    |
| 資産除去債務（固定資産増加額）     | ▲1      |
| 繰延税金負債小計（D）         | ▲639    |
| 繰延税金資産の純額(C)+(D)    | 494,355 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因

(単位：%)

|                      |       |
|----------------------|-------|
| 法定実効税率               | 27.44 |
| （調整）                 |       |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | ▲1.54 |
| 事業分量配当               | ▲0.86 |
| 住民税均等割等              | 0.32  |
| 評価性引当額の増減            | 0.56  |
| その他                  | ▲1.04 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率    | 24.88 |

○ 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記6 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## <令和6年度>

### ○ 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券・・・償却原価法（定額法）
- (2) 子会社株式・・・移動平均法による原価法
- (3) その他有価証券
  - ①時価のあるもの・・・期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法、売却原価は移動平均法）
  - ②市場価格のない株式等・・・移動平均法による原価法

#### 2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記1の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに期末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。

#### 3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 購買品・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- (2) その他の棚卸資産（原材料・貯蔵品）・・・最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産については定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しています。  
また、取得価格10万円以上20万円未満の一括減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。
- (2) 無形固定資産については定額法を採用しています。なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）での定額法により償却しています。

#### 5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

なお、1,000万円以下の破綻懸念先に対する債権については、3年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。

上記以外の債権のうち正常先およびその他の要注意先に対する債権については、1年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。また、要管理先に対する債権については、3年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

- (2) 賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
- (3) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。
  - ①退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
  - ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生した事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

(追加情報)

退職給付制度の変更

当組合は、令和6年9月27日に退職給付制度の改定を行っています。これに伴い、当事業年度に過去勤務費用が▲117,951千円発生しています。なお、当過去勤務費用は、発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理することとしています。

(4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 外部出資等損失引当金は、当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

(6) 特例業務負担金引当金は、特例業務負担金の抛出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

## 6. 収益及び費用の計上基準

収益認識にかかる計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する、主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

### ① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

### ② 販売事業

組合員が生産した農産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

### ③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗に応じて収益を認識しております。

### ④ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

### ⑤ 福祉事業

高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、サービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

### ⑥ 指導事業

組合員の営農や生活にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

## 7. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

## 8. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示をしています。

9. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っております。

また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

○ 会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 73 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価格を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和7年3月に作成した場所別損益計画を基礎として算出しており、当該計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

○ 貸借対照表に関する注記

1. 固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,048,149千円であり、その内訳は、次のとおりです。

(単位：千円)

| 種 類   | 圧縮額     |
|-------|---------|
| 建物    | 858,042 |
| 構築物   | 252,935 |
| 機械装置  | 814,478 |
| 車両運搬具 | 11,417  |
| 器具備品  | 81,249  |
| 土地    | 30,026  |

2. リース契約により使用する重要な固定資産（資産の部に計上したものを除く）

貸借対照表上に計上した固定資産の他、リースにより使用している重要な資産として、車両、グリーンシステム、共済端末システム一式、ATM機、ハンディーターミナル等があります。

3. 担保に供している資産

以下の資産は津市水道事業収納事務取扱の担保に供しています。

(単位：千円)

| 種 類  | 金 額 |
|------|-----|
| 定期預金 | 100 |

上記のほか、為替決済の取引の担保として、定期預金10,000,000千円を設定しています。

4. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

|                 |            |
|-----------------|------------|
| 子会社等に対する金銭債権の総額 | 506 千円     |
| 子会社等に対する金銭債務の総額 | 642,655 千円 |

5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ (2) (i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 42 千円、危険債権額はありません。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権の合計額は 42 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

○ 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引高の総額

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| (1) 子会社との取引による収益総額 | 25,467 千円 |
| うち事業取引高            | 10,691 千円 |
| うち事業取引以外の取引高       | 14,776 千円 |
| (2) 子会社との取引による費用総額 | 29,225 千円 |
| うち事業取引高            | 16,721 千円 |
| うち事業取引以外の取引高       | 12,503 千円 |

2. 減損会計に関する事項

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については、信用共済事業は地理的に区分した 7 つの地区の支店ごとに、給油所・葬祭センター・グリーンセンター・直売所は事業所ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店については、独立したキャッシュ・フローを産み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しております。

カントリーエレベーター、農機センター等をはじめとする農業関連事業施設については、農業者のために事業を行う組合の基盤となるものであることや、組合員による組合の事業利用を促進するものであることから、組合の複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与するため、共用資産として認識しております。

一部の農業関連事業施設（育苗センター・ライスセンター）及び営農センターについては、各エリアの組合員の J A の事業利用を促進することで、各エリアの一般資産のキャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられるため、地理的に区分したエリアごとの共用資産と認識しております。

当期に減損損失を計上した固定資産は、以下の通りです。

| 場 所     | 用 途 | 種 類 | その他     |
|---------|-----|-----|---------|
| 旧河芸中央支店 | 遊休  | 土地  | 業務外固定資産 |

(2) 減損損失の認識に至った経緯

旧河芸中央支店の資産は遊休資産とされ早期処分対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

|         |              |
|---------|--------------|
| 旧河芸中央支店 | 73千円(土地73千円) |
| 合計      | 73千円(土地73千円) |

(4) 回収可能価額の算定方法

土地の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は津市の固定資産税評価額に基づき算定しております。

3. 棚卸資産の収益性低下に伴う薄価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う薄価切下げにより、7,577千円の棚卸評価損が含まれています。

## ○ 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を三重県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク統括課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.0%上昇したものと想定した場合には、経済価値が2,560,851千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

### ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

### (1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

|            | 貸借対照表計上額    | 時 価         | 差 額      |
|------------|-------------|-------------|----------|
| 預金         | 134,196,611 | 133,720,188 | ▲476,423 |
| 有価証券       |             |             |          |
| 満期保有目的の債券  | 2,812,445   | 2,785,419   | ▲27,026  |
| その他有価証券    | 23,756,718  | 23,756,718  | —        |
| 貸出金        | 39,737,576  |             |          |
| 貸倒引当金 (*1) | ▲245        |             |          |
| 貸倒引当金控除後   | 39,737,330  | 39,789,505  | 52,174   |
| 資産計        | 200,503,107 | 200,051,831 | ▲451,276 |
| 貯金         | 201,811,325 | 201,220,546 | ▲590,779 |
| 負債計        | 201,811,325 | 201,220,546 | ▲590,779 |

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

### (2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

#### 【資産】

#### ①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap。以下「OIS」という。) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

#### ②有価証券

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

#### ③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

#### 【負債】

#### ①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

|               | 貸借対照表計上額  |
|---------------|-----------|
| 外部出資          | 6,556,639 |
| 外部出資等損失引当金    | ▲220      |
| 外部出資等損失引当金控除後 | 6,556,418 |
| 合計            | 6,556,418 |

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|                   | 1年以内        | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超        |
|-------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 預金                | 128,196,611 | —           | —           | —           | —           | 6,000,000  |
| 有価証券              |             |             |             |             |             |            |
| 満期保有目的の債券         | 100,000     | 400,000     | 100,000     | —           | 100,000     | 2,110,000  |
| その他有価証券のうち満期があるもの | 638,899     | 717,138     | 936,608     | 836,608     | 1,036,608   | 21,873,869 |
| 貸出金(*1、2)         | 3,992,763   | 2,950,218   | 3,018,025   | 2,777,467   | 1,417,986   | 25,581,072 |
| 合計                | 132,928,274 | 4,067,356   | 4,054,633   | 3,614,075   | 2,554,594   | 55,564,942 |

(\*1) 貸出金のうち、当座貸越 387,347 千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(\*2) 貸出金のうち、三月以上延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等 42 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

|        | 1年以内        | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超 |
|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 貯金(*1) | 178,788,372 | 8,380,702   | 13,896,050  | 310,358     | 435,841     | —   |
| 合計     | 178,788,372 | 8,380,702   | 13,896,050  | 310,358     | 435,841     | —   |

(\*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

## ○ 有価証券に関する注記

### 1. 有価証券の時価及び評価差額

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

#### (1) 売買目的有価証券

売買目的有価証券はありません。

#### (2) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

|                        |     | 貸借対照表<br>計上額 | 時価        | 差額      |
|------------------------|-----|--------------|-----------|---------|
| 時価が貸借対照表<br>計上額を超えるもの  | 社債  | 600,000      | 620,040   | 20,040  |
|                        | 小計  | 600,000      | 620,040   | 20,040  |
| 時価が貸借対照表<br>計上額を超えないもの | 地方債 | 10,000       | 9,519     | ▲481    |
|                        | 社債  | 2,202,445    | 2,155,860 | ▲46,585 |
|                        | 小計  | 2,212,445    | 2,165,379 | ▲47,066 |
| 合計                     |     | 2,812,445    | 2,785,419 | ▲27,026 |

(3) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

|                            |      | 貸借対照表<br>計上額 | 取得原価又は<br>償却原価 | 差 額        |
|----------------------------|------|--------------|----------------|------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの  | 国債   | 2,779,270    | 2,733,224      | 46,045     |
|                            | 社債   | 1,106,800    | 1,099,969      | 6,830      |
|                            | 株式   | 60,535       | 47,154         | 13,381     |
|                            | 受益証券 | 394,868      | 310,598        | 84,269     |
|                            | 投資証券 | 19,477       | 18,940         | 537        |
|                            | 小 計  | 4,360,951    | 4,209,887      | 151,064    |
| 貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの | 国債   | 6,126,860    | 6,912,271      | ▲785,411   |
|                            | 地方債  | 5,282,921    | 6,189,177      | ▲906,256   |
|                            | 社債   | 6,862,079    | 7,582,129      | ▲720,050   |
|                            | 株式   | 8,534        | 9,167          | ▲633       |
|                            | 受益証券 | 1,022,946    | 1,153,818      | ▲130,872   |
|                            | 投資証券 | 92,425       | 107,351        | ▲14,925    |
|                            | 小 計  | 19,395,767   | 21,953,916     | ▲2,558,148 |
| 合 計                        |      | 23,756,718   | 26,163,803     | ▲2,407,084 |

2. 当期中に売却した満期保有目的の債券

当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

3. 当期中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

|      | 売却額     | 売却益    | 売却損 |
|------|---------|--------|-----|
| 社債   | 199,816 | 68     | —   |
| 株式   | 18,654  | 8,937  | —   |
| 受益証券 | 347,370 | 87,212 | —   |
| 投資証券 | 8,871   | 74     | —   |
| 合 計  | 574,711 | 96,293 | —   |

4. 保有目的区分を変更した有価証券

当期中に保有目的を変更した満期保有目的の債券はありません。

5. 金銭の信託の保有目的区分別の内訳

(1) 運用目的の金銭の信託

運用目的の金銭の信託はありません。

(2) 満期保有目的の金銭の信託

満期保有目的の金銭の信託はありません。

(3) その他の金銭の信託

(単位：千円)

|                      | 貸借対照表計上額  | 取得原価    | 差 額     |
|----------------------|-----------|---------|---------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  | 274,422   | 236,809 | 37,612  |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 727,065   | 753,870 | ▲26,805 |
| 合 計                  | 1,001,487 | 990,680 | 10,807  |

○ 退職給付に関する注記

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。またこの制度に加えて同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度、全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。

1. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 (単位：千円)

|  |           |
|--|-----------|
| (1)期首における退職給付債務                        | 1,483,951 |
| (2)勤務費用                                | 69,703    |
| (3)利息費用                                | 15,622    |
| (4)数理計算上の差異の発生額                        | ▲31,137   |
| (5)退職給付の支払額                            | ▲129,367  |
| (6)過去勤務費用の発生額                          | ▲135,276  |
| (7)期末における退職給付債務(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6) | 1,273,495 |

2. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 (単位：千円)

|                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| (1)期首における年金資産                    | 956,268 |
| (2)期待運用収益                        | 8,356   |
| (3)数理計算上の差異の発生額                  | 3,155   |
| (4)年金資産への拠出金                     | 40,798  |
| (5)退職給付の支払額                      | ▲86,444 |
| (6)期末における年金資産(1)+(2)+(3)+(4)+(5) | 922,133 |

3. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

|                          |           |
|--------------------------|-----------|
| (1)退職給付債務                | 1,273,495 |
| (2)年金資産                  | ▲922,133  |
| (3)未積立退職給付債務(1)+(2)      | 351,361   |
| (4)未認識過去勤務費用             | 111,070   |
| (5)未認識数理計算上の差異           | 61,146    |
| (6)貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5) | 523,578   |
| (7)退職給付引当金=(6)           | 523,578   |

4. 退職給付費用及びその内訳項目の金額 (単位：千円)

|                          |         |
|--------------------------|---------|
| (1)勤務費用                  | 69,703  |
| (2)利息費用                  | 15,622  |
| (3)期待運用収益                | ▲8,356  |
| (4)数理計算上の差異の費用処理額        | ▲29,069 |
| (5)過去勤務費用の費用処理額          | ▲24,205 |
| (6)合計(1)+(2)+(3)+(4)+(5) | 23,693  |

5. 年金資産の主な内訳

年金資産の主な分類ごとの金額は、次のとおりです。

全国共済農業協同組合連合会 (単位：千円)

|         |         |
|---------|---------|
| (1)一般勘定 | 551,022 |
| (2)合計   | 551,022 |

全国農林漁業団体共済会 (単位：千円)

|                  |         |
|------------------|---------|
| (1)債券            | 267,200 |
| (2)年金保険投資        | 92,777  |
| (3)現金及び預金        | 11,133  |
| (4)合計(1)+(2)+(3) | 371,111 |

6. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

7. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

|              |       |
|--------------|-------|
| (1)割引率       | 1.07% |
| (2)長期期待運用収益率 | 0.87% |

○ 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳 (単位：千円)

|                          |         |
|--------------------------|---------|
| 繰延税金資産(A)                |         |
| 退職給付引当金                  | 147,007 |
| 減価償却超過                   | 20,423  |
| 賞与引当金                    | 39,057  |
| 賞与引当に係る未払社会保険料           | 6,655   |
| 特例業務負担金引当金               | 21,631  |
| 役員退職慰労引当金                | 4,537   |
| 棚卸資産 (収益性低下分)            | 2,133   |
| 未払事業税                    | 14,785  |
| 減損損失                     | 22,238  |
| 資産除去債務                   | 8,323   |
| 中央会賦課金                   | 12,790  |
| 一括償却資産損金算入限度超過額          | 1,217   |
| 子会社 (寄付修正)               | 20,332  |
| その他有価証券評価差額金             | 674,791 |
| その他                      | 2,705   |
| 繰延税金資産小計 (A)             | 998,624 |
| 評価性引当額 (B)               | ▲55,050 |
| 繰延税金資産合計 (A) + (B) = (C) | 943,582 |
| 繰延税金負債                   |         |
| 全農外部出資 (みなし配当)           | ▲654    |
| 繰延税金負債小計 (D)             | ▲654    |
| 繰延税金資産の純額(C)+(D)         | 942,927 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因 (単位：%)

|                      |       |
|----------------------|-------|
| 法定実効税率               | 27.44 |
| (調整)                 |       |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目   | 0.21  |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | ▲1.26 |
| 事業分量配当               | ▲1.11 |
| 住民税均等割等              | 0.23  |
| 評価性引当額の増減            | 0.04  |
| 税率変更による期末繰延税金資産の増減   | ▲0.45 |
| その他                  | 0.16  |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率    | 25.26 |

3. 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律 (令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.44%から28.16%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産 (繰延税金負債の金額を控除した金額) は21,782千円増加し、その他有価証券評価差額金は17,253千円増加し、法人税等調整額は4,529千円減少しております。

○ 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記6.収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## ●剰余金処分計算書

(単位：千円)

|                 | 令和5年度         | 令和6年度        |
|-----------------|---------------|--------------|
| 1 当期末処分剰余金      | 848,710       | 1,184,761    |
| 2 剰余金処分額        | 419,806       | 678,140      |
| (1)利益準備金        | 110,000       | 200,000      |
| (2)任意積立金        | 250,000       | 400,000      |
| 経営安定対策積立金       | 150,000       | 400,000      |
| 本店建設及び施設整備関連積立金 | 100,000       | —            |
| (3)出資配当金(年率)    | 37,036 (1.5%) | 37,220(1.5%) |
| (4)事業分量配当金      | 22,770        | 40,920       |
| 3 次期繰越剰余金       | 428,903       | 506,620      |

(注) 1 事業の利用分量に対する配当の基準は次のとおりです。

- ① 定期貯金の令和6年度中の平均残高 100 万円以上に対して 0.02%の割合です。
- ② 肥料・農薬の購入金額に対して 5%の割合です。 ※別途消費税を支払う
- ③ 水稻苗及び米・麦の施設利用料に対して 4%の割合です。 ※別途消費税を支払う

2 任意積立金のうち目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準は次のとおりです。

- ① 名 称 経営安定対策積立金 (現在積立額 2,695,000 千円、今回積増額 400,000 千円)  
積立目的 新たな会計基準 (税効果会計、時価会計、退職給付会計及び減損会計等) の適用、資産の償却及び有価証券の価格下落等による負担の増加に対応し、組合経営の安定及び健全な発展を図ることを目的とします。  
目標金額 33 億円を限度とします。  
取崩基準 目標額に達しない場合であっても、次の事象が生じた場合に理事会の決議により必要と認められた額を取り崩します。
  - 1 新たな会計基準への対応等により、多額の損失が生じた場合
  - 2 債権等資産の償却及び固定資産の減損処理により、多額の損失が生じた場合
  - 3 有価証券の運用により多額の損失が生じた場合
  - 4 繰延税金資産の取り崩しにより、多額の損失が生じた場合

3 次期繰越剰余金には、営農指導・生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額 38,000,000 円が含まれています。

4 次期繰越剰余金のうち 8,500,000 円を限度として、農業所得増大・生産規模拡大等に向けた支援へ充当します。

●部門別損益計算書(令和5年度)

(単位：千円)

| 区分                               | 計           | 信用<br>事業  | 共済<br>事業  | 農業関連<br>事業 | 生活その<br>他事業 | 営農指導<br>事業 | 共通管理費<br>等 |
|----------------------------------|-------------|-----------|-----------|------------|-------------|------------|------------|
| 事業収益 ①                           | 4,807,581   | 1,811,699 | 585,765   | 1,112,959  | 1,292,919   | 4,237      |            |
| 事業費用 ②                           | 1,982,186   | 179,475   | 18,417    | 713,527    | 1,060,140   | 10,625     |            |
| 事業総利益③(①-②)                      | 2,825,395   | 1,632,224 | 567,348   | 399,431    | 232,778     | ▲6,387     |            |
| 事業管理費 ④                          | 2,174,868   | 773,450   | 328,156   | 594,030    | 392,600     | 86,629     |            |
| (うち人件費 ⑤)                        | (1,360,096) | (434,863) | (245,189) | (359,615)  | (261,134)   | (59,293)   |            |
| (うち減価償却費 ⑥)                      | (161,686)   | (36,912)  | (18,087)  | (76,522)   | (24,276)    | (5,888)    |            |
| うち共通管理費 ⑦                        |             | 105,273   | 33,213    | 35,044     | 25,895      | 5,524      | ▲204,950   |
| (うち人件費 ⑧)                        |             | (64,754)  | (20,429)  | (21,556)   | (15,928)    | (3,398)    | (▲126,066) |
| (うち減価償却費⑨)                       |             | (9,892)   | (3,121)   | (3,293)    | (2,433)     | (519)      | (▲19,259)  |
| 事業利益 ⑩(③-④)                      | 650,527     | 858,773   | 239,192   | ▲194,598   | ▲159,821    | ▲93,017    |            |
| 事業外収益 ⑪                          | 111,953     | 35,550    | 18,696    | 29,722     | 22,063      | 5,921      |            |
| うち共通分 ⑫                          |             | 5,835     | 1,841     | 1,942      | 1,435       | 306        | ▲11,361    |
| 事業外費用 ⑬                          | 17,407      | 6,675     | 2,874     | 4,327      | 2,811       | 719        |            |
| うち共通分 ⑭                          |             | 3,079     | 971       | 1,025      | 757         | 161        | ▲5,994     |
| 経常利益 ⑮(⑩+⑪-⑬)                    | 745,073     | 887,648   | 255,014   | ▲169,204   | ▲140,569    | ▲87,816    |            |
| 特別利益 ⑯                           | 46,567      | 23,919    | 7,546     | 7,962      | 5,883       | 1,255      |            |
| うち共通分 ⑰                          |             | 23,919    | 7,546     | 7,962      | 5,883       | 1,255      | ▲46,567    |
| 特別損失 ⑱                           | 64,053      | 32,889    | 10,376    | 10,958     | 8,099       | 1,728      |            |
| うち共通分 ⑲                          |             | 32,889    | 10,376    | 10,948     | 8,090       | 1,725      | ▲64,030    |
| 税引前当期利益 ⑳<br>(⑮+⑯-⑱)             | 727,587     | 878,678   | 252,184   | ▲172,200   | ▲142,785    | ▲88,289    |            |
| 営農指導事業分配賦額<br>㉑                  |             | 36,480    | 19,880    | 17,262     | 14,664      | ▲88,289    |            |
| 営農指導事業分配賦後<br>税引前当期利益 ㉒<br>(⑳-㉑) | 727,587     | 842,197   | 232,304   | ▲189,463   | ▲157,450    |            |            |

※⑦、⑫、⑭、⑰、⑲は、各事業に直課できない部分

注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

- (1) 共通管理費等  
(人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値
- (2) 営農指導事業  
(均等割+事業総利益割)の平均値

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

| 区分     | 信用<br>事業 | 共済<br>事業 | 農業関連<br>事業 | 生活その<br>他事業 | 営農指導<br>事業 | 計      |
|--------|----------|----------|------------|-------------|------------|--------|
| 共通管理費等 | 51.4%    | 16.2%    | 17.1%      | 12.6%       | 2.7%       | 100.0% |
| 営農指導事業 | 41.3%    | 22.5%    | 19.6%      | 16.6%       |            | 100.0% |

3. 部門別の資産

(単位：千円)

| 区分                        | 信用事業                     | 共済事業                   | 農業関連<br>事業               | 生活その<br>他事業              | 営農指導<br>事業          | 共通資産      | 計                          |
|---------------------------|--------------------------|------------------------|--------------------------|--------------------------|---------------------|-----------|----------------------------|
| 事業別の総資産                   | 207,904,793              | 1,065,556              | 2,458,874                | 1,852,002                | 286,078             | 3,929,759 | 217,497,064                |
| 総資産(共通資産配分後)※<br>(うち固定資産) | 209,923,330<br>(320,502) | 1,702,389<br>(192,599) | 3,130,821<br>(1,551,418) | 2,348,519<br>(1,077,342) | 392,004<br>(33,731) |           | 217,497,064<br>(3,175,593) |

※共通資産の他部門への配分基準

(人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値

●部門別損益計算書(令和6年度)

(単位：千円)

| 区分                       | 計           | 信用事業      | 共済事業      | 農業関連事業    | 生活その他事業   | 営農指導事業   | 共通管理費等     |
|--------------------------|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|------------|
| 事業収益 ①                   | 5,138,514   | 2,028,595 | 582,222   | 1,179,085 | 1,344,582 | 4,029    |            |
| 事業費用 ②                   | 2,185,326   | 286,480   | 26,956    | 756,446   | 1,103,809 | 11,633   |            |
| 事業総利益③(①-②)              | 2,953,187   | 1,742,115 | 555,265   | 422,638   | 240,773   | ▲7,603   |            |
| 事業管理費 ④                  | 2,030,801   | 736,927   | 288,201   | 566,228   | 357,287   | 82,155   |            |
| (うち人件費 ⑤)                | (1,262,210) | (410,238) | (210,355) | (347,402) | (238,238) | (55,977) |            |
| (うち減価償却費 ⑥)              | (170,155)   | (44,032)  | (20,174)  | (74,583)  | (25,313)  | (6,050)  |            |
| うち共通管理費 ⑦                |             | 100,841   | 30,843    | 33,579    | 23,001    | 5,304    | ▲193,570   |
| (うち人件費 ⑧)                |             | (57,870)  | (17,700)  | (19,270)  | (13,199)  | (3,044)  | (▲111,085) |
| (うち減価償却費⑨)               |             | (14,988)  | (4,584)   | (4,991)   | (3,418)   | (788)    | (▲28,771)  |
| 事業利益 ⑩(③-④)              | 922,386     | 1,005,187 | 267,063   | ▲143,590  | ▲116,514  | ▲89,759  |            |
| 事業外収益 ⑪                  | 103,257     | 34,229    | 17,845    | 27,134    | 19,293    | 4,754    |            |
| うち共通分 ⑫                  |             | 5,905     | 1,806     | 1,966     | 1,346     | 310      | ▲11,335    |
| 事業外費用 ⑬                  | 11,624      | 4,477     | 1,893     | 2,799     | 1,961     | 492      |            |
| うち共通分 ⑭                  |             | 987       | 301       | 328       | 225       | 51       | ▲1,894     |
| 経常利益 ⑮(⑩+⑪-⑬)            | 1,014,019   | 1,034,939 | 283,016   | ▲119,256  | ▲99,182   | ▲85,497  |            |
| 特別利益 ⑯                   | 27          | -         | 27        | -         | -         | -        |            |
| うち共通分 ⑰                  |             | -         | -         | -         | -         | -        | -          |
| 特別損失 ⑱                   | 2,687       | 1,354     | 419       | 516       | 312       | 83       |            |
| うち共通分 ⑲                  |             | 1,257     | 384       | 418       | 286       | 66       | ▲2,414     |
| 税引前当期利益 ⑳(⑮+⑯-⑱)         | 1,011,359   | 1,033,585 | 282,623   | ▲119,772  | ▲99,495   | ▲85,581  |            |
| 営農指導事業分配賦額 ㉑             |             | 35,875    | 18,722    | 16,805    | 14,177    | ▲85,581  |            |
| 営農指導事業分配賦後税引前当期利益 ㉒(⑳-㉑) | 1,011,359   | 997,709   | 263,901   | ▲136,578  | ▲113,672  |          |            |

※⑦、⑫、⑭、⑰、⑲は、各事業に直課できない部分

注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

- (1) 共通管理費等  
(人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値
- (2) 営農指導事業  
(均等割+事業総利益割)の平均値

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

| 区分     | 信用事業  | 共済事業  | 農業関連事業 | 生活その他事業 | 営農指導事業 | 計      |
|--------|-------|-------|--------|---------|--------|--------|
| 共通管理費等 | 52.1% | 15.9% | 17.3%  | 11.9%   | 2.7%   | 100.0% |
| 営農指導事業 | 41.9% | 21.9% | 19.6%  | 16.6%   |        | 100.0% |

3. 部門別の資産

(単位：千円)

| 区分                        | 信用事業                     | 共済事業                   | 農業関連事業                   | 生活その他事業                  | 営農指導事業              | 共通資産      | 計                          |
|---------------------------|--------------------------|------------------------|--------------------------|--------------------------|---------------------|-----------|----------------------------|
| 事業別の総資産                   | 204,657,059              | 1,074,977              | 2,356,843                | 1,756,329                | 285,988             | 4,324,173 | 214,455,371                |
| 総資産(共通資産配分後)※<br>(うち固定資産) | 206,909,766<br>(332,599) | 1,763,985<br>(193,963) | 3,106,974<br>(1,439,518) | 2,270,153<br>(1,123,800) | 404,491<br>(27,414) |           | 214,455,371<br>(3,117,297) |

※共通資産の他部門への配分基準

(人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値

## 15. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

### ●最近5年間の主要な経営指標

(単位：百万円、人、%)

|               | 令和2年度                | 令和3年度                | 令和4年度                | 令和5年度                | 令和6年度                |
|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 経常収益(事業収益)    | 4,786                | 4,391                | 4,413                | 4,807                | 5,138                |
| 信用事業収益        | 1,624                | 1,609                | 1,686                | 1,813                | 2,030                |
| 共済事業収益        | 743                  | 734                  | 639                  | 586                  | 583                  |
| 農業関連事業収益      | 1,273                | 1,113                | 1,155                | 1,113                | 1,179                |
| その他事業収益       | 1,144                | 934                  | 931                  | 1,293                | 1,345                |
| 経常利益          | 358                  | 441                  | 617                  | 745                  | 1,014                |
| 当期剰余金         | 270                  | 307                  | 460                  | 546                  | 755                  |
| 出資金<br>(出資口数) | 2,462<br>(4,925,318) | 2,518<br>(5,036,544) | 2,513<br>(5,026,799) | 2,534<br>(5,068,909) | 2,535<br>(5,071,685) |
| 純資産額          | 10,229               | 10,202               | 9,896                | 10,061               | 9,597                |
| 総資産額          | 213,559              | 215,514              | 215,650              | 217,497              | 214,455              |
| 貯金等残高         | 200,477              | 202,335              | 203,124              | 204,411              | 201,811              |
| 貸出金残高         | 32,068               | 33,030               | 35,956               | 36,768               | 39,737               |
| 有価証券等残高       | 23,535               | 25,876               | 27,357               | 27,303               | 27,570               |
| 剰余金配当金額       |                      |                      |                      |                      |                      |
| ・出資配当の額       | 35                   | 36                   | 36                   | 37                   | 37                   |
| ・事業利用分量配当の額   | 13                   | 12                   | 19                   | 22                   | 40                   |
| 正職員数          | 249人                 | 235人                 | 202人                 | 177人                 | 172                  |
| 常用的臨時雇用者      | 22人                  | 19人                  | 43人                  | 41人                  | 36                   |
| 単体自己資本比率      | 14.08%               | 13.87%               | 13.93%               | 14.12%               | 15.36%               |

注) 1. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

2. 信託業務の取り扱いはありません。

3. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

## 16. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標

### ●利益総括表

(単位：百万円、%)

|                          | 令和5年度             | 令和6年度             | 増減              |
|--------------------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 資金運用収支                   | 1,544             | 1,665             | 120             |
| 役務取引等収支                  | 32                | 33                | 1               |
| その他信用事業収支                | 55                | 43                | ▲12             |
| 信用事業粗利益<br>(信用事業粗利益率)    | 1,632<br>(0.795%) | 1,742<br>(0.837%) | 109<br>(0.042%) |
| 事業粗利益<br>(事業粗利益率)        | 2,872<br>(1.329%) | 2,932<br>(1.337%) | 60<br>(0.008%)  |
| 事業純益                     | 697               | 901               | 204             |
| 実質事業純益                   | 697               | 901               | 204             |
| コア事業純益                   | 606               | 901               | 295             |
| コア事業純益(投資信託<br>解約損益を除く。) | 601               | 814               | 213             |

### ●資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

|         | 令和5年度   |       |       | 令和6年度   |       |       |
|---------|---------|-------|-------|---------|-------|-------|
|         | 平均残高    | 利息    | 利回り   | 平均残高    | 利息    | 利回り   |
| 資金運用勘定  | 203,942 | 1,591 | 0.780 | 206,302 | 1,794 | 0.870 |
| うち預金    | 140,271 | 961   | 0.685 | 140,601 | 1,055 | 0.750 |
| うち有価証券等 | 27,275  | 250   | 0.920 | 28,520  | 320   | 1.122 |
| うち貸出金   | 36,395  | 379   | 1.042 | 37,179  | 419   | 1.129 |
| 資金調達勘定  | 204,248 | 47    | 0.023 | 206,928 | 129   | 0.063 |
| うち貯金・定積 | 203,933 | 45    | 0.022 | 206,483 | 127   | 0.062 |
| うち借入金   | —       | —     | —     | —       | —     | —     |
| 総資金利ざや  |         |       | 0.378 |         |       | 0.451 |

注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価(資金調達利回り+経費率)

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

### ●受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

|         | 令和5年度増減額 | 令和6年度増減額 |
|---------|----------|----------|
| 受取利息    | 54       | 203      |
| うち預金    | ▲13      | 93       |
| うち有価証券等 | 7        | 69       |
| うち貸出金   | 61       | 40       |
| 支払利息    | 1        | 82       |
| うち貯金    | 2        | 82       |
| うち借入金   | ▲0       | —        |
| 差引      | 53       | 120      |

注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

## ●貯金に関する指標

### ▼科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

|        | 令和5年度   |          | 令和6年度   |          | 増減    |
|--------|---------|----------|---------|----------|-------|
| 流動性貯金  | 70,812  | (34.72)  | 73,051  | (35.38)  | 2,238 |
| 定期性貯金  | 133,095 | (65.26)  | 133,403 | (64.61)  | 307   |
| その他の貯金 | 26      | (0.01)   | 29      | (0.01)   | 3     |
| 計      | 203,933 | (100.00) | 206,483 | (100.00) | 2,550 |
| 譲渡性貯金  | —       | (—)      | —       | (—)      | —     |
| 合計     | 203,933 | (100.00) | 206,483 | (100.00) | 2,550 |

注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. ( ) 内は構成比です。

### ▼定期貯金残高

(単位：百万円、%)

|            | 令和5年度           | 令和6年度           | 増減     |
|------------|-----------------|-----------------|--------|
| 定期貯金       | 131,234(100.00) | 127,294(100.00) | ▲3,939 |
| うち固定自由金利定期 | 131,233(100.00) | 127,294(100.00) | ▲3,939 |
| 変動自由金利定期   | 0(0.00)         | 0(0.00)         | 0      |

注1) 固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金

注2) 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

注3) ( ) 内は構成比です。

## ●貸出金等に関する指標

### ▼科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

|        | 令和5年度  | 令和6年度  | 増減    |
|--------|--------|--------|-------|
| 手形貸付   | 62     | 30     | ▲31   |
| 証書貸付   | 31,036 | 30,225 | ▲811  |
| 当座貸越   | 438    | 409    | ▲28   |
| 金融機関貸付 | 4,857  | 6,513  | 1,655 |
| 合計     | 36,395 | 37,179 | 784   |

## ▼貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

|        | 令和5年度  |          | 令和6年度  |          | 増減    |
|--------|--------|----------|--------|----------|-------|
| 固定金利貸出 | 19,404 | (52.78)  | 21,409 | (53.88)  | 2,005 |
| 変動金利貸出 | 17,363 | (47.22)  | 18,327 | (46.12)  | 964   |
| 合計     | 36,768 | (100.00) | 39,737 | (100.00) | 2,969 |

注) ( ) 内は構成比です。

## ▼貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

|            | 令和5年度  | 令和6年度  | 増減    |
|------------|--------|--------|-------|
| 貯金等        | 250    | 204    | ▲46   |
| 有価証券       | —      | —      | —     |
| 動産         | —      | —      | —     |
| 不動産        | 26     | 15     | ▲11   |
| その他担保物     | 44     | 21     | ▲23   |
| 計          | 322    | 241    | ▲81   |
| 農業信用基金協会保証 | 4,636  | 4,397  | ▲239  |
| その他保証      | 23,169 | 24,051 | 882   |
| 計          | 27,805 | 28,448 | 643   |
| 信用         | 8,640  | 11,047 | 2,407 |
| 合計         | 36,768 | 39,737 | 2,969 |

## ▼債務保証見返額の担保別内訳残高

該当はありません。

## ▼貸出金の用途別内訳残高

(単位：百万円)

|           | 令和5年度  | 令和6年度  | 増減    |
|-----------|--------|--------|-------|
| 農業経営近代化資金 | 85     | 72     | ▲13   |
| 制度資金      | 0      | 0      | 0     |
| 農業資金      | 712    | 717    | 5     |
| うち農業施設資金  | 461    | 489    | 28    |
| うち農業運転資金  | 251    | 228    | ▲23   |
| 事業資金      | 632    | 467    | ▲165  |
| うち事業施設資金  | 572    | 440    | ▲132  |
| うち事業運転資金  | 60     | 27     | ▲33   |
| 生活資金      | 26,511 | 27,253 | 742   |
| うち住宅関連資金  | 25,658 | 26,397 | 739   |
| うち生活関連資金  | 853    | 856    | 3     |
| その他資金     | 8,825  | 11,224 | 2,399 |
| 合計        | 36,768 | 39,737 | 2,969 |

## ▼貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

|               | 令和5年度           | 令和6年度           | 増減    |
|---------------|-----------------|-----------------|-------|
| 農業            | 1,157 (3.15)    | 1,068 (2.69)    | ▲89   |
| 林業            | 61 (0.17)       | 94 (0.24)       | 33    |
| 水産業           | 17 (0.05)       | 16 (0.04)       | ▲1    |
| 製造業           | 6,258 (17.02)   | 6,405 (16.12)   | 147   |
| 鉱業            | 224 (0.61)      | 290 (0.73)      | 66    |
| 建設業           | 2,172 (5.91)    | 2,142 (5.39)    | ▲30   |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 686 (1.87)      | 821 (2.07)      | 135   |
| 運輸・通信業        | 1,666 (4.53)    | 1,612 (4.06)    | ▲54   |
| 卸売・小売業・飲食店    | 1,106 (3.01)    | 1,030 (2.59)    | ▲76   |
| 金融・保険業        | 6,514 (17.72)   | 8,099 (20.38)   | 1,585 |
| 不動産業          | 238 (0.65)      | 202 (0.51)      | ▲36   |
| サービス業         | 7,531 (20.48)   | 7,489 (18.85)   | ▲42   |
| 地方公共団体        | 3,131 (8.52)    | 4,041 (10.17)   | 910   |
| その他           | 5,998 (16.31)   | 6,423 (16.16)   | 425   |
| 合計            | 36,768 (100.00) | 39,737 (100.00) | 2,969 |

注) ( ) 内は構成比です。

## ▼主要な農業関係の貸出金残高

## 1) 営農類型別

(単位：百万円)

| 種 類      | 令和5年度 | 令和6年度 | 増 減 |
|----------|-------|-------|-----|
| 農業       | 798   | 790   | ▲7  |
| 穀作       | 373   | 334   | ▲38 |
| 野菜・園芸    | 148   | 131   | ▲16 |
| 果樹・樹園農業  | 3     | 8     | 4   |
| 工芸作物     | —     | —     | —   |
| 養豚・肉牛・酪農 | 115   | 116   | 1   |
| 養鶏・養卵    | —     | —     | —   |
| 養蚕       | —     | —     | —   |
| その他農業    | 157   | 199   | 42  |
| 農業関連団体等  | —     | —     | —   |
| 合計       | 798   | 790   | ▲7  |

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関する事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JA や全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

## 2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

| 種 類     | 令和5年度 | 令和6年度 | 増 減 |
|---------|-------|-------|-----|
| プロパー資金  | 377   | 343   | ▲34 |
| 農業制度資金  | 421   | 447   | 26  |
| 農業近代化資金 | 85    | 72    | ▲12 |
| その他制度資金 | 335   | 374   | 38  |
| 合 計     | 798   | 790   | ▲7  |

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで信連が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

●農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

| 債権区分              |     | 債権額    | 保全額 |    |    |    |
|-------------------|-----|--------|-----|----|----|----|
|                   |     |        | 担保  | 保証 | 引当 | 合計 |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 前年度 | 0      | —   | —  | 0  | 0  |
|                   | 当年度 | 0      | —   | —  | 0  | 0  |
| 危険債権              | 前年度 | 0      | —   | —  | 0  | 0  |
|                   | 当年度 | —      | —   | —  | —  | —  |
| 要管理債権             | 前年度 | —      | —   | —  | —  | —  |
|                   | 当年度 | —      | —   | —  | —  | —  |
| 三月以上延滞債権          | 前年度 | —      | —   | —  | —  | —  |
|                   | 当年度 | —      | —   | —  | —  | —  |
| 貸出条件緩和債権          | 前年度 | —      | —   | —  | —  | —  |
|                   | 当年度 | —      | —   | —  | —  | —  |
| 小計                | 前年度 | 0      | —   | —  | 0  | 0  |
|                   | 当年度 | 0      | —   | —  | 0  | 0  |
| 正常債権              | 前年度 | 36,804 |     |    |    |    |
|                   | 当年度 | 39,776 |     |    |    |    |
| 合計                | 前年度 | 36,804 |     |    |    |    |
|                   | 当年度 | 39,776 |     |    |    |    |

- 注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権：破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権：債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権：4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権：元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権：債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権：債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

## ●経営諸指標

### ▼利益率

(単位：%)

|           | 令和5年度 | 令和6年度 | 増減    |
|-----------|-------|-------|-------|
| 総資産経常利益率  | 0.345 | 0.462 | 0.117 |
| 資本経常利益率   | 7.368 | 9.555 | 2.187 |
| 総資産当期純利益率 | 0.253 | 0.345 | 0.092 |
| 資本当期純利益率  | 5.405 | 7.122 | 1.717 |

### ▼貯貸率・貯証率

(単位：%)

|     |      | 令和5年度  | 令和6年度  | 増減    |
|-----|------|--------|--------|-------|
| 貯貸率 | 期末   | 17.987 | 19.690 | 1.703 |
|     | 期中平均 | 17.847 | 18.006 | 0.159 |
| 貯証率 | 期末   | 13.357 | 13.662 | 0.305 |
|     | 期中平均 | 13.593 | 14.240 | 0.647 |

## ●貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

| 区 分      | 令和5年度    |               |          |         |          | 令和6年度    |               |          |         |          |
|----------|----------|---------------|----------|---------|----------|----------|---------------|----------|---------|----------|
|          | 期首<br>残高 | 期中<br>増加<br>額 | 期中減少額    |         | 期末<br>残高 | 期首<br>残高 | 期中<br>増加<br>額 | 期中減少額    |         | 期末<br>残高 |
|          |          |               | 目的<br>使用 | その<br>他 |          |          |               | 目的<br>使用 | その<br>他 |          |
| 一般貸倒引当金  | 0        | 0             | /        | 0       | 0        | 0        | 0             | /        | 0       | 0        |
| (うち信用事業) | 0        | 0             | /        | 0       | 0        | 0        | 0             | /        | 0       | 0        |
| (うち購買事業) | 0        | 0             | /        | 0       | 0        | 0        | 0             | /        | 0       | 0        |
| (うち販売事業) | —        | —             | /        | —       | —        | —        | 0             | /        | —       | 0        |
| 個別貸倒引当金  | 0        | 0             | 0        | 0       | 0        | 0        | 0             | —        | 0       | 0        |
| (うち信用事業) | 0        | 0             | 0        | 0       | 0        | 0        | 0             | —        | 0       | 0        |
| (うち購買事業) | —        | —             | —        | —       | —        | —        | 0             | —        | —       | 0        |
| 合 計      | 0        | 0             | 0        | 0       | 0        | 0        | 0             | —        | 0       | 0        |

## ●貸出金償却の額

該当はありません。

●内国為替取扱実績

(単位：千円)

| 種類      |    | 令和5年度      |            | 令和6年度      |            |
|---------|----|------------|------------|------------|------------|
|         |    | 仕向         | 被仕向        | 仕向         | 被仕向        |
| 送金・振込為替 | 件数 | 23,323     | 217,701    | 24,063     | 220,091    |
|         | 金額 | 26,018,707 | 49,680,838 | 34,470,007 | 52,630,384 |
| 代金取立為替  | 件数 | 3          | —          | —          | —          |
|         | 金額 | 20,115     | —          | —          | —          |
| 雑為替     | 件数 | 3,926      | 3,701      | 3,872      | 3,692      |
|         | 金額 | 790,789    | 7,743,412  | 754,159    | 3,704,271  |
| 合計      | 件数 | 27,252     | 221,402    | 27,935     | 223,783    |
|         | 金額 | 26,829,611 | 57,424,250 | 35,224,167 | 56,334,655 |

●有価証券に関する指標

▼種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

|        | 令和5年度  | 令和6年度  | 増減    |
|--------|--------|--------|-------|
| 国債     | 7,631  | 8,877  | 1,246 |
| 地方債    | 7,038  | 6,309  | ▲729  |
| 政府保証債  | —      | —      | —     |
| 金融債    | —      | —      | —     |
| 社債     | 10,929 | 11,692 | 762   |
| その他の証券 | 1,676  | 1,641  | ▲34   |
| 合計     | 27,275 | 28,520 | 1,245 |

注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しております。

▼商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

## ▼有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

|        | 1年以下 | 1年超<br>3年以下 | 3年超<br>5年以下 | 5年超<br>7年以下 | 7年超<br>10年以下 | 10年超  | 期間の定め<br>のないもの | 合 計    |
|--------|------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------|----------------|--------|
| 令和5年度  |      |             |             |             |              |       |                |        |
| 国債     | —    | —           | —           | 300         | 2,400        | 5,300 | —              | 8,000  |
| 地方債    | —    | —           | —           | 300         | 10           | 6,132 | —              | 6,442  |
| 政府保証債  | —    | —           | —           | —           | —            | —     | —              | —      |
| 金融債    | —    | —           | —           | —           | —            | —     | —              | —      |
| 社債     | 900  | 1,100       | 1,400       | 1,300       | 800          | 5,732 | —              | 11,232 |
| その他の証券 | —    | —           | —           | —           | —            | —     | 1,694          | 1,694  |
| 令和6年度  |      |             |             |             |              |       |                |        |
| 国債     | —    | —           | —           | 800         | 2,500        | 6,300 | —              | 9,600  |
| 地方債    | —    | —           | 300         | —           | 10           | 5,889 | —              | 6,199  |
| 政府保証債  | —    | —           | —           | —           | —            | —     | —              | —      |
| 金融債    | —    | —           | —           | —           | —            | —     | —              | —      |
| 社債     | 300  | 1,600       | 1,200       | 1,300       | 400          | 6,720 | —              | 11,520 |
| その他の証券 | 220  | 100         | —           | 300         | 291          | —     | 735            | 1,647  |

## ●有価証券等の時価情報等

## (1) 有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

該当はありません。

[満期保有目的の債券]

(単位：百万円)

|                        | 種 類 | 令和5年度    |       |     | 令和6年度    |       |     |
|------------------------|-----|----------|-------|-----|----------|-------|-----|
|                        |     | 貸借対照表計上額 | 時 価   | 差 額 | 貸借対照表計上額 | 時 価   | 差 額 |
| 時価が貸借対照表計<br>上額を超えるもの  | 地方債 | 10       | 10    | 0   | —        | —     | —   |
|                        | 社 債 | 1,499    | 1,504 | 5   | 600      | 620   | 20  |
|                        | 小計  | 1,509    | 1,514 | 5   | 600      | 620   | 20  |
| 時価が貸借対照表計<br>上額を超えないもの | 地方債 | —        | —     | —   | 10       | 9     | ▲0  |
|                        | 社 債 | —        | —     | —   | 2,202    | 2,155 | ▲46 |
|                        | 小計  | —        | —     | —   | 2,212    | 2,165 | ▲47 |
| 合計                     |     | 1,509    | 1,514 | 5   | 2,812    | 2,785 | ▲27 |

[その他有価証券]

(単位：百万円)

|                            | 種 類    | 令和5年度      |          |        | 令和6年度      |          |        |
|----------------------------|--------|------------|----------|--------|------------|----------|--------|
|                            |        | 取得原価又は償却原価 | 貸借対照表計上額 | 差 額    | 取得原価又は償却原価 | 貸借対照表計上額 | 差 額    |
| 貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの  | 国 債    | 3,757      | 3,978    | 221    | 2,779      | 2,733    | 46     |
|                            | 地方債    | 300        | 307      | 7      | —          | —        | —      |
|                            | 社 債    | 2,983      | 3,038    | 55     | 1,106      | 1,099    | 6      |
|                            | 株 式    | 37         | 59       | 21     | 60         | 47       | 13     |
|                            | 受益証券   | 451        | 772      | 321    | 394        | 310      | 84     |
|                            | 投資証券   | 36         | 38       | 1      | 19         | 18       | 0      |
|                            | 小 計    | 7,566      | 8,195    | 629    | 4,360      | 4,209    | 151    |
| 貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの | 国 債    | 4,299      | 4,027    | ▲272   | 6,126      | 6,912    | ▲785   |
|                            | 地方債    | 6,132      | 5,662    | ▲470   | 5,282      | 6,189    | ▲906   |
|                            | 社 債    | 6,729      | 6,299    | ▲430   | 6,862      | 7,582    | ▲720   |
|                            | 株 式    | —          | —        | —      | 8          | 9        | ▲0     |
|                            | 受益証券   | 1,091      | 863      | ▲227   | 1,022      | 1,153    | ▲130   |
|                            | 投資証券   | 77         | 70       | ▲6     | 92         | 107      | ▲14    |
|                            | 小 計    | 18,330     | 16,923   | ▲1,407 | 19,395     | 21,953   | ▲2,558 |
| 合 計                        | 25,897 | 25,119     | ▲778     | 23,756 | 26,163     | ▲2,407   |        |

(2) 金銭の信託の時価情報

[運用目的の金銭の信託]

該当はありません。

[満期保有目的の金銭の信託]

該当はありません。

[その他の金銭の信託]

(単位：千円)

|           | 令和5年度    |         |       |                       |                        | 令和6年度     |         |        |                       |                        |
|-----------|----------|---------|-------|-----------------------|------------------------|-----------|---------|--------|-----------------------|------------------------|
|           | 貸借対照表計上額 | 取得原価    | 差額    | うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 貸借対照表計上額  | 取得原価    | 差額     | うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの |
| その他の金銭の信託 | 675,134  | 670,935 | 4,199 | 9,970                 | ▲5,771                 | 1,001,487 | 990,680 | 10,807 | 37,612                | ▲26,805                |

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

(3) デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引  
該当する取引はありません。

●共済取扱実績

▼長期共済保有高

(単位：件、千円)

|        | 種 類      | 令和5年度       |             | 令和6年度       |            |
|--------|----------|-------------|-------------|-------------|------------|
|        |          | 件数          | 金額          | 件数          | 金額         |
| 生命系    | 終身共済     | 13,364      | 102,595,016 | 13,061      | 97,829,623 |
|        | 定期生命共済   | 214         | 2,483,800   | 202         | 2,333,500  |
|        | 養老生命共済   | 5,655       | 27,042,554  | 5,126       | 23,678,280 |
|        | うち 子供共済  | 3,073       | 11,088,087  | 2,949       | 9,873,387  |
|        | 医療共済     | 7,571       | 1,871,350   | 7,395       | 1,798,500  |
|        | がん共済     | 2,097       | 250,500     | 2,044       | 243,000    |
|        | 定期医療共済   | 92          | 240,700     | 85          | 212,700    |
|        | 介護共済     | 1,571       | 3,433,420   | 1,534       | 3,305,831  |
|        | 認知症共済    | 33          |             | 33          |            |
|        | 生活障害共済   | 287         |             | 277         |            |
|        | 特定重度疾病共済 | 575         |             | 555         |            |
|        | 年金共済     | 8,140       | 107,900     | 7,850       | 107,900    |
| 建物更生共済 | 15,446   | 204,681,372 | 14,772      | 198,515,218 |            |
| 合 計    | 55,045   | 342,706,613 | 52,934      | 328,024,554 |            |

▼医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

| 種 類    | 令和5年度 |         | 令和6年度 |         |
|--------|-------|---------|-------|---------|
|        | 件数    | 金額      | 件数    | 金額      |
| 医療共済   | 7,571 | 31,412  | 7,395 | 29,945  |
| がん共済   | 2,097 | 378,323 | 2,044 | 388,850 |
| 定期医療共済 | 92    | 11,440  | 85    | 11,145  |
| 合 計    | 9,760 | 440     | 9,524 | 405     |
|        |       | 43,292  |       | 41,495  |
|        |       | 378,323 |       | 388,850 |

▼介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

| 種 類            | 令和5年度 |           | 令和6年度 |           |
|----------------|-------|-----------|-------|-----------|
|                | 件数    | 金額        | 件数    | 金額        |
| 介護共済           | 1,571 | 4,274,777 | 1,534 | 4,182,280 |
| 認知症共済          | 33    | 88,000    | 33    | 79,500    |
| 生活障害共済 (一時金型)  | 177   | 1,108,700 | 174   | 1,066,200 |
| 生活障害共済 (定期年金型) | 110   | 103,140   | 103   | 97,500    |
| 特定重度疾病共済       | 575   | 996,600   | 555   | 937,100   |

## ▼年金共済の年金保有高

(単位：件、千円)

|       | 令和5年度 |           | 令和6年度 |           |
|-------|-------|-----------|-------|-----------|
|       | 件数    | 金額        | 件数    | 金額        |
| 年金開始前 | 5,912 | 3,781,757 | 5,580 | 3,540,842 |
| 年金開始後 | 2,228 | 1,157,678 | 2,270 | 1,191,818 |
| 合計    | 8,140 | 4,939,436 | 7,850 | 4,732,660 |

## ▼短期共済新契約高

(単位：件、千円)

|        | 令和5年度  |            |         | 令和6年度  |            |         |
|--------|--------|------------|---------|--------|------------|---------|
|        | 件数     | 金額         | 掛金      | 件数     | 金額         | 掛金      |
| 火災共済   | 1,032  | 15,073,550 | 14,030  | 1,035  | 15,328,850 | 14,532  |
| 自動車共済  | 9,684  |            | 446,553 | 9,732  |            | 448,289 |
| 傷害共済   | 16,174 | 49,963,700 | 2,190   | 15,701 | 47,527,500 | 2,051   |
| 賠償責任共済 | 220    |            | 356     | 201    |            | 428     |
| 自賠責共済  | 3,527  |            | 60,404  | 3,555  |            | 61,359  |
| 合計     | 30,637 |            | 523,535 | 30,224 |            | 526,660 |

## ●購買事業品目別取扱実績

(単位：千円)

| 種類   |        | 令和5年度     |         | 令和6年度     |         |
|------|--------|-----------|---------|-----------|---------|
|      |        | 供給高       | 手数料     | 供給高       | 手数料     |
| 生産資材 | 肥料     | 248,866   | 43,424  | 225,748   | 47,051  |
|      | 飼料     | 24,802    | 565     | 25,607    | 1,003   |
|      | 農業機械   | 306,419   | 45,864  | 315,050   | 45,371  |
|      | 農薬     | 166,746   | 29,162  | 182,277   | 33,868  |
|      | 素畜資材   | 8,797     | 1,493   | 9,114     | 1,783   |
|      | その他    | 121,388   | 27,862  | 140,688   | 32,463  |
|      | 小計     | 877,020   | 148,372 | 928,488   | 161,543 |
| 生活物資 | 米      | 74,153    | 10,280  | 101,540   | 19,757  |
|      | 生鮮食品   | 16,861    | 3,415   | 15,290    | 3,100   |
|      | 一般食品   | 25,678    | 4,139   | 22,740    | 3,575   |
|      | 衣料品    | 10,060    | 1,566   | 6,223     | 922     |
|      | 耐久消費財  | 28,855    | 3,874   | 29,289    | 4,075   |
|      | 日用保健雑貨 | 283,800   | 43,434  | 251,211   | 39,100  |
|      | 石油類    | 852,727   | 81,988  | 921,141   | 78,134  |
|      | 自動車    | 3,917     | 312     | —         | —       |
|      | LPガス   | 46,286    | 24,290  | 48,077    | 25,471  |
|      | 葬祭     | 80,243    | 41,820  | 78,416    | 40,662  |
|      | 小計     | 1,422,585 | 215,122 | 1,473,929 | 214,799 |
|      | 合計     | 2,299,606 | 363,495 | 2,402,417 | 376,342 |

注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

●販売事業（受託販売）品目別取扱実績

（単位：千円）

| 種類           |         | 令和5年度     |        | 令和6年度     |        |
|--------------|---------|-----------|--------|-----------|--------|
|              |         | 取扱高       | 手数料    | 取扱高       | 手数料    |
| 米            |         | 807,903   | 32,947 | 988,021   | 28,444 |
| 米を除く<br>農林産物 | 麦       | 87,802    | 8,078  | 55,021    | 10,396 |
|              | 豆類      | 22,071    | 806    | 16,142    | 1,135  |
|              | 野菜      | 123,847   | 2,773  | 124,537   | 2,876  |
|              | 果実      | 71,517    | 2,170  | 59,293    | 1,859  |
|              | その他農林産物 | 144,883   | 8,038  | 133,034   | 11,634 |
| 小計           |         | 450,123   | 21,867 | 388,030   | 27,902 |
| 合計           |         | 1,258,026 | 54,814 | 1,376,051 | 56,346 |

注) 取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

●販売事業（買取販売）品目別取扱実績

（単位：千円）

| 種類           |    | 令和5年度  |         | 令和6年度  |         |
|--------------|----|--------|---------|--------|---------|
|              |    | 販売品販売高 | 販売品販売原価 | 販売品販売高 | 販売品販売原価 |
| 米            |    | 56,601 | 49,324  | 83,771 | 62,877  |
| 農林産物<br>米を除く | 麦  | 7,442  | 6,762   | 13,004 | 11,328  |
|              | 大豆 | 736    | 636     | 431    | 393     |
|              | 小計 | 8,179  | 7,399   | 13,435 | 11,721  |
| 合計           |    | 64,780 | 56,723  | 97,206 | 74,598  |

## 17. 自己資本の充実の状況

### ●自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

| 項 目  | 令和5年度      | 令和6年度      |
|--|------------|------------|
| コア資本に係る基礎項目  |            |            |
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額                                 | 10,563,165 | 11,240,370 |
| うち、出資金及び資本準備金の額  | 2,534,454  | 2,535,842  |
| うち、再評価積立金の額  | —          | —          |
| うち、利益剰余金の額   | 8,124,245  | 8,820,297  |
| うち、外部流出予定額 (△)   | 59,806     | 78,140     |
| うち、上記以外に該当するものの額   | ▲35,727    | ▲37,628    |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額                                 | 69         | 206        |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額  | 69         | 206        |
| うち、適格引当金コア資本算入額  | —          | —          |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | —          | —          |
| コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)   | 10,563,235 | 11,240,576 |
| コア資本に係る調整項目  |            |            |
| 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額                    | 1,091      | 1,030      |
| うち、のれんに係るものの額  | —          | —          |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額                          | 1,091      | 1,030      |
| 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額                                    | —          | —          |
| 適格引当金不足額   | —          | —          |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額                                     | —          | —          |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額                         | —          | —          |
| 前払年金費用の額   | —          | —          |
| 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額                             | —          | —          |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額                               | —          | —          |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額  | —          | —          |
| 特定項目に係る十パーセント基準超過額   | —          | —          |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに<br>関連するものの額                    | —          | —          |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資<br>産に関連するものの額                  | —          | —          |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連す<br>るものの額                      | —          | —          |
| 特定項目に係る十五パーセント基準超過額  | —          | —          |

| 項 目  | 令和5年度      | 令和6年度      |
|--|------------|------------|
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額  | -          | -          |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額  | -          | -          |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額  | -          | -          |
| コア資本に係る調整項目の額 (ロ)  | 1,091      | 1,030      |
| 自己資本   |            |            |
| 自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)  | 10,562,143 | 11,239,545 |
| リスク・アセット等  |            |            |
| 信用リスク・アセットの額の合計額   | 69,714,470 | 70,437,723 |
| うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△) |            | -          |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額  | -          |            |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー   | -          |            |
| うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額   | -          |            |
| うち、上記以外に該当するものの額   | -          |            |
| マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額   |            | -          |
| 勘定間の振替分  |            | -          |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額  | 5,058,660  | 2,731,913  |
| 信用リスク・アセット調整額  | -          |            |
| フロア調整額   |            | -          |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額   | -          |            |
| リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)  | 74,773,130 | 73,169,637 |
| 自己資本比率   |            |            |
| 自己資本比率((ハ)/(ニ))  | 14.12%     | 15.36%     |

注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成 18 年金融庁・農水省告示第 2 号) に基づき算出しています。

2. 当組合は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用する ILM については、令和 6 年度は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しています。

3. 当組合が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

●自己資本の充実度に関する事項

(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

| 信用リスク・アセット  |  | 令和5年度         |                |                   |  |  |  |
|---|--|---------------|----------------|-------------------|--|--|--|
|   |  | エクスポージャーの期末残高 | リスク・アセット額<br>a | 所要自己資本額<br>b=a×4% |  |  |  |
| 現金  |  | 665,540       | —              | —                 |  |  |  |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け  |  | 8,072,704     | —              | —                 |  |  |  |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け   |  | —             | —              | —                 |  |  |  |
| 国際決済銀行等向け   |  | —             | —              | —                 |  |  |  |
| 我が国の地方公共団体向け  |  | 9,590,031     | —              | —                 |  |  |  |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け   |  | —             | —              | —                 |  |  |  |
| 国際開発銀行向け  |  | —             | —              | —                 |  |  |  |
| 地方公共団体金融機関向け  |  | 200,019       | 20,001         | 800               |  |  |  |
| 我が国の政府関係機関向け  |  | 901,885       | 90,188         | 3,607             |  |  |  |
| 地方三公社向け   |  | 1,034,539     | 66,556         | 2,662             |  |  |  |
| 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け   |  | 141,083,356   | 28,216,671     | 1,128,666         |  |  |  |
| 法人等向け   |  | 14,413,066    | 8,449,900      | 337,996           |  |  |  |
| 中小企業等向け及び個人向け   |  | 2,750,504     | 1,347,093      | 53,883            |  |  |  |
| 抵当権付住宅ローン   |  | 12,315,896    | 3,737,761      | 149,510           |  |  |  |
| 不動産取得等事業向け  |  | 107,622       | 77,622         | 3,104             |  |  |  |
| 三月以上延滞等   |  | 167           | 167            | 6                 |  |  |  |
| 取立未済手形  |  | 66,519        | 13,303         | 532               |  |  |  |
| 信用保証協会等保証付  |  | 4,640,784     | 455,009        | 18,200            |  |  |  |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付  |  | —             | —              | —                 |  |  |  |
| 共済約款貸付  |  | —             | —              | —                 |  |  |  |
| 出資等   |  | 433,410       | 433,168        | 17,326            |  |  |  |
| (うち出資等のエクスポージャー)  |  | 433,410       | 433,168        | 17,326            |  |  |  |
| (うち重要な出資のエクスポージャー)  |  | —             | —              | —                 |  |  |  |
| 上記以外  |  | 19,589,523    | 24,645,573     | 985,822           |  |  |  |
| (うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー) |  | —             | —              | —                 |  |  |  |
| (うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)                               |  | 6,275,300     | 15,688,250     | 627,530           |  |  |  |
| (うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)                                     |  | 302,896       | 757,240        | 30,289            |  |  |  |
| (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)    |  | —             | —              | —                 |  |  |  |

|  |  |                           |            |            |  |  |  |
|--|--|---------------------------|------------|------------|--|--|--|
|  | (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー) | —                         | —          | —          |  |  |  |
|  | (うち上記以外のエクスポージャー)  | 13,011,326                | 8,200,083  | 328,003    |  |  |  |
|  | 証券化  | —                         | —          | —          |  |  |  |
|  | (うちSTC要件適用分)   | —                         | —          | —          |  |  |  |
|  | (うち非STC適用分)  | —                         | —          | —          |  |  |  |
|  | 再証券化   | —                         | —          | —          |  |  |  |
|  | リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー   | 2,213,458                 | 2,161,451  | 86,458     |  |  |  |
|  | (うちルックスルー方式)   | 2,213,458                 | 2,161,451  | 86,458     |  |  |  |
|  | (うちマンドート方式)  | —                         | —          | —          |  |  |  |
|  | (うち蓋然性方式250%)  | —                         | —          | —          |  |  |  |
|  | (うち蓋然性方式400%)  | —                         | —          | —          |  |  |  |
|  | (うちフォールバック方式)  | —                         | —          | —          |  |  |  |
|  | 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額  | —                         | —          | —          |  |  |  |
|  | 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)                    | —                         | —          | —          |  |  |  |
|  | 標準的手法を適用するエクスポージャー別計   | 218,079,032               | 69,714,470 | 2,788,578  |  |  |  |
|  | CVAリスク相当額÷8%   | —                         | —          | —          |  |  |  |
|  | 中央清算機関関連エクスポージャー   | —                         | —          | —          |  |  |  |
|  | 合計(信用リスク・アセットの額)   | 218,079,032               | 69,714,470 | 2,788,578  |  |  |  |
|  | オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<br>< 基礎的手法 >  | オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 |            | 所要自己資本額    |  |  |  |
|  |  | a                         |            | b = a × 4% |  |  |  |
|  |  | 5,058,660                 |            | 202,346    |  |  |  |
|  | 所要自己資本額計   | リスク・アセット等(分母)計            |            | 所要自己資本額    |  |  |  |
|  |  | a                         |            | b = a × 4% |  |  |  |
|  |  | 74,773,130                |            | 2,990,925  |  |  |  |

- 注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクに晒されている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当組合では、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{）の直近 3 年間の合計額}}{\text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

## (2) 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：千円)

|  |   | 令和6年度             |                |                   |
|--|---|-------------------|----------------|-------------------|
|  |   | エクスポージャーの<br>期末残高 | リスク・アセット額<br>a | 所要自己資本額<br>b=a×4% |
|  | 現金  | 747,804           | —              | —                 |
|  | 我が国の中央政府及び中央銀行向け  | 9,665,608         | —              | —                 |
|  | 外国の中央政府及び中央銀行向け   | —                 | —              | —                 |
|  | 国際決済銀行等向け   | —                 | —              | —                 |
|  | 我が国の地方公共団体向け  | 10,253,885        | —              | —                 |
|  | 外国の中央政府等以外の公共部門向け   | —                 | —              | —                 |
|  | 国際開発銀行向け  | —                 | —              | —                 |
|  | 地方公共団体金融機構向け  | 200,019           | 20,001         | 800               |
|  | 我が国の政府関係機関向け  | 901,877           | 90,187         | 3,607             |
|  | 地方三公社向け   | 1,022,730         | 64,222         | 2,568             |
|  | 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け  | 134,462,813       | 27,063,023     | 1,082,520         |
|  | （うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）   | 201,145           | 60,343         | 2,413             |
|  | カバード・ボンド向け  | —                 | —              | —                 |
|  | 法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）   | 9,104,270         | 3,950,547      | 158,021           |
|  | （うち特定貸付債権向け）  | —                 | —              | —                 |
|  | 中堅中小企業等向け及び個人向け   | 561,694           | 199,240        | 7,969             |
|  | （うちトランザクター向け）   | 13,300            | 5,985          | 239               |
|  | 不動産関連向け   | 23,783,591        | 7,805,835      | 312,233           |
|  | （うち自己居住用不動産等向け）   | 23,713,155        | 7,735,895      | 309,435           |
|  | （うち賃貸用不動産向け）  | 70,435            | 69,940         | 2,797             |
|  | （うち事業用不動産関連向け）  | —                 | —              | —                 |
|  | （うちその他不動産関連向け）  | —                 | —              | —                 |
|  | （うちADC向け）   | —                 | —              | —                 |
|  | 劣後債券及びその他資本性証券等   | 7,102,270         | 7,102,270      | 284,090           |
|  | 延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）   | 506               | 45             | 1                 |
|  | 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞  | —                 | —              | —                 |
|  | 取立未済手形  | 32,342            | 6,468          | 258               |
|  | 信用保証協会等による保証付   | 4,402,116         | 431,562        | 17,262            |
|  | 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付  | —                 | —              | —                 |
|  | 共済約款貸付  | —                 | —              | —                 |
|  | 株式等   | 463,952           | 463,732        | 18,549            |
|  | 上記以外  | 11,031,252        | 20,902,789     | 836,111           |
|  | （うち重要な出資のエクスポージャー）  | —                 | —              | —                 |
|  | （うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー） | —                 | —              | —                 |
|  | （うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）  | 6,725,300         | 15,688,250     | 627,530           |
|  | （うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポ  | 305,724           | 764,312        | 30,572            |

|  |                                  |            |                                |
|--|----------------------------------|------------|--------------------------------|
| ージャー)  |                                  |            |                                |
| (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー) | 305,724                          | 764,312    | 30,572                         |
| (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー) | —                                | —          | —                              |
| (うち上記以外のエクスポージャー)  | 4,450,227                        | 4,450,227  | 178,009                        |
| 証券化  | —                                | —          | —                              |
| (うち S T C 要件適用分)   | —                                | —          | —                              |
| (短期 S T C 要件適用分)   | —                                | —          | —                              |
| (うち不良債権証券化適用分)   | —                                | —          | —                              |
| (うち STC・不良債権証券化適用対象外分)   | —                                | —          | —                              |
| 再証券化   | —                                | —          | —                              |
| リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー   | 2,455,097                        | 2,337,795  | 93,511                         |
| (うちルックスルー方式)   | 2,455,097                        | 2,337,795  | 93,511                         |
| (うちマンドート方式)  | —                                | —          | —                              |
| (うち蓋然性方式 250%)   | —                                | —          | —                              |
| (うち蓋然性方式 400%)   | —                                | —          | —                              |
| (うちフォールバック方式)  | —                                | —          | —                              |
| 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)        | —                                | —          | —                              |
| 標準的手法を運用するエクスポージャー計  | 216,191,834                      | 70,437,723 | 2,817,508                      |
| CVA リスク相当額 ÷ 8% (簡便法)  | —                                | —          | —                              |
| 中央清算期間関連エクスポージャー   | —                                | —          | —                              |
| 合計 (信用リスク・アセットの額)  | 216,191,834                      | 70,437,723 | 2,817,508                      |
| オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <標準的計測手法>                                     | オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額<br>a | 2,731,913  | 所要自己資本額<br>b=a×4%<br>109,276   |
| 所要自己資本額  | リスク・アセット等 (分母) 合計<br>a           | 73,169,637 | 所要自己資本額<br>b=a×4%<br>2,926,785 |

(3) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：千円)

|                                 | 令和 6 年度   |
|---------------------------------|-----------|
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8% で除して得た額 | 2,731,913 |
| オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額        | 109,276   |
| B I                             | 1,821,275 |
| B I C                           | 218,553   |

- 注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する ILM は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。

## ●信用リスクに関する事項

### (1) 標準的手法に関する事項

当組合では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

| 適格格付機関                            |
|-----------------------------------|
| 株式会社格付投資情報センター (R&I)              |
| 株式会社日本格付研究所 (JCR)                 |
| ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's) |
| S&Pグローバル・レーティング (S&P)             |
| フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)          |

注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

| エクスポージャー                  | 適格格付機関                        | カントリー・リスク・スコア |
|---------------------------|-------------------------------|---------------|
| 中央政府および中央銀行               |                               | 日本貿易保険        |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー |                               | 日本貿易保険        |
| 国際開発銀行向けエクスポージャー          | R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch |               |
| 金融機関向けエクスポージャー            | R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch |               |
| 法人等向けエクスポージャー             | R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch |               |

(2) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高  
 (単位：千円)

|          | 令和5年度                |             |            |                | 令和6年度                |             |            |            |   |
|----------|----------------------|-------------|------------|----------------|----------------------|-------------|------------|------------|---|
|          | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 | うち貸出金等      | うち債券       | 三月以上延滞エクスポージャー | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 | うち貸出金等      | うち債券       | 延滞エクスポージャー |   |
| 国内       | 215,865,573          | 36,804,835  | 25,763,013 | 167            | 213,736,736          | 39,811,706  | 27,387,592 | 506        |   |
| 国外       | —                    | —           | —          | —              | —                    | —           | —          | —          |   |
| 地域別残高計   | 215,865,573          | 36,804,835  | 25,763,013 | 167            | 213,736,736          | 39,811,706  | 27,387,592 | 506        |   |
| 法人       | 農業                   | 280,491     | 280,491    | —              | —                    | 277,382     | 277,382    | —          | — |
|          | 林業                   | —           | —          | —              | —                    | —           | —          | —          | — |
|          | 水産業                  | —           | —          | —              | —                    | —           | —          | —          | — |
|          | 製造業                  | 1,710,701   | —          | 1,700,131      | —                    | 2,611,358   | 1,508      | 2,590,068  | — |
|          | 鉱業                   | 603         | —          | —              | —                    | 603         | —          | —          | — |
|          | 建設・不動産業              | 1,951,766   | —          | 1,835,538      | —                    | 1,952,971   | —          | 1,823,832  | — |
|          | 電気・ガス・熱供給・水道業        | 1,813,822   | —          | 1,804,050      | —                    | 1,816,291   | —          | 1,804,027  | — |
|          | 運輸・通信業               | 2,805,840   | —          | 2,804,938      | —                    | 3,088,054   | —          | 3,087,152  | — |
|          | 金融・保険業               | 154,586,447 | 5,515,025  | 1,905,711      | —                    | 149,508,563 | 7,021,025  | 1,905,417  | — |
|          | 卸売・小売・飲食・サービス業       | 1,197,700   | 6,642      | 1,185,260      | —                    | 313,506     | 5,602      | 300,790    | — |
|          | 日本国政府・地方公共団体         | 17,662,736  | 3,135,354  | 14,527,382     | —                    | 19,919,494  | 4,043,190  | 15,876,303 | — |
|          | 上記以外                 | 447,478     | 99,620     | —              | —                    | 353,336     | 71,997     | —          | — |
| 個人       | 27,767,700           | 27,767,700  | —          | 167            | 28,391,000           | 28,391,000  | —          | 506        |   |
| その他      | 5,640,284            | —           | —          | —              | 5,504,174            | —           | —          | —          |   |
| 業種別残高計   | 215,865,573          | 36,804,835  | 25,763,013 | 167            | 213,736,736          | 39,811,706  | 27,387,592 | 506        |   |
| 残存期間別残高計 | 1年以下                 | 137,470,661 | 719,787    | 884,464        |                      | 130,408,814 | 1,869,197  | 300,567    |   |
|          | 1年超3年以下              | 3,988,270   | 2,885,109  | 1,103,161      |                      | 4,248,020   | 2,643,759  | 1,604,260  |   |
|          | 3年超5年以下              | 4,388,483   | 2,984,898  | 1,403,584      |                      | 4,943,796   | 3,440,540  | 1,503,255  |   |
|          | 5年超7年以下              | 5,230,527   | 3,318,551  | 1,911,976      |                      | 5,343,472   | 3,221,950  | 2,121,521  |   |
|          | 7年超10年以下             | 5,184,616   | 1,937,484  | 3,247,131      |                      | 3,843,598   | 895,563    | 2,948,034  |   |
|          | 10年超                 | 46,900,794  | 24,672,296 | 17,212,694     |                      | 52,329,008  | 27,396,438 | 18,909,952 |   |
|          | 期限の定めのないもの           | 12,702,219  | 286,706    | —              |                      | 12,620,027  | 344,257    | —          |   |
| 残存期間別残高計 | 215,865,573          | 36,804,835  | 25,763,013 |                | 213,736,736          | 39,811,706  | 27,387,592 |            |   |

注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲内で、利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

4. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

(3) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

| 区 分      | 令和5年度    |               |          |     |          | 令和6年度    |               |          |     |          |
|----------|----------|---------------|----------|-----|----------|----------|---------------|----------|-----|----------|
|          | 期首<br>残高 | 期中<br>増加<br>額 | 期中減少額    |     | 期末<br>残高 | 期首<br>残高 | 期中<br>増加<br>額 | 期中減少額    |     | 期末<br>残高 |
|          |          |               | 目的<br>使用 | その他 |          |          |               | 目的<br>使用 | その他 |          |
| 一般貸倒引当金  | 123      | 69            |          | 123 | 69       | 69       | 206           |          | 69  | 206      |
| (うち信用事業) | 113      | 69            |          | 113 | 69       | 69       | 202           |          | 69  | 202      |
| (うち購買事業) | 10       | 0             |          | 10  | 0        | 0        | 3             |          | 0   | 3        |
| (うち販売事業) | —        | —             |          | —   | —        | —        | 0             |          | —   | 0        |
| 個別貸倒引当金  | 246      | 150           | —        | 246 | 150      | 150      | 460           | —        | 150 | 460      |
| (うち信用事業) | 246      | 150           | —        | 246 | 150      | 150      | 42            | —        | 150 | 42       |
| (うち購買事業) | —        | —             | —        | —   | —        | —        | 417           | —        | —   | 417      |

## (4) 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中の増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

| 区 分      | 令和5年度              |           |         |          |          |               | 令和6年度    |           |       |     |          |               |   |
|----------|--------------------|-----------|---------|----------|----------|---------------|----------|-----------|-------|-----|----------|---------------|---|
|          | 個別貸倒引当金            |           |         |          |          | 貸出<br>金償<br>却 | 個別貸倒引当金  |           |       |     |          | 貸出<br>金償<br>却 |   |
|          | 期首<br>残高           | 期中増<br>加額 | 期中減少額   |          | 期末<br>残高 |               | 期首<br>残高 | 期中増<br>加額 | 期中減少額 |     | 期末<br>残高 |               |   |
| 目的<br>使用 |                    |           | その<br>他 | 目的<br>使用 |          | その<br>他       |          |           |       |     |          |               |   |
| 国 内      | 506                | 392       | -       | 506      | 392      |               | 392      | 681       | -     | 392 | 681      |               |   |
| 国 外      | -                  | -         | -       | -        | -        |               | -        | -         | -     | -   | -        |               |   |
| 地域別計     | 506                | 392       | -       | 506      | 392      |               | 392      | 681       | -     | 392 | 681      |               |   |
| 法<br>人   | 農業                 | -         | -       | -        | -        | -             | -        | -         | -     | -   | -        | -             |   |
|          | 林業                 | -         | -       | -        | -        | -             | -        | -         | -     | -   | -        | -             |   |
|          | 水産業                | -         | -       | -        | -        | -             | -        | -         | -     | -   | -        | -             |   |
|          | 製造業                | -         | -       | -        | -        | -             | -        | -         | -     | -   | -        | -             |   |
|          | 鉱業                 | -         | -       | -        | -        | -             | -        | -         | -     | -   | -        | -             |   |
|          | 建設・不動産業            | -         | -       | -        | -        | -             | -        | -         | -     | -   | -        | -             |   |
|          | 電気・ガス・熱<br>供給・水道業  | -         | -       | -        | -        | -             | -        | -         | -     | -   | -        | -             |   |
|          | 運輸・通信業             | -         | -       | -        | -        | -             | -        | -         | -     | -   | -        | -             |   |
|          | 金融・保険業             | -         | -       | -        | -        | -             | -        | -         | -     | -   | -        | -             |   |
|          | 卸売・小売・飲<br>食・サービス業 | -         | -       | -        | -        | -             | -        | -         | -     | -   | -        | -             |   |
|          | 上記以外               | 260       | 241     | -        | 260      | 241           | -        | 241       | 220   | -   | 241      | 220           | - |
|          | 個 人                | 246       | 150     | -        | 246      | 150           | -        | 150       | 460   | -   | 150      | 460           | - |
| 業種別計     | 506                | 392       | -       | 506      | 392      | -             | 392      | 681       | -     | 392 | 681      | -             |   |

## (5) 信用リスク・アセット残高内訳表

[令和6年度]

(単位：百万円)

| 項目                    | リス<br>ク・ウ<br>ェイト<br>(%) | CCF・信用リスク削減<br>効果適用前 |                     | CCF・信用リスク削減<br>効果適用後 |                     |                      | リスク・<br>ウェイト<br>の加重平<br>均値 |
|-----------------------|-------------------------|----------------------|---------------------|----------------------|---------------------|----------------------|----------------------------|
|                       |                         | オン・バラ<br>ンス資産<br>項目  | オフ・バラ<br>ンス資産<br>項目 | オン・バラ<br>ンス資産<br>項目  | オフ・バラ<br>ンス資産<br>項目 | 信用リス<br>ク・アセ<br>ットの額 |                            |
|                       |                         | A                    | B                   | C                    | D                   | E                    | F(=E/(C+<br>D))            |
| 現金                    | 0                       | 747                  | -                   | 747                  | -                   | -                    | 0                          |
| 我が国の中央政府及び中<br>央銀行向け  | 0                       | 9,665                | -                   | 9,665                | -                   | -                    | 0                          |
| 外国の中央政府及び中央<br>銀行向け   | 0~150                   | -                    | -                   | -                    | -                   | -                    | -                          |
| 国際決済銀行等向け             | 0                       | -                    | -                   | -                    | -                   | -                    | -                          |
| 我が国の地方公共団体向<br>け      | 0                       | 10,253               | -                   | 10,253               | -                   | -                    | 0                          |
| 外国の中央政府等以外の<br>公共部門向け | 20~<br>150              | -                    | -                   | -                    | -                   | -                    | -                          |
| 国際開発銀行向け              | 0~150                   | -                    | -                   | -                    | -                   | -                    | -                          |
| 地方公共団体金融機構向<br>け      | 10~20                   | 200                  | -                   | 200                  | -                   | 20                   | 10                         |

|   |          |         |     |         |    |        |     |
|---|----------|---------|-----|---------|----|--------|-----|
| 我が国の政府関係機関向け  | 10～20    | 901     | —   | 901     | —  | 90     | 10  |
| 地方三公社向け   | 20       | 1,022   | —   | 1,022   | —  | 64     | 6   |
| 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け                                    | 20～150   | 134,462 | —   | 134,462 | —  | 27,063 | 20  |
| (うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)                                     | 20～150   | 201     | —   | 201     | —  | 60     | 30  |
| カバード・ボンド向け  | 10～100   | —       | —   | —       | —  | —      | —   |
| 法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)   | 20～150   | 9,104   | —   | 9,104   | —  | 3,950  | 43  |
| (うち特定貸付債権向け)  | 20～150   | —       | —   | —       | —  | —      | —   |
| 中堅中小企業等向け及び個人向け   | 45～100   | 526     | 353 | 344     | 35 | 199    | 52  |
| (うちトランザクター向け)   | 45       | —       | 133 | —       | 13 | 5      | 45  |
| 不動産関連向け   | 20～150   | 23,783  | —   | 23,728  | —  | 7,805  | 33  |
| (うち自己居住用不動産等向け)   | 20～75    | 23,713  | —   | 23,657  | —  | 7,735  | 33  |
| (うち賃貸用不動産向け)  | 30～150   | 70      | —   | 70      | —  | 69     | 99  |
| (うち事業用不動産関連向け)  | 70～150   | —       | —   | —       | —  | —      | —   |
| (うちその他不動産関連向け)  | 60       | —       | —   | —       | —  | —      | —   |
| (うちADC向け)   | 100～150  | —       | —   | —       | —  | —      | —   |
| 劣後債券及びその他資本性証券等   | 150      | 7,102   | —   | 7,102   | —  | 7,102  | 100 |
| 延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)                                     | 50～150   | 0       | 0   | 0       | 0  | 0      | 100 |
| 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞                                    | 100      | —       | —   | —       | —  | —      | —   |
| 取立未済手形  | 20       | 32      | —   | 32      | —  | 6      | 20  |
| 信用保証協会等による保証付   | 0～10     | 4,402   | —   | 4,315   | —  | 431    | 10  |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付                                      | 10       | —       | —   | —       | —  | —      | —   |
| 株式等   | 250～400  | 463     | —   | 463     | —  | 463    | 100 |
| 共済約款貸付  | 0        | —       | —   | —       | —  | —      | —   |
| 上記以外  | 100～1250 | 11,031  | —   | 11,031  | —  | 20,902 | 189 |
| (うち重要な出資のエクスポージャー)  | 1250     | —       | —   | —       | —  | —      | —   |
| (うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外) | 250～400  | —       | —   | —       | —  | —      | —   |

|   |     |       |   |       |   |        |     |
|---|-----|-------|---|-------|---|--------|-----|
| のものに係るエクスポージャー)   |     |       |   |       |   |        |     |
| (うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)  | 250 | 6,275 | — | 6,275 | — | 15,688 | 250 |
| (うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)                                   | 250 | 305   | — | 305   | — | 764    | 250 |
| (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)  | 250 | —     | — | —     | — | —      | —   |
| (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー) | 150 | —     | — | —     | — | —      | —   |
| (うち右記以外のエクスポージャー)   | 100 | 4,450 | — | 4,450 | — | 4,450  | 100 |
| 証券化   | —   | —     | — | —     | — | —      | —   |
| (うちSTC要件適用分)  | —   | —     | — | —     | — | —      | —   |
| (短期STC要件適用分)  | —   | —     | — | —     | — | —      | —   |
| (うち不良債権証券化適用分)  | —   | —     | — | —     | — | —      | —   |
| (うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)   | —   | —     | — | —     | — | —      | —   |
| 再証券化  | —   | —     | — | —     | — | —      | —   |
| リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー  | —   | 2,455 | — | 2,455 | — | 2,337  | 95  |
| 未決済取引   | —   |       |   |       |   | —      |     |
| 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)      | —   |       |   |       |   | —      |     |
| 合計 (信用リスク・アセットの額)   | —   |       |   |       |   | 70,437 |     |

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載していません。

(6) ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

[令和6年度]

(単位：百万円)

| 信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後) |         |  |       |  |        |  |         |  |        |  |        |  |       |        |         |       |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
|-------------------------------------|---------|--|-------|--|--------|--|---------|--|--------|--|--------|--|-------|--------|---------|-------|--------|--|------|--|-------|--|--------|--|--------|
|                                     | 0%      |  | 20%   |  | 50%    |  | 100%    |  | 150%   |  | その他    |  | 合計    |        |         |       |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け                    | 9,665   |  | -     |  | -      |  | -       |  | -      |  | -      |  | 9,665 |        |         |       |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け                     | -       |  | -     |  | -      |  | -       |  | -      |  | -      |  | -     |        |         |       |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
| 国際決済銀行等向け                           | -       |  | -     |  | -      |  | -       |  | -      |  | -      |  | -     |        |         |       |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
|                                     | 0%      |  | 10%   |  | 20%    |  | 50%     |  | 100%   |  | 150%   |  | その他   | 合計     |         |       |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
| 我が国の地方公共団体向け                        | 10,253  |  | -     |  | -      |  | -       |  | -      |  | -      |  | -     | 10,253 |         |       |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け                   | -       |  | -     |  | -      |  | -       |  | -      |  | -      |  | -     | -      |         |       |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
| 地方公共団体金融機構向け                        | -       |  | 200   |  | -      |  | -       |  | -      |  | -      |  | -     | 200    |         |       |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
| 我が国の政府関係機関向け                        | -       |  | 901   |  | -      |  | -       |  | -      |  | -      |  | -     | 901    |         |       |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
| 地方三公社向け                             | 701     |  | -     |  | 321    |  | -       |  | -      |  | -      |  | -     | 1,022  |         |       |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
|                                     | 0%      |  | 20%   |  | 30%    |  | 50%     |  | 100%   |  | 150%   |  | その他   | 合計     |         |       |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
| 国際開発銀行向け                            | -       |  | -     |  | -      |  | -       |  | -      |  | -      |  | -     | -      |         |       |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
|                                     | 20%     |  | 30%   |  | 40%    |  | 50%     |  | 75%    |  | 100%   |  | 150%  | その他    | 合計      |       |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
| 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け            | 132,758 |  | 1,704 |  | -      |  | -       |  | -      |  | -      |  | -     | -      | 134,462 |       |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
| (うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)            | -       |  | 201   |  | -      |  | -       |  | -      |  | -      |  | -     | -      | 201     |       |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
|                                     | 10%     |  | 15%   |  | 20%    |  | 25%     |  | 35%    |  | 50%    |  | 100%  | その他    | 合計      |       |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
| カバード・ボンド向け                          | -       |  | -     |  | -      |  | -       |  | -      |  | -      |  | -     | -      | -       |       |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
|                                     | 20%     |  | 50%   |  | 75%    |  | 80%     |  | 85%    |  | 100%   |  | 130%  | 150%   | その他     | 合計    |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
| 法人等向け<br>(特定貸付債権向けを含む。)             | 2,005   |  | 7,098 |  | -      |  | -       |  | -      |  | -      |  | -     | -      | -       | 9,104 |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
| (うち特定貸付債権向け)                        | -       |  | -     |  | -      |  | -       |  | -      |  | -      |  | -     | -      | -       | -     |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
|                                     | 100%    |  | 150%  |  | 250%   |  | 400%    |  | その他    |  | 合計     |  |       |        |         |       |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
| 劣後債券及びその他資本制証券等                     | -       |  | 7,102 |  | -      |  | -       |  | -      |  | -      |  | 7,102 |        |         |       |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
| 株式等                                 | -       |  | -     |  | 463    |  | -       |  | -      |  | -      |  | 463   |        |         |       |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
|                                     | 45%     |  | 75%   |  | 100%   |  | その他     |  | 合計     |  |        |  |       |        |         |       |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
| 中堅中小企業等向け及び個人向け                     | 13      |  | 185   |  | 22     |  | 158     |  | 379    |  |        |  |       |        |         |       |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
| (うちトランザクター向け)                       | 13      |  | -     |  | -      |  | -       |  | 13     |  |        |  |       |        |         |       |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
|                                     | 20%     |  | 25%   |  | 30%    |  | 31.25%  |  | 35%    |  | 37.50% |  | 40%   |        | 50%     |       | 62.50% |  | 70%  |  | 75%   |  | その他    |  | 合計     |
| 不動産関連向けうち自己居住用不動産等向け                | 1,730   |  | -     |  | -      |  | -       |  | 7,863  |  | -      |  | -     |        | -       |       | -      |  | -    |  | 3,314 |  | 10,749 |  | 23,657 |
|                                     | 30%     |  | 35%   |  | 43.75% |  | 45%     |  | 56.25% |  | 60%    |  | 75%   |        | 93.75%  |       | 105%   |  | 150% |  | その他   |  | 合計     |  |        |
| 不動産関連向けうち賃貸用不動産向け                   | -       |  | -     |  | -      |  | -       |  | -      |  | 10     |  | -     |        | -       |       | 58     |  | 1    |  | -     |  | 70     |  |        |
|                                     | 70%     |  | 90%   |  | 110%   |  | 112.50% |  | 150%   |  | その他    |  | 合計    |        |         |       |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
| 不動産関連向けうち事業用不動産関連向け                 | -       |  | -     |  | -      |  | -       |  | -      |  | -      |  | -     |        |         |       |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
|                                     | 60%     |  |       |  | その他    |  |         |  | 合計     |  |        |  |       |        |         |       |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
| 不動産関連向けうちその他不動産関連向け                 | -       |  |       |  | -      |  |         |  | -      |  |        |  |       |        |         |       |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
|                                     | 100%    |  |       |  | 150%   |  |         |  | その他    |  |        |  | 合計    |        |         |       |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
| 不動産関連向けうちADC向け                      | -       |  |       |  | -      |  |         |  | -      |  |        |  | -     |        |         |       |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
|                                     | 50%     |  |       |  | 100%   |  |         |  | 150%   |  |        |  | その他   |        |         |       | 合計     |  |      |  |       |  |        |  |        |
| 延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)              | -       |  |       |  | 0      |  |         |  | -      |  |        |  | -     |        |         |       | 0      |  |      |  |       |  |        |  |        |
| 自己居住用不動産等                           | -       |  |       |  | -      |  |         |  | -      |  |        |  | -     |        |         |       | -      |  |      |  |       |  |        |  |        |

| 向けエクスポージャーに係る延滞        | 0%  | 10%   | 20% | 100% | その他 | 合計    |
|------------------------|-----|-------|-----|------|-----|-------|
| 現金                     | 747 | —     | —   | —    | —   | 747   |
| 取立未決済手形                | —   | —     | 32  | —    | —   | 32    |
| 信用保証協会等による保証付          | —   | 4,314 | —   | —    | 1   | 4,315 |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 | —   | —     | —   | —    | —   | —     |
| 共済約款貸付                 | —   | —     | —   | —    | —   | —     |

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載していません。

(7) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：千円)

|                |               | 令和5年度       |             |             |  |  |  |
|----------------|---------------|-------------|-------------|-------------|--|--|--|
|                |               | 格付あり        | 格付なし        | 計           |  |  |  |
| 信用リスク削減効果勘案後残高 | リスク・ウェイト 0%   | —           | 19,437,850  | 19,437,850  |  |  |  |
|                | リスク・ウェイト 2%   | —           | —           | —           |  |  |  |
|                | リスク・ウェイト 4%   | —           | —           | —           |  |  |  |
|                | リスク・ウェイト 10%  | —           | 5,651,996   | 5,651,996   |  |  |  |
|                | リスク・ウェイト 20%  | 1,704,720   | 152,178,089 | 153,882,810 |  |  |  |
|                | リスク・ウェイト 35%  | —           | 8,571,080   | 8,571,080   |  |  |  |
|                | リスク・ウェイト 50%  | 9,198,780   | —           | 9,198,780   |  |  |  |
|                | リスク・ウェイト 75%  | —           | 1,512,028   | 1,512,028   |  |  |  |
|                | リスク・ウェイト 100% | 3,509,565   | 7,523,264   | 11,032,830  |  |  |  |
|                | リスク・ウェイト 150% | —           | —           | —           |  |  |  |
|                | リスク・ウェイト 250% | —           | 6,578,196   | 6,578,196   |  |  |  |
|                | その他           | —           | —           | —           |  |  |  |
| リスク・ウェイト 1250% | —             | —           | —           |             |  |  |  |
| 計              | 14,413,066    | 201,452,507 | 215,865,573 |             |  |  |  |

注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジットデリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(8) 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：千円)

| リスク・ウェイト区分 | 令和6年度                        |                 |                      |  |
|------------|------------------------------|-----------------|----------------------|--|
|            | CCF・信用リスク削減効果適用前<br>エクスポージャー |                 | CCFの<br>加重平均値<br>(%) | 資産の額および与信相<br>当額の合計額<br>(CCF・信用リスク削減<br>効果適用後) |
|            | オン・バランス<br>資産項目              | オフ・バランス<br>資産項目 |                      |  |
| 40%未満      | 184,417,162                  | —               | —                    | 184,101,297                                    |
| 40%～70%    | 7,109,648                    | 133,000         | 10%                  | 7,122,948                                      |
| 75%        | 3,487,366                    | 201,957         | 10%                  | 3,500,120                                      |
| 80%        | 0                            | —               | —                    | 0  |
| 85%        | 5,602                        | —               | —                    | 5,568  |
| 90%～100%   | 22,564                       | 3,457           | 10%                  | 22,871   |
| 105%～130%  | 58,020                       | —               | —                    | 58,020   |
| 150%       | 7,104,014                    | —               | —                    | 7,104,014                                      |
| 250%       | 463,732                      | —               | —                    | 463,732  |
| 400%       | —                            | —               | —                    | —  |
| 1250%      | —                            | —               | —                    | —  |
| その他        | 1,376                        | 15,124          | 10%                  | 2,688  |
| 合計         | 202,669,487                  | 353,540         | 10%                  | 202,381,262                                    |

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

## ●信用リスク削減手法に関する事項

### (1) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当組合では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当組合では、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

(2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

| 区 分                       | 令和 5 年度      |            |  |  |
|---------------------------|--------------|------------|--|--|
|                           | 適格金融<br>資産担保 | 保証         |  |  |
| 地方公共団体金融機構向け              | —            | —          |  |  |
| 我が国の政府関係機関向け              | —            | —          |  |  |
| 地方三公社向け                   | —            | 701,756    |  |  |
| 金融機関向け及び第一種金融<br>商品取引業者向け | —            | —          |  |  |
| 法人等向け                     | —            | —          |  |  |
| 中小企業等向け及び個人向け             | 3,000        | 1,065,920  |  |  |
| 抵当権付住宅ローン                 | —            | 3,689,416  |  |  |
| 不動産取得等事業向け                | 30,000       | —          |  |  |
| 三月以上延滞等                   | —            | —          |  |  |
| 証券化                       | —            | —          |  |  |
| 中央清算機関関連                  | —            | —          |  |  |
| 上記以外                      | 30,000       | 5,940,093  |  |  |
| 合 計                       | 63,000       | 11,397,186 |  |  |

- 注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクに晒されている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

(単位：千円)

|                              | 令和6年度        |            |
|------------------------------|--------------|------------|
|                              | 適格金融<br>資産担保 | 保証         |
| 地方公共団体金融機構向け                 | —            | —          |
| 我が国の政府関係機関向け                 | —            | —          |
| 地方三公社向け                      | —            | 701,617    |
| 金融機関、第一種金融商品取引業者<br>及び保険会社向け | —            | —          |
| 法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）          | —            | —          |
| 中堅中小企業等向け及び個人向け              | 27,000       | 123,143    |
| 自己居住用不動産等向け                  | —            | 12,475,359 |
| 賃貸用不動産向け                     | —            | —          |
| 事業用不動産関連向け                   | —            | —          |
| 延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）       | —            | —          |
| 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞     | —            | —          |
| 証券化                          | —            | —          |
| 中央清算機関関連                     | —            | —          |
| 上記以外                         | —            | —          |
| 合計                           | 27,000       | 13,300,119 |

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
  - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
  - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

#### ●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

#### ●証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

●CVAリスクに関する事項

該当する取引はありません。

●マーケット・リスクに関する事項

○当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

●オペレーショナル・リスクに関する事項

○リスク管理の方針および手続の概要

JAのオペレーショナル・リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、当組合のリスク管理への取組み（p.18）をご参照ください。

○BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

○ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

○オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無  
・該当ありません。

○オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）  
・該当ありません。

## ●出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

### (1) 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当組合においては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当組合の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

### (2) 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

|     | 令和5年度     |           | 令和6年度     |           |
|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|
|     | 貸借対照表計上額  | 時価評価額     | 貸借対照表計上額  | 時価評価額     |
| 上場  | 59,118    | 59,118    | 69,069    | 69,069    |
| 非上場 | 6,556,639 | 6,559,639 | 6,556,639 | 6,556,639 |
| 合計  | 6,615,758 | 6,615,758 | 6,625,709 | 6,625,709 |

注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

### (3) 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：千円)

| 令和5年度 |     |     | 令和6年度 |     |     |
|-------|-----|-----|-------|-----|-----|
| 売却益   | 売却損 | 償却額 | 売却益   | 売却損 | 償却額 |
| 2,368 | —   | —   | 8,937 | —   | —   |

- (4) 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：千円)

| 令和5年度  |     | 令和6年度  |     |
|--------|-----|--------|-----|
| 評価益    | 評価損 | 評価益    | 評価損 |
| 21,334 | —   | 13,381 | 633 |

- (5) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当はありません。

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：千円)

|                               | 令和5年度     | 令和6年度     |
|-------------------------------|-----------|-----------|
| ルックスルー方式を適用するエクスポージャー         | 2,213,458 | 2,455,097 |
| マンドート方式を適用するエクスポージャー          | —         | —         |
| 蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー      | —         | —         |
| 蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー      | —         | —         |
| フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー | —         | —         |

## ●金利リスクに関する事項

### (1) 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当組合では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

### ◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当組合では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当組合は、ALM委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

### ◇金利リスクの算定手法の概要

- ・当組合では、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は2.92年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、ΔEVEおよびΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明  
該当ありません。

(2) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

| IRRBB 1 : 金利リスク |           |        |       |        |     |
|-----------------|-----------|--------|-------|--------|-----|
| 項番              |           | △EVE   |       | △NII   |     |
|                 |           | 当期末    | 前期末   | 当期末    | 前期末 |
| 1               | 上方パラレルシフト | 2,945  | 2,867 | 0      | 55  |
| 2               | 下方パラレルシフト | 0      | 0     | 38     | 1   |
| 3               | スティープ化    | 2,994  | 2,824 |        |     |
| 4               | フラット化     | 0      | 0     |        |     |
| 5               | 短期金利上昇    | 0      | 0     |        |     |
| 6               | 短期金利低下    | 311    | 97    |        |     |
| 7               | 最大値       | 2,994  | 2,867 | 38     | 55  |
|                 |           | 当期末    |       | 前期末    |     |
| 8               | 自己資本の額    | 11,239 |       | 10,562 |     |

## 18. 連結グループ（組合及び子会社）の概況

### ●連結グループの概況

津安芸農業協同組合のグループは、当組合及び子会社1社で構成されています。

このうち、当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は1社です。なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。



### ●子会社の状況

|                           |                       |
|---------------------------|-----------------------|
| 名 称                       | 株式会社ジェイエイ津安芸          |
| 主たる事務所の所在地                | 津市一色町 209-1           |
| 資 本 金                     | 30,000 千円             |
| 事 業 の 内 容                 | 造園・土木・建築工事及び農作業の請負業務等 |
| 設 立 年 月 日                 | 平成6年12月15日            |
| 組 合 議 決 権 保 有 割 合         | 100%                  |
| 組 合 グ ル ー プ 議 決 権 保 有 割 合 | 該当なし                  |

注)「組合グループ議決権保有割合」は、当該会社に対する組合を除く組合の子会社等の議決権保有割合です。

## 19. 直近の事業年度における連結事業の概況

### ●連結事業概況（令和6年度）

#### (1) 事業の概況

令和6年度の当組合の連結決算は、子会社1社（株式会社ジェイエイ津安芸）を連結しています。連結決算の内容は、経常利益で1,055,912千円、当期剰余金で785,728千円となりました。

#### (2) 連結子会社の事業概況

株式会社ジェイエイ津安芸

当社は、造園・土木・建築工事及び農作業請負事業を営み、売上高は814百万円を計上し、当期剰余金は38百万円となりました。

## 20. 直近の5連結事業年度における主要な業務の状況を示す指標

## ●主要な経営指標等の推移

(単位：百万円、%)

|          | 令和2年度   | 令和3年度   | 令和4年度   | 令和5年度   | 令和6年度   |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 連結経常収益   | 5,663   | 5,107   | 4,885   | 5,155   | 5,926   |
| 信用事業収益   | 2,064   | 1,968   | 1,937   | 2,007   | 2,455   |
| 共済事業収益   | 942     | 896     | 734     | 648     | 719     |
| 農業関連事業収益 | 1,395   | 1,213   | 1,223   | 1,162   | 1,305   |
| その他事業収益  | 1,261   | 1,028   | 991     | 1,336   | 1,445   |
| 連結経常利益   | 440     | 491     | 649     | 719     | 1,055   |
| 連結当期利益   | 325     | 342     | 483     | 534     | 785     |
| 連結純資産額   | 10,758  | 10,821  | 10,558  | 10,710  | 10,279  |
| 連結総資産額   | 213,958 | 215,758 | 215,719 | 217,548 | 214,524 |
| 連結自己資本比率 | 14.87%  | 14.63%  | 14.77%  | 14.93%  | 16.27%  |

(注)「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

## 21. 直近の2連結事業年度における財産の状況

## ●連結貸借対照表

(単位：千円)

| 資産の部             | 令和5年度              | 令和6年度              | 負債・純資産の部           | 令和5年度              | 令和6年度              |
|------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 1 信用事業資産         | 206,026,743        | 202,777,708        | 1 信用事業負債           | 204,262,457        | 202,055,360        |
| (1)現金            | 665,788            | 748,041            | (1)貯金              | 203,790,493        | 201,169,341        |
| (2)預金            | 140,865,366        | 134,198,720        | (2)その他の信用事業負債      | 471,963            | 886,018            |
| (3)金銭の信託         | 675,134            | 1,001,487          | 2 共済事業負債           | 688,908            | 660,605            |
| (4)有価証券          | 26,628,183         | 26,569,164         | (1)共済資金            | 436,042            | 400,781            |
| (5)貸出金           | 36,768,249         | 39,737,576         | (2)その他の共済事業負債      | 252,866            | 259,824            |
| (6)その他の信用事業資産    | 424,240            | 522,963            | 3 経済事業負債           | 337,099            | 382,903            |
| (7)貸倒引当金         | ▲220               | ▲245               | (1)支払手形及び経済事業未払金   | 238,445            | 263,286            |
| 2 共済事業資産         | 1,718              | 3,978              | (2)その他の経済事業負債      | 98,654             | 119,617            |
| (1)その他の共済事業資産    | 1,718              | 3,978              | 4 雑負債              | 753,238            | 422,593            |
| 3 経済事業資産         | 963,539            | 925,071            | (1)未払法人税等          | 134,525            | 209,232            |
| (1)受取手形及び経済事業未収金 | 538,401            | 624,033            | (2)資産除去債務          | 29,546             | 29,559             |
| (2)棚卸資産          | 219,728            | 196,312            | (3)その他の負債          | 589,167            | 183,802            |
| (3)その他の経済事業資産    | 205,541            | 105,732            | 5 諸引当金             | 796,265            | 723,659            |
| (4)貸倒引当金         | ▲132               | ▲1,006             | (1)賞与引当金           | 153,178            | 152,684            |
| 4 雑資産            | 358,181            | 237,707            | (2)退職給付に係る負債       | 539,366            | 477,583            |
| 5 固定資産           | 3,178,419          | 3,117,939          | (3)役員退職慰労引当金       | 10,701             | 16,536             |
| (1)有形固定資産        | 3,176,777          | 3,115,891          | (4)特例業務負担金引当金      | 93,019             | 76,855             |
| 建物               | 4,347,501          | 4,403,971          | <b>負債の部合計</b>      | <b>206,837,969</b> | <b>204,245,122</b> |
| 構築物              | 601,199            | 645,319            | 1 組合員資本            | 11,231,921         | 11,957,330         |
| 機械装置             | 1,096,331          | 1,099,777          | (1)出資金             | 2,534,454          | 2,535,842          |
| 土地               | 888,070            | 887,996            | (2)利益剰余金           | 8,733,195          | 9,459,117          |
| その他の有形固定資産       | 388,767            | 388,410            | (3)処分未済持分          | ▲35,727            | ▲37,628            |
| 減価償却累計額          | ▲4,145,092         | ▲4,309,584         | (4)子会社の所有する親組合出資金  | ▲1                 | ▲1                 |
| (2)無形固定資産        | 1,641              | 2,048              | 2 評価・換算差額等         | ▲521,377           | ▲1,677,557         |
| その他の無形固定資産       | 1,641              | 2,048              | (1)その他有価証券評価差額金    | ▲561,955           | ▲1,721,485         |
| 6 外部出資           | 6,526,397          | 6,526,418          | (2)退職給付に係る調整累計額    | 40,577             | 43,927             |
| (1)外部出資          | 6,526,639          | 6,526,639          | <b>純資産の部合計</b>     | <b>10,710,544</b>  | <b>10,279,772</b>  |
| (2)外部出資等損失引当金    | ▲241               | ▲220               |                    |                    |                    |
| 7 繰延税金資産         | 493,514            | 936,070            |                    |                    |                    |
| <b>資産の部合計</b>    | <b>217,548,513</b> | <b>214,524,895</b> | <b>負債及び純資産の部合計</b> | <b>217,548,513</b> | <b>214,524,895</b> |

## ●連結損益計算書

(単位：千円)

| 科 目             | 令和5年度     | 令和6年度     |
|-----------------|-----------|-----------|
| <b>1 事業総利益</b>  | 2,913,358 | 3,126,094 |
| (1)信用事業収益       | 1,811,610 | 2,028,492 |
| 資金運用収益          | 1,591,617 | 1,794,991 |
| (うち預金利息)        | (810,655) | (899,211) |
| (うち有価証券利息)      | (250,953) | (320,043) |
| (うち貸出金利息)       | (379,196) | (419,850) |
| (うちその他受入利息)     | (150,811) | (155,885) |
| 役務取引等収益         | 47,615    | 49,340    |
| その他事業直接収益       | 96,288    | 68        |
| その他経常収益         | 76,089    | 184,091   |
| (2)信用事業費用       | 179,465   | 286,292   |
| 資金調達費用          | 47,089    | 129,752   |
| (うち貯金利息)        | (44,329)  | (126,769) |
| (うち給付補填備金繰入)    | (999)     | (648)     |
| (うちその他支払利息)     | (1,760)   | (2,334)   |
| 役務取引等費用         | 15,419    | 15,723    |
| その他事業直接費用       | 5,189     | —         |
| その他経常費用         | 111,767   | 140,816   |
| (うち貸倒引当金繰入額)    | —         | (25)      |
| <b>信用事業総利益</b>  | 1,632,144 | 1,742,200 |
| (3)共済事業収益       | 585,648   | 582,081   |
| 共済付加収入          | 558,448   | 546,351   |
| 共済その他手数料        | 21,653    | 30,442    |
| 保険代理店手数料        | 5,496     | 5,221     |
| その他の収益          | 50        | 65        |
| (4)共済事業費用       | 18,417    | 26,956    |
| 共済推進費及び共済保全費    | 10,530    | 4,061     |
| その他の費用          | 7,887     | 22,895    |
| <b>共済事業総利益</b>  | 567,231   | 555,124   |
| (5)購買事業収益       | 2,401,372 | 2,944,469 |
| 購買品供給高          | 2,232,317 | 2,774,093 |
| 購買手数料           | 68,687    | 67,212    |
| その他の収益          | 100,368   | 103,162   |
| (6)購買事業費用       | 1,882,557 | 2,316,422 |
| 購買品供給原価         | 1,849,620 | 2,281,853 |
| その他の費用          | 32,936    | 34,568    |
| <b>購買事業総利益</b>  | 518,815   | 628,047   |
| (7)販売事業収益       | 118,949   | 149,172   |
| 販売品販売高          | 57,488    | 87,643    |
| 販売手数料           | 53,802    | 54,359    |
| その他の収益          | 7,658     | 7,169     |
| (8)販売事業費用       | 54,958    | 69,557    |
| 販売品販売原価         | 49,431    | 65,092    |
| その他の費用          | 5,526     | 4,464     |
| <b>販売事業総利益</b>  | 63,991    | 79,614    |
| (9)その他事業収益      | 237,776   | 222,103   |
| (10)その他事業費用     | 106,602   | 100,995   |
| <b>その他事業総利益</b> | 131,174   | 121,107   |
| <b>2 事業管理費</b>  | 2,291,128 | 2,159,430 |
| (1)人件費          | 1,457,171 | 1,372,156 |
| (2)その他事業管理費     | 833,957   | 787,274   |

| 科目           | 令和5年度   | 令和6年度     |
|--------------|---------|-----------|
| 事業利益         | 622,229 | 966,663   |
| 3 事業外収益      | 106,137 | 92,859    |
| (1)受取出資配当金   | 66,334  | 67,351    |
| (2)その他の事業外収益 | 39,803  | 25,507    |
| 4 事業外費用      | 8,640   | 3,610     |
| (1)その他の事業外費用 | 8,640   | 3,610     |
| 経常利益         | 719,726 | 1,055,912 |
| 5 特別利益       | 46,573  | 128       |
| (1)固定資産処分益   | 46,573  | 128       |
| 6 特別損失       | 58,031  | 447       |
| (1)固定資産処分損   | 53,474  | 373       |
| (2)減損損失      | 4,556   | 73        |
| 税金等調整前当期利益   | 708,269 | 1,055,593 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 154,043 | 252,018   |
| 法人税等調整額      | 19,869  | 17,847    |
| 法人税等合計       | 173,913 | 269,865   |
| 当期利益         | 534,356 | 785,728   |
| 当期剰余金        | 534,356 | 785,728   |

## ●連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

| 科目                    | 令和5年度      | 令和6年度      |
|-----------------------|------------|------------|
| 1 事業活動によるキャッシュ・フロー    |            |            |
| 税金等調整前当期利益            | 708,269    | 1,055,593  |
| 減価償却費                 | 169,623    | 179,225    |
| 減損損失                  | 4,556      | 73         |
| 貸倒引当金の増減額 (▲は減少)      | ▲549       | 899        |
| 外部出資等損失引当金の増減額 (▲は減少) | ▲18        | ▲21        |
| 賞与引当金の増減額 (▲は減少)      | ▲1,372     | ▲493       |
| 退職給付に係る負債の増減額 (▲は減少)  | ▲30,656    | ▲56,560    |
| 役員退職慰労引当金の増減額 (▲は減少)  | 5,835      | 5,835      |
| その他引当金の増減額 (▲は減少)     | ▲22,484    | ▲16,164    |
| 信用事業資金運用収益            | ▲1,581,431 | ▲1,800,114 |
| 信用事業資金調達費用            | 47,089     | 129,752    |
| 受取雑利息及び受取出資配当金        | ▲66,334    | ▲67,351    |
| 有価証券関係損益 (▲は益)        | ▲108,619   | ▲91,170    |
| 固定資産売却損益 (▲は益)        | 12,922     | 245        |
| その他の損益 (▲は益)          | 130,537    | 111,270    |
| (信用事業活動による資産及び負債の増減)  |            |            |
| 貸出金の純増(▲)減            | ▲811,508   | ▲2,969,326 |
| 預金の純増(▲)減             | 2,000,000  | 3,500,000  |
| 貯金の純増減(▲)             | 1,276,296  | ▲2,691,677 |
| その他の信用事業資産の純増(▲)減     | 45,608     | ▲39,710    |
| その他の信用事業負債の純増減(▲)     | ▲49,881    | 414,055    |
| (共済事業活動による資産及び負債の増減)  |            |            |
| 共済資金の純増減(▲)           | 46,334     | ▲35,261    |
| 未経過共済付加収入の純増減(▲)      | ▲7,330     | ▲2,659     |
| その他の共済事業資産の純増(▲)減     | 4,375      | ▲2,260     |
| その他の共済事業負債の純増減(▲)     | 616        | 9,616      |
| (経済事業活動による資産及び負債の増減)  |            |            |
| 受取手形及び経済事業未収金の純増(▲)減  | 89,622     | ▲85,632    |
| 経済受託債権の純増(▲)減         | ▲54,242    | 86,519     |
| 棚卸資産の純増(▲)減           | 15,665     | 23,416     |

| 科目                            | 令和5年度             | 令和6年度             |
|-------------------------------|-------------------|-------------------|
| 支払手形及び経済事業未払金の純増減(▲)          | ▲38,540           | 24,841            |
| 経済受託債務の純増減(▲)                 | 69,149            | 18,566            |
| その他の経済事業資産の純増(▲)減             | ▲4,180            | 13,290            |
| その他の経済事業負債の純増減(▲)             | ▲1,086            | 2,396             |
| <b>(その他の資産及び負債の増減)</b>        |                   |                   |
| その他の資産の純増(▲)減                 | ▲19,281           | 45,009            |
| その他の負債の純増減(▲)                 | 418,337           | ▲450,454          |
| 未収消費税等還付金の純増(▲)減              | ▲71,983           | 71,983            |
| 未払消費税等の純増減(▲)                 | ▲12,178           | 39,292            |
| 信用事業資金運用による収入                 | 1,562,897         | 1,740,909         |
| 信用事業資金調達による支出                 | ▲43,103           | ▲59,033           |
| 事業の利用分量に対する配当金の支払額            | ▲19,487           | ▲22,770           |
| 小 計                           | 3,663,467         | ▲917,869          |
| 雑利息及び出資配当金の受取額                | 66,334            | 67,351            |
| 法人税等の支払額                      | ▲283,035          | ▲285,087          |
| <b>事業活動によるキャッシュ・フロー</b>       | <b>3,446,766</b>  | <b>▲1,135,605</b> |
| <b>2 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>     |                   |                   |
| 有価証券の取得による支出                  | ▲4,329,247        | ▲3,389,897        |
| 有価証券の売却による収入                  | 4,182,894         | 671,370           |
| 有価証券の償還による収入                  | 246,228           | 1,240,301         |
| 金銭の信託の増加による支出                 | ▲440,790          | ▲324,948          |
| 金銭の信託の減少による収入                 | 31,004            | 5,203             |
| 固定資産の取得による支出                  | ▲1,071,211        | ▲199,702          |
| 固定資産の処分による収入                  | 59,010            | 80,637            |
| <b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>       | <b>▲1,322,111</b> | <b>▲1,917,035</b> |
| <b>3 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>     |                   |                   |
| 出資の増額による収入                    | 145,378           | 125,872           |
| 出資の払戻しによる支出                   | ▲112,162          | ▲120,587          |
| 持分の取得による支出                    | ▲32,442           | ▲35,727           |
| 持分の譲渡による収入                    | 32,442            | 35,727            |
| 出資配当金の支払額                     | ▲36,760           | ▲37,036           |
| <b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>       | <b>▲3,545</b>     | <b>▲31,752</b>    |
| <b>4 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)</b> | <b>2,121,109</b>  | <b>▲3,084,393</b> |
| <b>5 現金及び現金同等物の期首残高</b>       | <b>2,409,945</b>  | <b>4,531,055</b>  |
| <b>6 現金及び現金同等物の期末残高</b>       | <b>4,531,055</b>  | <b>1,446,662</b>  |

## ●連結注記表等

<令和5年度>

○ 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

### 1. 連結の範囲に関する事項

- ・連結される子会社・・・1社 株式会社ジェイエイ津安芸

### 2. 連結される子会社の事業年度等に関する事項

- ・連結される子会社の決算日は次のとおりです。  
3月末日 1社
- ・連結されるすべての子会社の事業年度末は、連結決算日と一致しています。

### 3. 剰余金処分項目等の取扱に関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。

### 4. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

#### ・現金及び現金同等物の資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

#### ・現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

(単位：千円)

|                   |             |
|-------------------|-------------|
| 現金及び預金勘定          | 141,531,155 |
| 別段預金、定期性預金及び譲渡性預金 | 137,000,100 |
| 現金及び現金同等物         | 4,531,055   |

○ 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債権・・・償却原価法（定額法）
- (2) 子会社株式・・・移動平均法による原価法
- (3) その他有価証券
  - ①時価のあるもの・・・期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法、売却原価は移動平均法）
  - ②市場価格のない株式等・・・移動平均法による原価法

### 2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記1の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに期末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。

### 3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 購買品・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- (2) その他の棚卸資産（原材料・貯蔵品）・・・最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

### 4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）については定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しています。  
また、取得価格10万円以上20万円未満の一括減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）については定額法を採用しています。なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）での定額法により償却しています。

### 5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

なお、1,000万円以下の破綻懸念先に対する債権については、3年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。

上記以外の債権のうち正常先およびその他の要注意先に対する債権については、1年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。また、要管理先に対する債権については、3年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

- (2) 賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
- (3) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。
- ①退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
- ②数理計算上の差異の費用処理方法  
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、発生した事業年度から費用処理することとしています。
- (4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。
- (5) 外部出資等損失引当金は、当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。
- (6) 特例業務負担金引当金は、特例業務負担金の拠出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

## 6. 収益及び費用の計上基準

### 収益認識にかかる計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する、主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

#### ① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

#### ② 販売事業

組合員が生産した農産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

#### ③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

## ④ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

## ⑤ 福祉事業

高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、サービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

## ⑥ 指導事業

組合員の営農や生活にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

## 7. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

## 8. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示をしています。

## 9. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

## (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っております。

また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

## (2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

## ○ 会計上の見積りに関する注記

## 1. 固定資産の減損

## (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 4,556千円

## (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価格を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和6年3月に作成した場所別損益計画を基礎として算出しており、当該計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## ○ 貸借対照表に関する注記

## 1. 固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,048,571千円であり、その内訳は、次のとおりです。

(単位：千円)

| 種 類   | 圧縮額     |
|-------|---------|
| 土地    | 30,026  |
| 建物    | 858,042 |
| 構築物   | 253,287 |
| 機械装置  | 814,478 |
| 車両運搬具 | 11,487  |
| 器具備品  | 81,249  |

## 2. リース契約により使用する重要な固定資産（資産の部に計上したものを除く）

貸借対照表上に計上した固定資産の他、リースにより使用している重要な資産として、車両、グリーンシステム、共済端末システム一式、ATM機、ハンディーターミナル等があります。

## 3. 担保に供している資産

以下の資産は津市水道事業収納事務取扱の担保に供しています。

(単位：千円)

| 種 類  | 金 額 |
|------|-----|
| 定期預金 | 100 |

上記のほか、為替決済の取引の担保として、定期預金10,000,000千円を設定しています。

## 4. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は150千円、危険債権額は167千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権の合計額は317千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

## ○ 損益計算書に関する注記

## 1. 減損会計に関する事項

## (1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については、信用共済事業は地理的に区分した7つの地区の支店ごとに、給油所・葬祭センター・グリーンセンター・直売所は事業所ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店については、独立したキャッシュ・フローを産み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しております。

カントリーエレベーター、農機センター等をはじめとする農業関連事業施設については、農業者のために事業を行う組合の基盤となるものであることや、組合員による組合の事業利用を促進するものであることから、組合の複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与するため、共用資産として認識しております。

一部の農業関連事業施設（育苗センター・ライスセンター）及び営農センターについては、各エリアの組合員のJAの事業利用を促進することで、各エリアの一般資産のキャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられるため、地理的に区分したエリアごとの共用資産と認識しております。

当期に減損損失を計上した固定資産は、以下の通りです。

| 場 所        | 用 途 | 種 類 | その他     |
|------------|-----|-----|---------|
| 旧山室店       | 遊休  | 土地  | 業務外固定資産 |
| 旧河芸中央支店    | 遊休  | 土地  | 業務外固定資産 |
| 旧辰水ライスセンター | 遊休  | 土地  | 業務外固定資産 |

## (2) 減損損失の認識に至った経緯

旧山室店、旧河芸中央支店及び旧辰水ライスセンターの資産は遊休資産とされ早期処分対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

## (3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

|            |                     |
|------------|---------------------|
| 旧山室店       | 65千円（土地 65千円）       |
| 旧河芸中央支店    | 146千円（土地 146千円）     |
| 旧辰水ライスセンター | 4,344千円（土地 4,344千円） |
| 合計         | 4,556千円（土地 4,556千円） |

## (4) 回収可能価額の算定方法

土地の回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は津市の固定資産税評価額に基づき算定しております。

## 2. 棚卸資産の収益性低下に伴う薄価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う薄価切下げにより、14,400千円の棚卸評価損が含まれています。

## ○ 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を三重県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。

これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク統括課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

## ②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.0%上昇したものと想定した場合には、経済価値が2,664,681千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

## ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

## (1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

|           | 貸借対照表計上額    | 時 価         | 差 額      |
|-----------|-------------|-------------|----------|
| 預金        | 140,864,947 | 140,968,847 | 103,900  |
| 有価証券      |             |             |          |
| 満期保有目的の債権 | 1,509,148   | 1,514,981   | 5,832    |
| その他有価証券   | 25,119,035  | 25,119,035  | —        |
| 貸出金       | 36,768,249  |             |          |
| 貸倒引当金(*1) | ▲220        |             |          |
| 貸倒引当金控除後  | 36,768,029  | 37,145,334  | 377,304  |
| 資産計       | 204,261,160 | 204,748,198 | 487,037  |
| 貯金        | 204,411,072 | 204,265,919 | ▲145,153 |
| 負債計       | 204,411,072 | 204,265,919 | ▲145,153 |

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

## (2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

## 【資産】

## ①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

## ②有価証券

有価証券について、主の上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

## ③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

## 【負債】

## ①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

## (3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

| 貸借対照表計上額      |           |
|---------------|-----------|
| 外部出資          | 6,556,639 |
| 外部出資等損失引当金    | ▲241      |
| 外部出資等損失引当金控除後 | 6,556,397 |
| 合計            | 6,556,397 |

## (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|                   | 1年以内        | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超        |
|-------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 預金                | 135,864,947 | —           | —           | —           | —           | 5,000,000  |
| 有価証券              |             |             |             |             |             |            |
| 満期保有目的の債権         | —           | 100,000     | 400,000     | 100,000     | —           | 910,000    |
| その他有価証券のうち満期があるもの | 1,113,780   | 418,222     | 617,554     | 943,594     | 836,544     | 19,384,937 |
| 貸出金（*1、2）         | 3,280,972   | 3,525,772   | 2,439,389   | 2,747,178   | 2,004,110   | 22,770,657 |
| 合計                | 140,259,700 | 4,043,994   | 3,456,943   | 3,790,772   | 2,840,654   | 48,065,594 |

(\*1) 貸出金のうち、当座貸越 440,625 千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(\*2) 貸出金のうち、三月以上延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等 167 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

## (5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

|        | 1年以内        | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超 |
|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 貯金(*1) | 190,272,423 | 3,590,790   | 9,789,833   | 399,586     | 358,438     | —   |
| 合計     | 190,272,423 | 3,590,790   | 9,789,833   | 399,586     | 358,438     | —   |

(\*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

## ○ 有価証券に関する注記

## 1. 有価証券の時価及び評価差額

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

## (1) 売買目的有価証券

売買目的有価証券はありません。

## (2) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

|                        |     | 貸借対照表<br>計上額 | 時価        | 差額     |
|------------------------|-----|--------------|-----------|--------|
| 時価が貸借対照表<br>計上額を超えるもの  | 地方債 | 10,000       | 10,091    | 91     |
|                        | 社債  | 1,100,000    | 1,109,360 | 9,360  |
|                        | 小計  | 1,110,000    | 1,119,451 | 9,451  |
| 時価が貸借対照表<br>計上額を超えないもの | 社債  | 399,148      | 395,530   | ▲3,618 |
|                        | 小計  | 399,148      | 395,530   | ▲3,618 |
| 合計                     |     | 1,509,148    | 1,514,981 | 5,832  |

## (3) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

|                                |      | 取得原価又は<br>償却原価 | 貸借対照表計上額   | 差額         |
|--------------------------------|------|----------------|------------|------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価<br>又は償却原価を超えるもの  | 国債   | 3,757,582      | 3,978,930  | 221,347    |
|                                | 地方債  | 300,000        | 307,460    | 7,460      |
|                                | 社債   | 2,983,548      | 3,038,980  | 55,431     |
|                                | 株式   | 37,784         | 59,118     | 21,334     |
|                                | 受益証券 | 451,179        | 772,900    | 321,721    |
|                                | 投資証券 | 36,709         | 38,433     | 1,723      |
|                                | 小計   | 7,566,804      | 8,195,822  | 629,017    |
| 貸借対照表計上額が取得原価<br>又は償却原価を超えないもの | 国債   | 4,299,374      | 4,027,310  | ▲272,064   |
|                                | 地方債  | 6,132,619      | 5,662,587  | ▲470,031   |
|                                | 社債   | 6,729,986      | 6,299,364  | ▲430,621   |
|                                | 受益証券 | 1,091,344      | 863,358    | ▲227,985   |
|                                | 投資証券 | 77,576         | 70,591     | ▲6,984     |
|                                | 小計   | 18,330,900     | 16,923,212 | ▲1,407,687 |
| 合計                             |      | 25,897,704     | 25,119,035 | ▲778,669   |

2. 当期中に売却した満期保有目的の債権  
当期中に売却した満期保有目的の債権はありません。

3. 当期中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

|      | 売却額       | 売却益     | 売却損   |
|------|-----------|---------|-------|
| 国債   | 2,731,914 | 81,133  | —     |
| 地方債  | 514,232   | 14,232  | —     |
| 社債   | 799,768   | 896     | 5,189 |
| 株式   | 5,402     | 2,368   | —     |
| 受益証券 | 26,988    | 4,966   | —     |
| 投資証券 | 5,331     | 26      | —     |
| 合計   | 4,083,635 | 103,623 | 5,189 |

4. 保有目的区分を変更した有価証券  
当期中に保有目的を変更した満期保有目的の債券はありません。

5. 金銭の信託の保有目的区分別の内訳

- (1) 運用目的の金銭の信託  
運用目的の金銭の信託はありません。
- (2) 満期保有目的の金銭の信託  
満期保有目的の金銭の信託はありません。
- (3) その他の金銭の信託

(単位：千円)

|                          | 貸借対照表計上額 | 取得原価    | 差 額    |
|--------------------------|----------|---------|--------|
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えるもの  | 176,130  | 166,159 | 9,970  |
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えないもの | 499,003  | 504,775 | ▲5,771 |
| 合計                       | 675,134  | 670,935 | 4,199  |

○ 退職給付に関する注記

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。またこの制度に加えて同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度、全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。

1. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 (単位：千円)

|                                    |           |
|------------------------------------|-----------|
| (1)期首における退職給付債務                    | 1,595,518 |
| (2)勤務費用                            | 83,904    |
| (3)利息費用                            | 16,399    |
| (4)数理計算上の差異の発生額                    | ▲12,102   |
| (5)退職給付の支払額                        | ▲158,345  |
| (6)期末における退職給付債務(1)+(2)+(3)+(4)+(5) | 1,525,373 |

## 2. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 (単位：千円)

|                                  |           |
|----------------------------------|-----------|
| (1)期首における年金資産                    | 1,025,850 |
| (2)期待運用収益                        | 8,847     |
| (3)数理計算上の差異の発生額                  | 2,080     |
| (4)年金資産への拠出金                     | 47,313    |
| (5)退職給付の支払額                      | ▲98,085   |
| (6)期末における年金資産(1)+(2)+(3)+(4)+(5) | 986,006   |

## 3. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

|                      |           |
|----------------------|-----------|
| (1)退職給付債務            | 1,525,373 |
| (2)年金資産              | ▲986,006  |
| (3)未積立退職給付債務(1)+(2)  | 539,366   |
| (4)未認識数理計算上の差異       | 55,923    |
| (5)貸借対照表計上額純額(3)+(4) | 595,289   |
| (6)退職給付引当金=(5)       | 595,289   |

## 4. 退職給付費用及びその内訳項目の金額 (単位：千円)

|                      |         |
|----------------------|---------|
| (1)勤務費用              | 83,904  |
| (2)利息費用              | 16,399  |
| (3)期待運用収益            | ▲8,847  |
| (4)数理計算上の差異の費用処理額    | ▲14,537 |
| (5)合計(1)+(2)+(3)+(4) | 76,918  |

## 5. 年金資産の主な内訳

年金資産の主な分類ごとの金額は、次のとおりです。

## 全国共済農業協同組合連合会 (単位：千円)

|         |         |
|---------|---------|
| (1)一般勘定 | 564,048 |
| (2)合計   | 564,048 |

## 全国農林漁業団体共済会 (単位：千円)

|                      |         |
|----------------------|---------|
| (1)債券                | 247,098 |
| (2)年金保険投資            | 109,821 |
| (3)現金及び預金            | 15,688  |
| (4)その他               | 19,611  |
| (5)合計(1)+(2)+(3)+(4) | 392,220 |

## 6. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

## 7. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

|              |       |
|--------------|-------|
| (1)割引率       | 1.07% |
| (2)長期期待運用収益率 | 0.86% |

## ○ 税効果会計に関する注記

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳 (単位：千円)

|                     |         |
|---------------------|---------|
| 繰延税金資産(A)           |         |
| 退職給付引当金             | 160,141 |
| 減価償却超過              | 21,576  |
| 賞与引当金               | 40,389  |
| 賞与引当に係る未払社会保険料      | 6,913   |
| 特例業務負担金引当金          | 25,524  |
| 役員退職慰労引当金           | 2,936   |
| 繰延資産超過              | 1,033   |
| 棚卸資産(収益性低下分)        | 3,951   |
| 未払事業税               | 9,986   |
| 減損損失                | 21,650  |
| 資産除去債務              | 8,107   |
| 中央会賦課金              | 12,617  |
| 一括償却資産損金算入限度超過額     | 1,140   |
| 子会社(寄付修正)           | 17,644  |
| その他有価証券評価差額金        | 212,514 |
| その他                 | 2,120   |
| 繰延税金資産小計(A)         | 548,248 |
| 評価性引当額(B)           | ▲53,253 |
| 繰延税金資産合計(A)+(B)=(C) | 494,995 |
| 繰延税金負債              |         |
| 全農外部出資(みなし配当)       | ▲637    |
| 資産除去債務(固定資産増加額)     | ▲1      |
| 繰延税金負債小計(D)         | ▲639    |
| 繰延税金資産の純額(C)+(D)    | 494,355 |

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因 (単位：%)

|                      |       |
|----------------------|-------|
| 法定実効税率               | 27.44 |
| (調整)                 |       |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | ▲1.54 |
| 事業分量配当               | ▲0.86 |
| 住民税均等割等              | 0.32  |
| 評価性引当額の増減            | 0.56  |
| その他                  | ▲1.04 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率    | 24.88 |

## ○ 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 6 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## &lt; 令和6年度 &gt;

## ○ 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

## 1. 連結の範囲に関する事項

- ・連結される子会社・・・1社 株式会社ジェイエイ津安芸

## 2. 連結される子会社の事業年度等に関する事項

- ・連結される子会社の決算日は次のとおりです。  
3月末日 1社
- ・連結されるすべての子会社の事業年度末は、連結決算日と一致しています。

## 3. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。

## 4. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

- ・現金及び現金同等物の資金の範囲  
連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。
- ・現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

(単位：千円)

|                   |             |
|-------------------|-------------|
| 現金及び預金勘定          | 134,946,762 |
| 別段預金、定期性預金及び譲渡性預金 | 133,500,100 |
| 現金及び現金同等物         | 4,531,055   |

## ○ 重要な会計方針に係る事項に関する注記

## 1. 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券・・・償却原価法(定額法)
- (2) 子会社株式・・・移動平均法による原価法
- (3) その他有価証券
  - ①時価のあるもの・・・期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法、売却原価は移動平均法)
  - ②市場価格のない株式等・・・移動平均法による原価法

## 2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

金銭の信託(合同運用を除く。)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記1の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに期末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。

## 3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 購買品・・・総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)
- (2) その他の棚卸資産(原材料・貯蔵品)・・・最終仕入原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

## 4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産については定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しています。  
また、取得価格10万円以上20万円未満の一括減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。
- (2) 無形固定資産については定額法を採用しています。なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)での定額法により償却しています。

## 5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

なお、1,000万円以下の破綻懸念先に対する債権については、3年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。

上記以外の債権のうち正常先およびその他の要注先に対する債権については、1年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。また、要管理先に対する債権については、3年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

#### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

#### ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生した事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

(追加情報)

#### 退職給付制度の変更

当組合は、令和6年9月27日に退職給付制度の改定を行っています。これに伴い、当事業年度に過去勤務費用が▲117,951千円発生しています。なお、当過去勤務費用は、発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理することとしています。

(4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 外部出資等損失引当金は、当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

(6) 特例業務負担金引当金は、特例業務負担金の抛出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

## 6. 収益及び費用の計上基準

### 収益認識にかかる計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する、主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

#### ① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

#### ② 販売事業

組合員が生産した農産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

## ③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

## ④ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

## ⑤ 福祉事業

高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、サービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

## ⑥ 指導事業

組合員の営農や生活にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

## 7. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

## 8. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示をしています。

## 9. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

## (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っております。

また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

## (2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

## ○ 会計上の見積りに関する注記

## 1. 固定資産の減損

## (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 73千円

## (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価格を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和7年3月に作成した場所別損益計画を基礎として算出しており、当該計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## ○ 貸借対照表に関する注記

## 1. 固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,048,149千円であり、その内訳は、次のとおりです。

(単位：千円)

| 種 類   | 圧縮額     |
|-------|---------|
| 建物    | 858,042 |
| 構築物   | 252,935 |
| 機械装置  | 814,478 |
| 車両運搬具 | 11,417  |
| 器具備品  | 81,249  |
| 土地    | 30,026  |

## 2. リース契約により使用する重要な固定資産（資産の部に計上したものを除く）

貸借対照表上に計上した固定資産の他、リースにより使用している重要な資産として、車両、グリーンシステム、共済端末システム一式、ATM機、ハンディーターミナル等があります。

## 3. 担保に供している資産

以下の資産は津市水道事業収納事務取扱の担保に供しています。

(単位：千円)

| 種 類  | 金 額 |
|------|-----|
| 定期預金 | 100 |

上記のほか、為替決済の取引の担保として、定期預金10,000,000千円を設定しています。

## 4. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は42千円、危険債権額はありません。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権の合計額は42千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

## ○ 損益計算書に関する注記

## 1. 減損会計に関する事項

## (1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については、信用共済事業は地理的に区分した7つの地区の支店ごとに、給油所・葬祭センター・グリーンセンター・直売所は事業所ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店については、独立したキャッシュ・フローを産み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しております。

カントリーエレベーター、農機センター等をはじめとする農業関連事業施設については、農業者のために事業を行う組合の基盤となるものであることや、組合員による組合の事業利用を促進するものであることから、組合の複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与するため、共用資産として認識しております。

一部の農業関連事業施設（育苗センター・ライスセンター）及び営農センターについては、各エリアの組合員のJ Aの事業利用を促進することで、各エリアの一般資産のキャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられるため、地理的に区分したエリアごとの共用資産と認識しております。

当期に減損損失を計上した固定資産は、以下の通りです。

| 場 所     | 用 途 | 種 類 | その他     |
|---------|-----|-----|---------|
| 旧河芸中央支店 | 遊休  | 土地  | 業務外固定資産 |

(2) 減損損失の認識に至った経緯

旧河芸中央支店の資産は遊休資産とされ早期処分対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

|         |               |
|---------|---------------|
| 旧河芸中央支店 | 73千円（土地 73千円） |
| 合計      | 73千円（土地 73千円） |

(4) 回収可能価額の算定方法

土地の回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は津市の固定資産税評価額に基づき算定しております。

2. 棚卸資産の収益性低下に伴う薄価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う薄価切下げにより、7,577千円の棚卸評価損が含まれています。

○ 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を三重県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク統括課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.0%上昇したものと想定した場合には、経済価値が2,560,851千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

### ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

### (1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

|           | 貸借対照表計上額    | 時 価         | 差 額      |
|-----------|-------------|-------------|----------|
| 預金        | 134,196,611 | 133,720,188 | ▲476,423 |
| 有価証券      |             |             |          |
| 満期保有目的の債券 | 2,812,445   | 2,785,419   | ▲27,026  |
| その他有価証券   | 23,756,718  | 23,756,718  | —        |
| 貸出金       | 39,737,576  |             |          |
| 貸倒引当金(*1) | ▲245        |             |          |
| 貸倒引当金控除後  | 39,737,330  | 39,789,505  | 52,174   |
| 資産計       | 200,503,107 | 200,051,831 | ▲451,276 |
| 貯金        | 201,811,325 | 201,220,546 | ▲590,779 |
| 負債計       | 201,811,325 | 201,220,546 | ▲590,779 |

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

### (2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

#### 【資産】

##### ①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

##### ②有価証券

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、

解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によ  
っています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

### ③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっ  
ていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートで  
あるO I Sのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価  
に代わる金額としています。

## 【負債】

### ①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金に  
ついては、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引  
いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

|               | 貸借対照表計上額  |
|---------------|-----------|
| 外部出資          | 6,556,639 |
| 外部出資等損失引当金    | ▲220      |
| 外部出資等損失引当金控除後 | 6,556,418 |
| 合 計           | 6,556,418 |

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|                      | 1年以内        | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超        |
|----------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 預金                   | 128,196,611 | —           | —           | —           | —           | 6,000,000  |
| 有価証券                 |             |             |             |             |             |            |
| 満期保有目的の債券            | 100,000     | 400,000     | 100,000     | —           | 100,000     | 2,110,000  |
| 其他有価証券の<br>うち満期があるもの | 638,899     | 717,138     | 936,608     | 836,608     | 1,036,608   | 21,873,869 |
| 貸出金(*1、2)            | 3,992,763   | 2,950,218   | 3,018,025   | 2,777,467   | 1,417,986   | 25,581,072 |
| 合 計                  | 132,928,274 | 4,067,356   | 4,054,633   | 3,614,075   | 2,554,594   | 55,564,942 |

(\*1) 貸出金のうち、当座貸越 387,347 千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては  
「5年超」に含めています。

(\*2) 貸出金のうち、三月以上延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等 42 千円は償還の予定が見込まれないため、含め  
ていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

|        | 1年以内        | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超 |
|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 貯金(*1) | 178,788,372 | 8,380,702   | 13,896,050  | 310,358     | 435,841     | —   |
| 合 計    | 178,788,372 | 8,380,702   | 13,896,050  | 310,358     | 435,841     | —   |

(\*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

## ○ 有価証券に関する注記

## 1. 有価証券の時価及び評価差額

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

## (1) 売買目的有価証券

売買目的有価証券はありません。

## (2) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

|                        |     | 貸借対照表<br>計上額 | 時価        | 差額      |
|------------------------|-----|--------------|-----------|---------|
| 時価が貸借対照表<br>計上額を超えるもの  | 社債  | 600,000      | 620,040   | 20,040  |
|                        | 小計  | 600,000      | 620,040   | 20,040  |
| 時価が貸借対照表<br>計上額を超えないもの | 地方債 | 10,000       | 9,519     | ▲481    |
|                        | 社債  | 2,202,445    | 2,155,860 | ▲46,585 |
|                        | 小計  | 2,212,445    | 2,165,379 | ▲47,066 |
| 合計                     |     | 2,812,445    | 2,785,419 | ▲27,026 |

## (3) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

|                                |      | 貸借対照表<br>計上額 | 取得原価又は<br>償却原価 | 差額         |
|--------------------------------|------|--------------|----------------|------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価又は<br>償却原価を超えるもの  | 国債   | 2,779,270    | 2,733,224      | 46,045     |
|                                | 社債   | 1,106,800    | 1,099,969      | 6,830      |
|                                | 株式   | 60,535       | 47,154         | 13,381     |
|                                | 受益証券 | 394,868      | 310,598        | 84,269     |
|                                | 投資証券 | 19,477       | 18,940         | 537        |
|                                | 小計   | 4,360,951    | 4,209,887      | 151,064    |
| 貸借対照表計上額が取得原価又は<br>償却原価を超えないもの | 国債   | 6,126,860    | 6,912,271      | ▲785,411   |
|                                | 地方債  | 5,282,921    | 6,189,177      | ▲906,256   |
|                                | 社債   | 6,862,079    | 7,582,129      | ▲720,050   |
|                                | 株式   | 8,534        | 9,167          | ▲633       |
|                                | 受益証券 | 1,022,946    | 1,153,818      | ▲130,872   |
|                                | 投資証券 | 92,425       | 107,351        | ▲14,925    |
|                                | 小計   | 19,395,767   | 21,953,916     | ▲2,558,148 |
| 合計                             |      | 23,756,718   | 26,163,803     | ▲2,407,084 |

## 2. 当期中に売却した満期保有目的の債券

当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

## 3. 当期中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

|      | 売却額     | 売却益    | 売却損 |
|------|---------|--------|-----|
| 社債   | 199,816 | 68     | —   |
| 株式   | 18,654  | 8,937  | —   |
| 受益証券 | 347,370 | 87,212 | —   |
| 投資証券 | 8,871   | 74     | —   |
| 合計   | 574,711 | 96,293 | —   |

4. 保有目的区分を変更した有価証券  
当期中に保有目的を変更した満期保有目的の債券はありません。

5. 金銭の信託の保有目的区分別の内訳  
(1) 運用目的の金銭の信託  
運用目的の金銭の信託はありません。  
(2) 満期保有目的の金銭の信託  
満期保有目的の金銭の信託はありません。  
(3) その他の金銭の信託

(単位：千円)

|                          | 貸借対照表計上額  | 取得原価    | 差 額     |
|--------------------------|-----------|---------|---------|
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えるもの  | 274,422   | 236,809 | 37,612  |
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えないもの | 727,065   | 753,870 | ▲26,805 |
| 合 計                      | 1,001,487 | 990,680 | 10,807  |

## ○ 退職給付に関する注記

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。またこの制度に加えて同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度、全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。

## 1. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 (単位：千円)

|  |           |
|--|-----------|
| (1)期首における退職給付債務                        | 1,520,495 |
| (2)勤務費用                                | 81,248    |
| (3)利息費用                                | 15,622    |
| (4)数理計算上の差異の発生額                        | ▲31,137   |
| (5)退職給付の支払額                            | ▲129,367  |
| (6)過去勤務費用の発生額                          | ▲135,276  |
| (7)期末における退職給付債務(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6) | 1,321,583 |

## 2. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 (単位：千円)

|                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| (1)期首における年金資産                    | 982,507 |
| (2)期待運用収益                        | 12,187  |
| (3)数理計算上の差異の発生額                  | 3,155   |
| (4)年金資産への拠出金                     | 43,666  |
| (5)退職給付の支払額                      | ▲86,444 |
| (6)期末における年金資産(1)+(2)+(3)+(4)+(5) | 955,071 |

## 3. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

|                          |           |
|--------------------------|-----------|
| (1)退職給付債務                | 1,321,583 |
| (2)年金資産                  | ▲955,071  |
| (3)未積立退職給付債務(1)+(2)      | 366,512   |
| (4)未認識過去勤務費用             | 111,070   |
| (5)未認識数理計算上の差異           | 61,146    |
| (6)貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5) | 538,729   |
| (7)退職給付引当金=(6)           | 538,729   |

## 4. 退職給付費用及びその内訳項目の金額 (単位：千円)

|                          |         |
|--------------------------|---------|
| (1)勤務費用                  | 81,248  |
| (2)利息費用                  | 15,622  |
| (3)期待運用収益                | ▲12,187 |
| (4)数理計算上の差異の費用処理額        | ▲29,069 |
| (5)過去勤務費用の費用処理額          | ▲24,205 |
| (6)合計(1)+(2)+(3)+(4)+(5) | 31,407  |

## 5. 年金資産の主な内訳

年金資産の主な分類ごとの金額は、次のとおりです。

## 全国共済農業協同組合連合会 (単位：千円)

|         |         |
|---------|---------|
| (1)一般勘定 | 551,022 |
| (2)合計   | 551,022 |

## 全国農林漁業団体共済会 (単位：千円)

|                  |         |
|------------------|---------|
| (1)債券            | 267,200 |
| (2)年金保険投資        | 92,777  |
| (3)現金及び預金        | 11,133  |
| (4)合計(1)+(2)+(3) | 371,111 |

## 6. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

## 7. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

|              |       |
|--------------|-------|
| (1)割引率       | 1.07% |
| (2)長期期待運用収益率 | 0.87% |

## ○ 税効果会計に関する注記

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

|                     |         |
|---------------------|---------|
| 繰延税金資産(A)           |         |
| 退職給付引当金             | 147,007 |
| 減価償却超過              | 20,423  |
| 賞与引当金               | 39,057  |
| 賞与引当に係る未払社会保険料      | 6,655   |
| 特例業務負担金引当金          | 21,631  |
| 役員退職慰労引当金           | 4,537   |
| 棚卸資産（収益性低下分）        | 2,133   |
| 未払事業税               | 14,785  |
| 減損損失                | 22,238  |
| 資産除去債務              | 8,323   |
| 中央会賦課金              | 12,790  |
| 一括償却資産損金算入限度超過額     | 1,217   |
| 子会社（寄付修正）           | 20,332  |
| その他有価証券評価差額金        | 674,791 |
| その他                 | 2,705   |
| 繰延税金資産小計（A）         | 998,633 |
| 評価性引当額（B）           | ▲55,050 |
| 繰延税金資産合計（A）+（B）=（C） | 943,582 |
| 繰延税金負債              |         |
| 全農外部出資（みなし配当）       | ▲654    |
| 繰延税金負債小計（D）         | ▲654    |
| 繰延税金資産の純額(C)+(D)    | 942,927 |

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因

(単位：%)

|                      |       |
|----------------------|-------|
| 法定実効税率               | 27.44 |
| （調整）                 |       |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目   | 0.21  |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | ▲1.26 |
| 事業分量配当               | ▲1.11 |
| 住民税均等割等              | 0.23  |
| 評価性引当額の増減            | 0.04  |
| 税率変更による期末繰延税金資産の増減   | ▲0.45 |
| その他                  | 0.16  |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率    | 25.26 |

## 3. 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.44%から28.16%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は21,782千円増加し、その他有価証券評価差額金は17,253千円増加し、法人税等調整額は4,529千円減少しております。

## ○ 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記6.収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## ●連結剰余金計算書

(単位：千円)

| 科目          | 令和5年度     | 令和6年度     |
|-------------|-----------|-----------|
| (利益剰余金の部)   |           |           |
| 1 利益剰余金期首残高 | 8,255,087 | 8,733,195 |
| 2 利益剰余金増加高  | 534,356   | 785,728   |
| 当期剰余金       | 534,356   | 785,728   |
| 3 連結剰余金減少高  | 56,247    | 59,806    |
| 支払配当金       | 56,247    | 59,806    |
| 4 利益剰余金期末残高 | 8,733,195 | 9,459,117 |

## ●農協法に基づく開示債権

(単位：百万円)

| 区分                 | 令和5年度  | 令和6年度  | 増減    |
|--------------------|--------|--------|-------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 0      | 0      | ▲0    |
| 危険債権額              | 0      | —      | ▲0    |
| 要管理債権額             | —      | —      | —     |
| 三月以上延滞債権額          | —      | —      | —     |
| 貸出条件緩和債権額          | —      | —      | —     |
| 小計                 | 0      | 0      | ▲0    |
| 正常債権額              | 36,804 | 39,776 | 2,971 |
| 合計                 | 36,804 | 39,776 | 2,971 |

- 注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権：破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権：債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権：4.「三月以上延滞債権」と5.「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権：元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権：債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる

取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権：債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

### ●連結事業年度の事業別の経常収益等

(単位：百万円)

|        |      | 令和5年度   | 令和6年度   |
|--------|------|---------|---------|
| 信用事業   | 経常収益 | 2,007   | 2,455   |
|        | 経常利益 | 837     | 1,022   |
|        | 資産の額 | 210,085 | 207,081 |
| 共済事業   | 経常収益 | 648     | 719     |
|        | 経常利益 | 230     | 271     |
|        | 資産の額 | 1,790   | 1,852   |
| 農業関連事業 | 経常収益 | 1,162   | 1,305   |
|        | 経常利益 | ▲190    | ▲129    |
|        | 資産の額 | 3,207   | 3,186   |
| その他事業  | 経常収益 | 1,336   | 1,445   |
|        | 経常利益 | ▲158    | ▲107    |
|        | 資産の額 | 2,464   | 2,404   |
| 計      | 経常収益 | 5,155   | 5,926   |
|        | 経常利益 | 719     | 1,055   |
|        | 資産の額 | 217,548 | 214,524 |

## 22. 連結自己資本の充実の状況

### ●連結自己資本比率の状況

令和7年3月末における連結自己資本比率は、16.27%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

当組合連結グループは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

#### ○普通出資による資本調達額

| 項目                | 内容                     |
|-------------------|------------------------|
| 発行主体              | 津安芸農業協同組合              |
| 資本調達手段の種類         | 普通出資                   |
| コア資本に係る基礎項目に算入した額 | 2,535百万円(前年度 2,534百万円) |

### ●自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

| 項目   | 令和5年度      | 令和6年度      |
|--|------------|------------|
| コア資本にかかる基礎項目   |            |            |
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額                                 | 11,172,116 | 11,879,190 |
| うち、出資金及び資本剰余金の額  | 2,534,454  | 2,535,842  |
| うち、再評価積立金の額  | —          | —          |
| うち、利益剰余金の額   | 8,733,195  | 9,459,117  |
| うち、外部流出予定額 (△)   | 59,806     | 78,140     |
| うち、上記以外に該当するものの額   | ▲35,727    | ▲37,628    |
| コア資本に算入される評価・換算差額等   | 40,577     | 43,927     |
| うち、退職給付に係るものの額   | 40,577     | 43,927     |
| コア資本に係る調整後非支配株主持分の額  | —          | —          |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額                                 | 69         | 206        |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額  | 69         | 206        |
| うち、適格引当金コア資本算入額  | —          | —          |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | —          | —          |
| 非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額                      | —          | —          |
| コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)   | 11,212,763 | 11,923,324 |
| コア資本にかかる調整項目   |            |            |

| 項 目   | 令和5年度      | 令和6年度      |
|---|------------|------------|
| 無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額   | 1,184      | 1,442      |
| うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む）の額   | —          | —          |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額   | 1,184      | 1,442      |
| 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額   | —          | —          |
| 適格引当金不足額  | —          | —          |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額  | —          | —          |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額  | —          | —          |
| 退職給付に係る資産の額   | —          | —          |
| 自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額  | —          | —          |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額  | —          | —          |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額   | —          | —          |
| 特定項目に係る十パーセント基準超過額  | —          | —          |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに<br>関連するものの額   | —          | —          |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資<br>産に関連するものの額   | —          | —          |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連<br>するものの額   | —          | —          |
| 特定項目に係る十五パーセント基準超過額   | —          | —          |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに<br>関連するものの額   | —          | —          |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資<br>産に関連するものの額   | —          | —          |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連<br>するものの額   | —          | —          |
| コア資本に係る調整項目の額（ロ）  | 1,184      | 1,442      |
| 自己資本  |            |            |
| 自己資本の額（イ）－（ロ）（ハ）  | 11,211,579 | 11,921,882 |
| リスク・アセット等   |            |            |
| 信用リスク・アセットの額の合計額  | 69,780,720 | 70,552,716 |
| うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポ<br>ージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの<br>額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を<br>控除した額（△） |            | 70,500,142 |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額<br>の合計額   | —          |            |

| 項 目                               |                                | 令和5年度      | 令和6年度      |
|-----------------------------------|--------------------------------|------------|------------|
|                                   | うち、他の金融機関等向けエクスポージャー           | -          | -          |
|                                   | うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額 | -          | -          |
|                                   | うち、上記以外に該当するものの額               | -          | -          |
| マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額    |                                |            | -          |
| 勘定間の振替分                           |                                |            | -          |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額 |                                | 5,293,447  | 2,731,913  |
| 信用リスク・アセット調整額                     |                                | -          | -          |
| フロア調整額                            |                                |            | -          |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額                |                                | -          | -          |
| リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)               |                                | 75,074,167 | 73,254,629 |
| 連結自己資本比率                          |                                |            |            |
| 連結自己資本比率 ( (ハ) / (ニ) )            |                                | 14.93%     | 16.27%     |

- 注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用する ILM については、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

●自己資本の充実度に関する事項

(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

| 信用リスク・アセット  |             | 令和5年度         |                |                   |  |  |  |
|---|-------------|---------------|----------------|-------------------|--|--|--|
|   |             | エクスポージャーの期末残高 | リスク・アセット額<br>a | 所要自己資本額<br>b=a×4% |  |  |  |
| 現金  | 665,788     | —             | —              |                   |  |  |  |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け  | 8,072,704   | —             | —              |                   |  |  |  |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け   | —           | —             | —              |                   |  |  |  |
| 国際決済銀行等向け   | —           | —             | —              |                   |  |  |  |
| 我が国の地方公共団体向け  | 9,590,031   | —             | —              |                   |  |  |  |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け   | —           | —             | —              |                   |  |  |  |
| 国際開発銀行向け  | —           | —             | —              |                   |  |  |  |
| 地方公共団体金融機関向け  | 200,019     | 20,001        | 800            |                   |  |  |  |
| 我が国の政府関係金融機関向け  | 901,885     | 90,188        | 3,607          |                   |  |  |  |
| 地方三公社向け   | 1,034,539   | 66,556        | 2,662          |                   |  |  |  |
| 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け   | 141,083,776 | 28,216,755    | 1,128,670      |                   |  |  |  |
| 法人等向け   | 14,413,066  | 8,449,900     | 337,996        |                   |  |  |  |
| 中小企業等向け及び個人向け   | 2,750,504   | 1,347,093     | 53,883         |                   |  |  |  |
| 抵当権付住宅ローン   | 12,315,896  | 3,737,761     | 149,510        |                   |  |  |  |
| 不動産取得等事業向け  | 107,622     | 77,622        | 3,104          |                   |  |  |  |
| 三月以上延滞等   | 167         | 167           | 6              |                   |  |  |  |
| 取立未済手形  | 66,519      | 13,303        | 532            |                   |  |  |  |
| 信用保証協会等保証付  | 4,640,784   | 455,009       | 18,200         |                   |  |  |  |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付  | —           | —             | —              |                   |  |  |  |
| 共済約款貸付  | —           | —             | —              |                   |  |  |  |
| 出資等   | 403,410     | 403,168       | 16,126         |                   |  |  |  |
| (うち出資等のエクスポージャー)  | 403,410     | 403,168       | 16,126         |                   |  |  |  |
| (うち重要な出資のエクスポージャー)  | —           | —             | —              |                   |  |  |  |
| 上記以外  | 19,685,689  | 24,741,740    | 989,669        |                   |  |  |  |
| (うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー) | —           | —             | —              |                   |  |  |  |
| (うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)                               | 6,275,300   | 15,688,250    | 627,530        |                   |  |  |  |
| (うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)                                     | 302,896     | 757,240       | 30,289         |                   |  |  |  |
| (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)    | —           | —             | —              |                   |  |  |  |
| (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外                           | —           | —             | —              |                   |  |  |  |

|   |                           |            |            |  |  |  |  |
|---|---------------------------|------------|------------|--|--|--|--|
| 部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー                            |                           |            |            |  |  |  |  |
| (うち上記以外のエクスポージャー)   | 13,107,493                | 8,296,250  | 331,850    |  |  |  |  |
| 証券化   | —                         | —          | —          |  |  |  |  |
| (うちSTC要件適用分)  | —                         | —          | —          |  |  |  |  |
| (うち非STC適用分)   | —                         | —          | —          |  |  |  |  |
| 再証券化  | —                         | —          | —          |  |  |  |  |
| リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー                                    | 2,213,458                 | 2,161,451  | 86,458     |  |  |  |  |
| (うちルックスルー方式)  | 2,213,458                 | 2,161,451  | 86,458     |  |  |  |  |
| (うちマンドート方式)   | —                         | —          | —          |  |  |  |  |
| (うち蓋然性方式250%)   | —                         | —          | —          |  |  |  |  |
| (うち蓋然性方式400%)   | —                         | —          | —          |  |  |  |  |
| (うちフォールバック方式)   | —                         | —          | —          |  |  |  |  |
| 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額                                     | —                         | —          | —          |  |  |  |  |
| 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△) | —                         | —          | —          |  |  |  |  |
| 標準的手法を適用するエクスポージャー別計  | 218,145,866               | 69,780,720 | 2,791,228  |  |  |  |  |
| CVAリスク相当額÷8%  | —                         | —          | —          |  |  |  |  |
| 中央清算機関関連エクスポージャー  | —                         | —          | —          |  |  |  |  |
| 合計(信用リスク・アセットの額)  | 218,145,866               | 69,780,720 | 2,791,228  |  |  |  |  |
| オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<br><基礎的手法>                             | オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 |            | 所要自己資本額    |  |  |  |  |
|   | a                         |            | b = a × 4% |  |  |  |  |
|   | 5,293,447                 |            | 211,737    |  |  |  |  |
| 所要自己資本額計  | リスク・アセット等(分母)計            |            | 所要自己資本額    |  |  |  |  |
|   | A                         |            | b = a × 4% |  |  |  |  |
|   | 75,074,167                |            | 3,002,966  |  |  |  |  |

- 注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクに晒されている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入となるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

8. 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{ の直近 3 年間の合計額}}{\text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

(2) 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：千円)

|  |                                 | 令和6年度             |                |                   |
|--|---------------------------------|-------------------|----------------|-------------------|
|  |                                 | エクスポージャーの<br>期末残高 | リスク・アセット額<br>a | 所要自己資本額<br>b=a×4% |
|  | 現金                              | 748,041           | —              | —                 |
|  | 我が国の中央政府及び中央銀行向け                | 9,665,608         | —              | —                 |
|  | 外国の中央政府及び中央銀行向け                 | —                 | —              | —                 |
|  | 国際決済銀行等向け                       | —                 | —              | —                 |
|  | 我が国の地方公共団体向け                    | 10,253,885        | —              | —                 |
|  | 外国の中央政府等以外の公共部門向け               | —                 | —              | —                 |
|  | 国際開発銀行向け                        | —                 | —              | —                 |
|  | 地方公共団体金融機構向け                    | 200,019           | 20,001         | 800               |
|  | 我が国の政府関係機関向け                    | 901,877           | 90,187         | 3,607             |
|  | 地方三公社向け                         | 1,022,730         | 64,222         | 2,568             |
|  | 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け        | 134,464,922       | 27,063,444     | 1,082,537         |
|  | （うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）         | 201,145           | 60,343         | 2,413             |
|  | カバード・ボンド向け                      | —                 | —              | —                 |
|  | 法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）             | 9,104,270         | 3,950,547      | 158,021           |
|  | （うち特定貸付債権向け）                    | —                 | —              | —                 |
|  | 中堅中小企業等向け及び個人向け                 | 561,694           | 199,240        | 7,969             |
|  | （うちトランザクター向け）                   | 13,300            | 5,985          | 239               |
|  | 不動産関連向け                         | 23,783,591        | 7,805,835      | 312,233           |
|  | （うち自己居住用不動産等向け）                 | 23,713,155        | 7,735,895      | 309,435           |
|  | （うち賃貸用不動産向け）                    | 70,435            | 69,940         | 2,797             |
|  | （うち事業用不動産関連向け）                  | —                 | —              | —                 |
|  | （うちその他不動産関連向け）                  | —                 | —              | —                 |
|  | （うちADC向け）                       | —                 | —              | —                 |
|  | 劣後債券及びその他資本性証券等                 | 7,102,270         | 7,102,270      | 284,090           |
|  | 延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）         | 506               | 45             | 1                 |
|  | 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞        | —                 | —              | —                 |
|  | 取立未済手形                          | 32,342            | 6,468          | 258               |
|  | 信用保証協会等による保証付                   | 4,402,116         | 431,562        | 17,262            |
|  | 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付          | —                 | —              | —                 |
|  | 株式等                             | 433,952           | 433,732        | 17,349            |
|  | 共済約款貸付                          | —                 | —              | —                 |
|  | 上記以外                            | 11,145,823        | 21,017,360     | 840,694           |
|  | （うち重要な出資のエクスポージャー）              | —                 | —              | —                 |
|  | （うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等） | —                 | —              | —                 |

|  |                                 |            |                   |
|--|---------------------------------|------------|-------------------|
| 及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)                            |                                 |            |                   |
| (うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)                                       | 6,275,300                       | 15,688,250 | 627,530           |
| (うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)                                  | 305,724                         | 764,312    | 30,572            |
| (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー) | —                               | —          | —                 |
| (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー) | —                               | —          | —                 |
| (うち上記以外のエクスポージャー)  | 4,564,798                       | 4,564,798  | 182,591           |
| 証券化  | —                               | —          | —                 |
| (うちSTC要件適用分)   | —                               | —          | —                 |
| (短期STC要件適用分)   | —                               | —          | —                 |
| (うち不良債権証券化適用分)   | —                               | —          | —                 |
| (うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)  | —                               | —          | —                 |
| 再証券化   | —                               | —          | —                 |
| リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー   | 2,455,097                       | 2,337,795  | 93,511            |
| (うちルックスルー方式)   | 2,455,097                       | 2,337,795  | 93,511            |
| (うちマンドート方式)  | —                               | —          | —                 |
| (うち蓋然性方式 250%)   | —                               | —          | —                 |
| (うち蓋然性方式 400%)   | —                               | —          | —                 |
| (うちフォールバック方式)  | —                               | —          | —                 |
| 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)      | —                               | —          | —                 |
| 標準的手法を運用するエクスポージャー計  | 216,278,751                     | 70,522,716 | 2,820,908         |
| CVAリスク相当額÷8% (簡便法)   | —                               | —          | —                 |
| 中央清算機関関連エクスポージャー   | —                               | —          | —                 |
| 合計 (信用リスク・アセットの額)  | 216,278,751                     | 70,522,716 | 2,820,908         |
| マーケット・リスクに対する所要自己資本の額 <簡易方式又は標準的方式>                                  | マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額<br>a | —          | 所要自己資本額<br>b=a×4% |
| オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <標準的計測手法>                                   | オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額<br>a  | 2,731,913  | 所要自己資本額<br>b=a×4% |
| 所要自己資本額  | リスク・アセット等 (分母)合計<br>a           | 73,254,629 | 所要自己資本額<br>b=a×4% |
|  |                                 |            | 109,276           |
|  |                                 |            | 2,930,185         |

## (3) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：千円)

|                               | 令和6年度     |
|-------------------------------|-----------|
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 | 2,731,913 |
| オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額      | 109,276   |
| B I                           | 1,821,275 |
| B I C                         | 218,553   |

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する ILM は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

## ●信用リスクに関する事項

## (1) リスク管理の方法及び手続の概要

連結グループでは、JA 以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。JA の信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容 (p. 17) をご参照ください。

## (2) 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

| 適格格付機関                            |
|-----------------------------------|
| 株式会社格付投資情報センター (R&I)              |
| 株式会社日本格付研究所 (JCR)                 |
| ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's) |
| S&Pグローバル・レーティング (S&P)             |
| フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)          |

注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

| エクスポートジャー                  | 適合格付機関                        | カントリー・リスク<br>・スコア |
|----------------------------|-------------------------------|-------------------|
| 中央政府および中央銀行                |                               | 日本貿易保険            |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポートジャー |                               | 日本貿易保険            |
| 国際開発銀行向けエクスポートジャー          | R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch |                   |
| 金融機関向けエクスポートジャー            | R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch |                   |
| 法人等向けエクスポートジャー             | R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch |                   |

(3) 信用リスクに関するエクスポートジャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポートジャーの期末残高  
(単位：千円)

|            | 令和5年度                 |             |            |                 | 令和6年度                 |             |            |             |
|------------|-----------------------|-------------|------------|-----------------|-----------------------|-------------|------------|-------------|
|            | 信用リスクに関するエクスポートジャーの残高 | うち貸出金等      | うち債券       | 三月以上延滞エクスポートジャー | 信用リスクに関するエクスポートジャーの残高 | うち貸出金等      | うち債券       | 延滞エクスポートジャー |
| 国内         | 215,932,407           | 36,804,835  | 25,763,013 | 167             | 213,823,653           | 39,811,706  | 27,387,592 | 506         |
| 国外         | -                     | -           | -          | -               | -                     | -           | -          | -           |
| 地域別残高計     | 215,932,407           | 36,804,835  | 25,763,013 | 167             | 213,823,653           | 39,811,706  | 27,387,592 | 506         |
| 法人         | 農業                    | 280,491     | 280,491    | -               | 277,382               | 277,382     | -          | -           |
|            | 林業                    | -           | -          | -               | -                     | -           | -          | -           |
|            | 水産業                   | -           | -          | -               | -                     | -           | -          | -           |
|            | 製造業                   | 1,714,172   | -          | 1,700,131       | -                     | 2,613,723   | 1,508      | 2,590,068   |
|            | 鉱業                    | 603         | -          | -               | -                     | 603         | -          | -           |
|            | 建設・不動産業               | 1,953,603   | -          | 1,835,538       | -                     | 1,953,714   | -          | 1,823,832   |
|            | 電気・ガス・熱供給・水道業         | 1,813,822   | -          | 1,804,050       | -                     | 1,816,291   | -          | 1,804,027   |
|            | 運輸・通信業                | 2,805,840   | -          | 2,804,938       | -                     | 3,088,054   | -          | 3,087,152   |
|            | 金融・保険業                | 154,586,447 | 5,515,025  | 1,905,711       | -                     | 149,508,563 | 7,021,025  | 1,905,417   |
|            | 卸売・小売・飲食・サービス業        | 1,198,254   | 6,642      | 1,185,260       | -                     | 314,823     | 5,602      | 300,790     |
|            | 日本国政府・地方公共団体          | 17,678,241  | 3,135,354  | 14,527,382      | -                     | 20,002,212  | 4,043,190  | 15,876,303  |
| 上記以外       | 417,037               | 99,620      | -          | -               | 331,325               | 71,997      | -          |             |
| 個人         | 27,769,025            | 27,767,700  | -          | 167             | 28,394,048            | 28,391,000  | -          | 506         |
| その他        | 5,714,868             | -           | -          | -               | 5,522,911             | -           | -          |             |
| 業種別残高計     | 215,932,407           | 36,804,835  | 25,763,013 | 167             | 213,823,653           | 39,811,706  | 27,387,592 | 506         |
| 1年以下       | 137,470,661           | 719,787     | 884,464    |                 | 130,408,814           | 1,869,197   | 300,567    |             |
| 1年超3年以下    | 3,988,270             | 2,885,109   | 1,103,161  |                 | 4,248,020             | 2,643,759   | 1,604,260  |             |
| 3年超5年以下    | 4,388,483             | 2,984,898   | 1,403,584  |                 | 4,943,796             | 3,440,540   | 1,503,255  |             |
| 5年超7年以下    | 5,230,527             | 3,318,551   | 1,911,976  |                 | 5,343,472             | 3,221,950   | 2,121,521  |             |
| 7年超10年以下   | 5,184,616             | 1,937,484   | 3,247,131  |                 | 3,843,598             | 895,563     | 2,948,034  |             |
| 10年超       | 46,900,794            | 24,672,296  | 17,212,694 |                 | 52,329,008            | 27,396,438  | 18,909,952 |             |
| 期限の定めのないもの | 12,769,053            | 286,706     | -          |                 | 12,706,944            | 344,257     | -          |             |
| 残存期間別残高計   | 215,932,407           | 36,804,835  | 25,763,013 |                 | 213,823,653           | 39,811,706  | 27,387,592 |             |

- 注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲内で、利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
4. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
  - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
  - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

## (4) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

| 区 分      | 令和5年度    |           |          |     |          | 令和6年度    |           |          |     |          |
|----------|----------|-----------|----------|-----|----------|----------|-----------|----------|-----|----------|
|          | 期首<br>残高 | 期中<br>増加額 | 期中減少額    |     | 期末<br>残高 | 期首<br>残高 | 期中<br>増加額 | 期中減少額    |     | 期末<br>残高 |
|          |          |           | 目的<br>使用 | その他 |          |          |           | 目的<br>使用 | その他 |          |
| 一般貸倒引当金  | 655      | 202       | —        | 655 | 202      | 202      | 791       | —        | 202 | 791      |
| (うち信用事業) | 113      | 69        | —        | 113 | 69       | 69       | 202       | —        | 69  | 202      |
| (うち購買事業) | 10       | 0         | —        | 10  | 0        | 0        | 588       | —        | 0   | 588      |
| (うち販売事業) | 531      | 132       | —        | 531 | 132      | 132      | 0         | —        | 132 | 0        |
| 個別貸倒引当金  | 246      | 150       | —        | 246 | 150      | 150      | 460       | —        | 150 | 460      |
| (うち信用事業) | 246      | 150       | —        | 246 | 150      | 150      | 42        | —        | 150 | 42       |
| (うち購買事業) | —        | —         | —        | —   | —        | —        | 417       | —        | —   | 417      |

(5) 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中の増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

| 区 分  | 令和5年度          |           |          |         |          |           | 令和6年度    |           |          |         |          |           |
|------|----------------|-----------|----------|---------|----------|-----------|----------|-----------|----------|---------|----------|-----------|
|      | 個別貸倒引当金        |           |          |         |          | 貸出金<br>償却 | 個別貸倒引当金  |           |          |         |          | 貸出金<br>償却 |
|      | 期首<br>残高       | 期中<br>増加額 | 期中減少額    |         | 期末<br>残高 |           | 期首<br>残高 | 期中<br>増加額 | 期中減少額    |         | 期末<br>残高 |           |
|      |                |           | 目的<br>使用 | その<br>他 |          |           |          |           | 目的<br>使用 | その<br>他 |          |           |
| 国内   | 506            | 392       | -        | 506     | 392      | 392       | 681      | -         | 392      | 681     |          |           |
| 国外   | -              | -         | -        | -       | -        | -         | -        | -         | -        | -       |          |           |
| 地域別計 | 506            | 392       | -        | 506     | 392      | 392       | 681      | -         | 392      | 681     |          |           |
| 法人   | 農業             | -         | -        | -       | -        | -         | -        | -         | -        | -       | -        |           |
|      | 林業             | -         | -        | -       | -        | -         | -        | -         | -        | -       | -        |           |
|      | 水産業            | -         | -        | -       | -        | -         | -        | -         | -        | -       | -        |           |
|      | 製造業            | -         | -        | -       | -        | -         | -        | -         | -        | -       | -        |           |
|      | 鉱業             | -         | -        | -       | -        | -         | -        | -         | -        | -       | -        |           |
|      | 建設・不動産業        | -         | -        | -       | -        | -         | -        | -         | -        | -       | -        |           |
|      | 電気・ガス・熱供給・水道業  | -         | -        | -       | -        | -         | -        | -         | -        | -       | -        |           |
|      | 運輸・通信業         | -         | -        | -       | -        | -         | -        | -         | -        | -       | -        |           |
|      | 金融・保険業         | -         | -        | -       | -        | -         | -        | -         | -        | -       | -        |           |
|      | 卸売・小売・飲食・サービス業 | -         | -        | -       | -        | -         | -        | -         | -        | -       | -        |           |
|      | 上記以外           | 260       | 241      | -       | 260      | 241       | 241      | 220       | -        | 241     | 220      |           |
| 個人   | 246            | 150       | -        | 246     | 150      | 150       | 460      | -         | 150      | 460     |          |           |
| 業種別計 | 506            | 392       | -        | 506     | 392      | 392       | 681      | -         | 392      | 681     |          |           |

(6) 信用リスク・アセット残高内訳表

[令和6年度]

(単位：百万円)

| 項目                | リスク・ウェイト (%) | CCF・信用リスク削減<br>効果適用前 |                 | CCF・信用リスク削減<br>効果適用後 |                 |              | リスク・ウェイトの加重平均値 |
|-------------------|--------------|----------------------|-----------------|----------------------|-----------------|--------------|----------------|
|                   |              | オン・バランス資産<br>項目      | オフ・バランス資産<br>項目 | オン・バランス資産<br>項目      | オフ・バランス資産<br>項目 | 信用リスク・アセットの額 |                |
|                   |              | A                    | B               | C                    | D               | E            |                |
| 現金                | 0            | 748                  | -               | 748                  | -               | -            | 0              |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け  | 0            | 9,665                | -               | 9,665                | -               | -            | 0              |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け   | 0~150        | -                    | -               | -                    | -               | -            | -              |
| 国際決済銀行等向け         | 0            | -                    | -               | -                    | -               | -            | -              |
| 我が国の地方公共団体向け      | 0            | 10,253               | -               | 10,253               | -               | -            | 0              |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け | 20~150       | -                    | -               | -                    | -               | -            | -              |
| 国際開発銀行向け          | 0~150        | -                    | -               | -                    | -               | -            | -              |
| 地方公共団体金融機構向け      | 10~20        | 200                  | -               | 200                  | -               | 20           | 10             |

|  |          |         |     |         |    |        |     |
|--|----------|---------|-----|---------|----|--------|-----|
| 我が国の政府関係機関向け   | 10～20    | 901     | —   | 901     | —  | 90     | 10  |
| 地方三公社向け  | 20       | 1,022   | —   | 1,022   | —  | 64     | 6   |
| 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け   | 20～150   | 134,464 | —   | 134,464 | —  | 27,063 | 20  |
| （うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）  | 20～150   | 201     | —   | 201     | —  | 60     | 30  |
| カバード・ボンド向け   | 10～100   | —       | —   | —       | —  | —      | —   |
| 法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）  | 20～150   | 9,104   | —   | 9,104   | —  | 3,950  | 43  |
| （うち特定貸付債権向け）   | 20～150   | —       | —   | —       | —  | —      | —   |
| 中堅中小企業等向け及び個人向け  | 45～100   | 526     | 353 | 344     | 35 | 199    | 52  |
| （うちトランザクター向け）  | 45       | —       | 133 | —       | 13 | 5      | 45  |
| 不動産関連向け  | 20～150   | 23,783  | —   | 23,728  | —  | 7,805  | 33  |
| （うち自己居住用不動産等向け）  | 20～75    | 23,713  | —   | 23,657  | —  | 7,735  | 33  |
| （うち賃貸用不動産向け）   | 30～150   | 70      | —   | 70      | —  | 69     | 99  |
| （うち事業用不動産関連向け）   | 70～150   | —       | —   | —       | —  | —      | —   |
| （うちその他不動産関連向け）   | 60       | —       | —   | —       | —  | —      | —   |
| （うち ADC 向け）  | 100～150  | —       | —   | —       | —  | —      | —   |
| 劣後債券及びその他資本性証券等  | 150      | 7,102   | —   | 7,102   | —  | 7,102  | 100 |
| 延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）  | 50～150   | 0       | 0   | 0       | 0  | 0      | 100 |
| 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞   | 100      | —       | —   | —       | —  | —      | —   |
| 取立未済手形   | 20       | 32      | —   | 32      | —  | 6      | 20  |
| 信用保証協会等による保証付  | 0～10     | 4,402   | —   | 4,315   | —  | 431    | 10  |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付   | 10       | —       | —   | —       | —  | —      | —   |
| 株式等  | 250～400  | 433     | —   | 433     | —  | 433    | 100 |
| 共済約款貸付   | 0        | —       | —   | —       | —  | —      | —   |
| 上記以外   | 100～1250 | 11,145  | —   | 11,145  | —  | 21,017 | 189 |
| （うち重要な出資のエクスポージャー）   | 1250     | —       | —   | —       | —  | —      | —   |
| （うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエク | 250～400  | —       | —   | —       | —  | —      | —   |

|   |     |       |   |       |   |        |     |  |
|---|-----|-------|---|-------|---|--------|-----|--|
| ポージャー)  |     |       |   |       |   |        |     |  |
| (うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)  | 250 | 6,275 | — | 6,275 | — | 15,688 | 250 |  |
| (うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)                                   | 250 | 305   | — | 305   | — | 764    | 250 |  |
| (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)  | 250 | —     | — | —     | — | —      | —   |  |
| (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー) | 150 | —     | — | —     | — | —      | —   |  |
| (うち右記以外のエクスポージャー)   | 100 | 4,564 | — | 4,564 | — | 4,564  | 100 |  |
| 証券化   | —   | —     | — | —     | — | —      | —   |  |
| (うちSTC要件適用分)  | —   | —     | — | —     | — | —      | —   |  |
| (短期STC要件適用分)  | —   | —     | — | —     | — | —      | —   |  |
| (うち不良債権証券化適用分)  | —   | —     | — | —     | — | —      | —   |  |
| (うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)   | —   | —     | — | —     | — | —      | —   |  |
| 再証券化  | —   | —     | — | —     | — | —      | —   |  |
| リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー  | —   | 2,455 | — | 2,455 | — | 2,337  | 95  |  |
| 未決済取引   | —   |       |   |       |   | —      |     |  |
| 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)       | —   |       |   |       |   | —      |     |  |
| 合計(信用リスク・アセットの額)  | —   |       |   |       |   | 70,522 |     |  |

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載していません。

## (7) ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

[令和6年度]

(単位:百万円)

| 信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後) |         |  |       |  |        |  |         |  |        |  |        |  |       |        |         |       |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
|-------------------------------------|---------|--|-------|--|--------|--|---------|--|--------|--|--------|--|-------|--------|---------|-------|--------|--|------|--|-------|--|--------|--|--------|
|                                     | 0%      |  | 20%   |  | 50%    |  | 100%    |  | 150%   |  | その他    |  | 合計    |        |         |       |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け                    | 9,665   |  | -     |  | -      |  | -       |  | -      |  | -      |  | 9,665 |        |         |       |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け                     | -       |  | -     |  | -      |  | -       |  | -      |  | -      |  | -     |        |         |       |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
| 国際決済銀行等向け                           | -       |  | -     |  | -      |  | -       |  | -      |  | -      |  | -     |        |         |       |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
|                                     | 0%      |  | 10%   |  | 20%    |  | 50%     |  | 100%   |  | 150%   |  | その他   | 合計     |         |       |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
| 我が国の地方公共団体向け                        | 10,253  |  | -     |  | -      |  | -       |  | -      |  | -      |  | -     | 10,253 |         |       |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け                   | -       |  | -     |  | -      |  | -       |  | -      |  | -      |  | -     | -      |         |       |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
| 地方公共団体金融機構向け                        | -       |  | 200   |  | -      |  | -       |  | -      |  | -      |  | -     | 200    |         |       |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
| 我が国の政府関係機関向け                        | -       |  | 901   |  | -      |  | -       |  | -      |  | -      |  | -     | 901    |         |       |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
| 地方三公社向け                             | 701     |  | -     |  | 321    |  | -       |  | -      |  | -      |  | -     | 1,022  |         |       |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
|                                     | 0%      |  | 20%   |  | 30%    |  | 50%     |  | 100%   |  | 150%   |  | その他   | 合計     |         |       |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
| 国際開発銀行向け                            | -       |  | -     |  | -      |  | -       |  | -      |  | -      |  | -     | -      |         |       |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
|                                     | 20%     |  | 30%   |  | 40%    |  | 50%     |  | 75%    |  | 100%   |  | 150%  | その他    | 合計      |       |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
| 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け            | 132,760 |  | 1,704 |  | -      |  | -       |  | -      |  | -      |  | -     | -      | 134,464 |       |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
| (うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)            | -       |  | 201   |  | -      |  | -       |  | -      |  | -      |  | -     | -      | 201     |       |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
|                                     | 10%     |  | 15%   |  | 20%    |  | 25%     |  | 35%    |  | 50%    |  | 100%  | その他    | 合計      |       |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
| カバード・ボンド向け                          | -       |  | -     |  | -      |  | -       |  | -      |  | -      |  | -     | -      | -       |       |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
|                                     | 20%     |  | 50%   |  | 75%    |  | 80%     |  | 85%    |  | 100%   |  | 130%  | 150%   | その他     | 合計    |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
| 法人等向け<br>(特定貸付債権向けを含む。)             | 2,005   |  | 7,098 |  | -      |  | -       |  | -      |  | -      |  | -     | -      | -       | 9,104 |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
| (うち特定貸付債権向け)                        | -       |  | -     |  | -      |  | -       |  | -      |  | -      |  | -     | -      | -       | -     |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
|                                     | 100%    |  | 150%  |  | 250%   |  | 400%    |  | その他    |  | 合計     |  |       |        |         |       |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
| 劣後債券及びその他資本制証券等                     | -       |  | 7,102 |  | -      |  | -       |  | -      |  | -      |  | 7,102 |        |         |       |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
| 株式等                                 | -       |  | -     |  | 433    |  | -       |  | -      |  | -      |  | 433   |        |         |       |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
|                                     | 45%     |  | 75%   |  | 100%   |  | その他     |  | 合計     |  |        |  |       |        |         |       |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
| 中堅中小企業等向け及び個人向け                     | 13      |  | 185   |  | 22     |  | 158     |  | 379    |  |        |  |       |        |         |       |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
| (うちトランザクター向け)                       | 13      |  | -     |  | -      |  | -       |  | 13     |  |        |  |       |        |         |       |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
|                                     | 20%     |  | 25%   |  | 30%    |  | 31.25%  |  | 35%    |  | 37.50% |  | 40%   |        | 50%     |       | 62.50% |  | 70%  |  | 75%   |  | その他    |  | 合計     |
| 不動産関連向けうち自己居住用不動産等向け                | 1,730   |  | -     |  | -      |  | -       |  | 7,863  |  | -      |  | -     |        | -       |       | -      |  | -    |  | 3,314 |  | 10,749 |  | 23,657 |
|                                     | 30%     |  | 35%   |  | 43.75% |  | 45%     |  | 56.25% |  | 60%    |  | 75%   |        | 93.75%  |       | 105%   |  | 150% |  | その他   |  | 合計     |  |        |
| 不動産関連向けうち賃貸用不動産向け                   | -       |  | -     |  | -      |  | -       |  | -      |  | 10     |  | -     |        | -       |       | 58     |  | 1    |  | -     |  | 70     |  |        |
|                                     | 70%     |  | 90%   |  | 110%   |  | 112.50% |  | 150%   |  | その他    |  | 合計    |        |         |       |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
| 不動産関連向けうち事業用不動産関連向け                 | -       |  | -     |  | -      |  | -       |  | -      |  | -      |  | -     |        |         |       |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
|                                     | 60%     |  |       |  | その他    |  |         |  | 合計     |  |        |  |       |        |         |       |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
| 不動産関連向けうちその他不動産関連向け                 | -       |  |       |  | -      |  |         |  | -      |  |        |  |       |        |         |       |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
|                                     | 100%    |  |       |  | 150%   |  |         |  | その他    |  |        |  | 合計    |        |         |       |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
| 不動産関連向けうちADC向け                      | -       |  |       |  | -      |  |         |  | -      |  |        |  | -     |        |         |       |        |  |      |  |       |  |        |  |        |
|                                     | 50%     |  |       |  | 100%   |  |         |  | 150%   |  |        |  | その他   |        |         |       | 合計     |  |      |  |       |  |        |  |        |
| 延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)              | -       |  |       |  | 0      |  |         |  | -      |  |        |  | -     |        |         |       | 0      |  |      |  |       |  |        |  |        |
| 自己居住用不動産等向けエクスポージャー                 | -       |  |       |  | -      |  |         |  | -      |  |        |  | -     |        |         |       | -      |  |      |  |       |  |        |  |        |

| 一に係る延滞                 |     |       |     |      |     | 合計    |
|------------------------|-----|-------|-----|------|-----|-------|
|                        | 0%  | 10%   | 20% | 100% | その他 |       |
| 現金                     | 748 | -     | -   | -    | -   | 748   |
| 取立未決済手形                | -   | -     | 32  | -    | -   | 32    |
| 信用保証協会等による保証付          | -   | 4,314 | -   | -    | 1   | 4,315 |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 | -   | -     | -   | -    | -   | -     |
| 共済約款貸付                 | -   | -     | -   | -    | -   | -     |

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載していません。

(8) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：千円)

|                |               | 令和5年度       |             |             |  |  |  |
|----------------|---------------|-------------|-------------|-------------|--|--|--|
|                |               | 格付あり        | 格付なし        | 計           |  |  |  |
| 信用リスク削減効果勘案後残高 | リスク・ウェイト 0%   | -           | 19,438,098  | 19,438,098  |  |  |  |
|                | リスク・ウェイト 2%   | -           | -           | -           |  |  |  |
|                | リスク・ウェイト 4%   | -           | -           | -           |  |  |  |
|                | リスク・ウェイト 10%  | -           | 5,651,996   | 5,651,996   |  |  |  |
|                | リスク・ウェイト 20%  | 1,704,720   | 152,178,508 | 153,883,229 |  |  |  |
|                | リスク・ウェイト 35%  | -           | 8,571,080   | 8,571,080   |  |  |  |
|                | リスク・ウェイト 50%  | 9,198,780   | -           | 9,198,780   |  |  |  |
|                | リスク・ウェイト 75%  | -           | 1,512,028   | 1,512,028   |  |  |  |
|                | リスク・ウェイト 100% | 3,509,565   | 7,589,431   | 11,098,997  |  |  |  |
|                | リスク・ウェイト 150% | -           | -           | -           |  |  |  |
|                | リスク・ウェイト 250% | -           | 6,578,196   | 6,578,196   |  |  |  |
|                | その他           | -           | -           | -           |  |  |  |
| リスク・ウェイト 1250% | -             | -           | -           |             |  |  |  |
| 計              | 14,413,066    | 201,519,340 | 215,932,407 |             |  |  |  |

- 注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジットデリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

## (9) 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表 (単位：千円)

| リスク・ウェイト区分 | 令和6年度                        |                 |                      |  |
|------------|------------------------------|-----------------|----------------------|--|
|            | CCF・信用リスク削減効果適用前<br>エクスポージャー |                 | CCFの<br>加重平均値<br>(%) | 資産の額および与信相<br>当額の合計額<br>(CCF・信用リスク削減<br>効果適用後) |
|            | オン・バランス<br>資産項目              | オフ・バランス<br>資産項目 |                      |  |
| 40%未満      | 184,419,509                  | —               | —                    | 184,103,643                                    |
| 40%～70%    | 7,109,648                    | 133,000         | 10%                  | 7,122,948                                      |
| 75%        | 3,487,366                    | 201,957         | 10%                  | 3,500,120                                      |
| 80%        | 0                            | —               | —                    | 0  |
| 85%        | 5,602                        | —               | —                    | 5,568  |
| 90%～100%   | 22,564                       | 3,457           | 10%                  | 22,871   |
| 105%～130%  | 58,020                       | —               | —                    | 58,020   |
| 150%       | 7,104,014                    | —               | —                    | 7,104,014                                      |
| 250%       | 433,732                      | —               | —                    | 433,732  |
| 400%       | —                            | —               | —                    | —  |
| 1250%      | —                            | —               | —                    | —  |
| その他        | 1,376                        | 15,124          | 10%                  | 2,688  |
| 合計         | 202,641,834                  | 353,540         | 10%                  | 202,353,608                                    |

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

## ●信用リスク削減手法に関する事項

### (1) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあつて、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 94）をご参照ください。

### (2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

| 区 分                       | 令和5年度        |            |  |  |
|---------------------------|--------------|------------|--|--|
|                           | 適格金融<br>資産担保 | 保証         |  |  |
| 地方公共団体金融機構向け              | —            | —          |  |  |
| 我が国の政府関係機関向け              | —            | —          |  |  |
| 地方三公社向け                   | —            | 701,756    |  |  |
| 金融機関向け及び第一種金融<br>商品取引業者向け | —            | —          |  |  |
| 法人等向け                     | —            | —          |  |  |
| 中小企業等向け及び個人向け             | 3,000        | 1,065,920  |  |  |
| 抵当権住宅ローン                  | —            | 3,689,416  |  |  |
| 不動産取得等事業向け                | 30,000       | —          |  |  |
| 三月以上延滞等                   | —            | —          |  |  |
| 証券化                       | —            | —          |  |  |
| 中央清算機関関連                  | —            | —          |  |  |
| 上記以外                      | 30,000       | 5,940,093  |  |  |
| 合 計                       | 63,000       | 11,397,186 |  |  |

- 注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクに晒されている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

(単位：千円)

|                              | 令和6年度        |            |
|------------------------------|--------------|------------|
|                              | 適格金融<br>資産担保 | 保証         |
| 地方公共団体金融機構向け                 | —            | —          |
| 我が国の政府関係機関向け                 | —            | —          |
| 地方三公社向け                      | —            | 701,617    |
| 金融機関、第一種金融商品取引業者<br>及び保険会社向け | —            | —          |
| 法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）          | —            | —          |
| 中堅中小企業等向け及び個人向け              | 27,000       | 123,143    |
| 自己居住用不動産等向け                  | —            | 12,475,359 |
| 賃貸用不動産向け                     | —            | —          |
| 事業用不動産関連向け                   | —            | —          |
| 延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）       | —            | —          |
| 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞     | —            | —          |
| 証券化                          | —            | —          |
| 中央清算機関関連                     | —            | —          |
| 上記以外                         | —            | —          |
| 合計                           | 27,000       | 13,300,119 |

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
  - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
  - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

### ●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

### ●証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

### ●CVAリスクに関する事項

該当する取引はありません。

## ●マーケット・リスクに関する事項

○当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

## ●オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) オペレーショナル・リスクに関する管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。JAのオペレーショナル・リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 18）をご参照ください。

## ●出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 98）をご参照ください。

(2) 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

|     | 令和5年度          |           | 令和6年度          |           |
|-----|----------------|-----------|----------------|-----------|
|     | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時価評価額     | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時価評価額     |
| 上場  | 59,118         | 59,118    | 69,069         | 69,069    |
| 非上場 | 6,526,639      | 6,526,639 | 6,526,639      | 6,526,639 |
| 合計  | 6,585,758      | 6,585,758 | 6,595,709      | 6,595,709 |

注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

(3) 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：千円)

| 令和5年度 |     |     | 令和6年度 |     |     |
|-------|-----|-----|-------|-----|-----|
| 売却益   | 売却損 | 償却額 | 売却益   | 売却損 | 償却額 |
| 2,368 | —   | —   | 8,937 | —   | —   |

(4) 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：千円)

| 令和5年度  |     | 令和6年度  |     |
|--------|-----|--------|-----|
| 評価益    | 評価損 | 評価益    | 評価損 |
| 21,334 | —   | 13,381 | 633 |

(5) 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当はありません。

## ●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：千円)

|                               | 令和5年度     | 令和6年度     |
|-------------------------------|-----------|-----------|
| ルックスルー方式を適用するエクスポージャー         | 2,213,458 | 2,455,097 |
| マンドート方式を適用するエクスポージャー          | —         | —         |
| 蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー      | —         | —         |
| 蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー      | —         | —         |
| フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー | —         | —         |

## ●金利リスクに関する事項

## (1) 金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、JAの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。JAの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容（p. 100）をご参照ください。

## (2) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

| IRRBB1：金利リスク |           |        |       |        |     |
|--------------|-----------|--------|-------|--------|-----|
| 項番           |           | △EVE   |       | △NII   |     |
|              |           | 当期末    | 前期末   | 当期末    | 前期末 |
| 1            | 上方パラレルシフト | 2,945  | 2,867 | 0      | 55  |
| 2            | 下方パラレルシフト | 0      | 0     | 38     | 1   |
| 3            | スティープ化    | 2,994  | 2,824 |        |     |
| 4            | フラット化     | 0      | 0     |        |     |
| 5            | 短期金利上昇    | 0      | 0     |        |     |
| 6            | 短期金利低下    | 311    | 97    |        |     |
| 7            | 最大値       | 2,994  | 2,867 | 38     | 55  |
|              |           | 当期末    |       | 前期末    |     |
| 8            | 自己資本の額    | 11,921 |       | 11,211 |     |

## 23. 財務諸表の正確性に係る確認

### 確認書

- ① 私は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。
- ② 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
  - ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
  - ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和7年6月20日  
津安芸農業協同組合  
代表理事組合長  
水谷 隆

## 24. 会計監査人の監査

令和5年度及び令和6年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

## 25. 役員等の報酬体系

### ●役員

#### (1)対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は理事及び監事をいいます。

#### (2)役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：千円)

|             | 支給総額   |       |
|-------------|--------|-------|
|             | 基本報酬   | 退職慰労金 |
| 対象役員に対する報酬等 | 58,707 | 5,835 |

(注1)対象役員は、理事28名、監事5名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2)退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額)によっています。

#### (3)対象役員の報酬等の決定等について

##### ① 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会(三重県農林関係部署、津市農林関係部署、三重県農協中央会、三重県信用農協連、及び開催年度の通常総代会議長の5名をもって構成する)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

##### ② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総代会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

## ●職員等

### (1)対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当組合の職員及び当組合の主要な連結子法人等の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当するものはありませんでした。

(注1)対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

(注2)「主要な連結子法人等」とは、当組合の連結子法人等のうち、経営上重要な連結子法人をいいます。

(注3)「同等額」は、令和6年度に当組合の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

## ●その他

当組合の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。





未来へ夢...発信

**JA津安芸**

三重県津市一色町 211 番地

T E L (059)225-1881

F A X (059)223-0912

URL <http://www.ja-tsuage.or.jp>